

男女共同参画さっぽろプラン
令和3年度 実施報告書

札幌市

目 次

I 男女共同参画の推進状況

1	「第4次男女共同参画さっぽろプラン」の概要	1
2	「第4次男女共同参画さっぽろプラン」の体系	6
3	男女共同参画の推進に関する指標項目	8
4	男女共同参画の推進状況の評価	10
5	男女共同参画社会形成の進捗状況	
	【基本的指標の現状】	20
	◆人口と世帯数の推移	
	◆年齢3区分別人口割合の推移	
	◆婚姻数・率、離婚数・率の推移	
	【男女共同参画の推進に関する指標の現状】	23
	基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり ..	23
	(1) 札幌市の審議会等における女性委員の登用率	
	(2) 札幌市議会議員に占める女性の人数と割合	
	(3) 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）	
	(4) 札幌市職員の女性役職者（係長職以上）、女性職員の割合	
	(5) 札幌市立小・中学校長・教頭に占める女性の人数と割合	
	(6) 札幌市係長職候補者試験受験者に占める女性の割合	
	(7) 札幌市職員のうち女性の占める割合	
	(8) 管理的職業従事者における女性の割合	
	(9) 役職別管理職に占める女性割合の推移	
	(10) 合計特殊出生率	
	(11) 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の家事・育児関連時間	
	(12) 家族介護における介護者の男女別比率	
	(13) 市内の外国人登録者数	
	(14) ジェンダー・ギャップ指数	
	基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進	31
	(15) 女性の労働力率	
	(16) 認可保育所等定員数及び待機児童数	
	(17) 男女の賃金格差	
	(18) 札幌市職員の育児休業取得率	
	(19) 民間企業における育児休業取得率	
	(20) 民間企業における介護休業制度の規定状況	
	(21) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組の有無別企業割合	
	(22) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組内容別企業割合	

(23) セクシュアル・ハラスメントの相談件数	
(24) 育児期（25～44歳）の女性労働力率	
(25) 一般労働者の平均勤続年数	
(26) 正規社員の勤続年数	
(27) 就業者数の推移	
(28) 第1子出産前後の女性の継続就業率	
(29) 男女別雇用形態比率	
(30) 産業別雇用者の女性比率	
(31) 男女別自営業主数の推移	
(32) 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	
(33) 年次有給休暇取得率	
基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重	40
(34) 10代の人工妊娠中絶率（女性人口千対）の推移	
(35) 年齢階層別人工妊娠中絶届出数	
(36) 性的指向に関し起きていると思う人権問題	
(37) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題	
(38) L G B Tほっとライン相談件数	
基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	42
(39) 配偶者からの被害経験の有無	
(40) 交際相手からの被害経験の有無	
(41) 配偶者等からの暴力に関する相談件数	
(42) 配偶者等からの暴力による一時保護件数	
(43) 札幌地方裁判所における保護命令発令件数	
(44) 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける証明発行件数	
基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実	45
(45) 短大・大学・大学院への男女別進学率	
(46) 大学（学部）学生の専攻分野別構成	

II 男女共同参画施策実施状況

1 男女共同参画関係事業の実施状況.....	47
------------------------	-----------

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり... 48

- 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備
- 4 国際社会と連動した女性への支援
- 5 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進	63
1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備	
2 女性の経済的自立の推進	
3 女性の活躍に取り組む企業への支援	
基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重	77
1 生涯を通じた男女の健康支援	
2 多様な性のあり方への理解の促進と支援	
基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	81
1 暴力を許さない社会づくりの推進	
2 DVに関する総合的な支援体制の強化	
3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備	
4 性暴力に関する啓発と被害者の支援	
基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実	101
1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進	
2 男女共同参画の学習の推進	
3 男女共同参画の活動拠点の充実	
2 部局別掲載事業一覧表	107
資 料	
札幌市男女共同参画推進条例	115
男女共同参画行政関係年表	121

I 男女共同参画の推進状況

1 「第4次男女共同参画さっぽろプラン」の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第2次女性計画」を策定した平成6年(1994年)3月以降、少子・高齢化を始め社会・経済状況の変化の中で男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっており、その実現に向けて、国は平成11年(1999年)6月に男女共同参画社会基本法を制定、さらにその実施計画である男女共同参画基本計画を平成12年(2000年)12月に策定しました。

こうした中、札幌市は、平成15年(2003年)1月施行の札幌市男女共同参画推進条例第8条に規定する「札幌市男女共同参画計画」として「男女共同参画さっぽろプラン(平成15~24年度)」を策定したあと、社会経済情勢など様々な変化に対応するため、改訂を重ね、平成30年(2018年)4月に新たに第4次男女共同参画さっぽろプランを策定しました。

(2) 計画の重点事項

男女共同参画社会の実現に関する取組は、幅広い分野に及んでいるため、全体的な推進と併せて、特に重要な課題については、的を絞って取り組んでいく必要があります。

本プランでは、これまでの取組の進捗状況や現在の経済社会情勢を踏まえ、次の2点について重点的に取り組むこととしています。

<重点事項1> —男女が共に働きやすい社会の推進—

札幌市は、人口に占める女性の割合が他の政令指定都市と比較して高い特徴がある一方、女性の有業率はやや低位にあります。また、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていたり、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じています。

雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備や女性の活躍に取り組む企業への支援により、働きたい人が働きやすい社会を実現することは、将来の札幌経済を支える力になるだけでなく、女性の力が企業活動等の現場に多様な価値観と創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体の活力につながるという観点からも、重点事項として積極的に取り組む必要があります。

主な取組

- さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業
- テレワーク・業務管理システムの普及促進
- コワーキングスペースの運営

＜重点事項２＞ —女性に対するあらゆる暴力の根絶—

札幌市では、平成 17 年（2005 年）11 月に「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設し、相談体制を整えるなど被害者支援に取り組んできましたが、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数は、全市的に見ると増加傾向にあり、ストーカー行為や性暴力被害など女性への暴力は後を絶ちません。

女性に対するあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、引き続き、重点事項として取り組む必要があります。

主な取組

- | | |
|------------------------|-------------|
| ■ DV未然防止講座の実施 | ■ カウンセリング事業 |
| ■ 配偶者暴力相談センター等の相談体制の充実 | |

(3) 男女共同参画の数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第 3 次プランに引き続き、以下の 2 つの視点に分けて数値目標を設定します。

＜活動指標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

●基本目標 I あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目			現状値	目標値
活 動 指 標	1	審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率	—	100% (R4)
	2	市職員係長昇任試験受験率(女性)	29.6% (H29)	35%以上 (R4)
	3	固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数(DV関連を除く)	31,564 人 (H28)	160,000 人 (H30~R4)
成 果 指 標	4	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28)	40% (R4) (注 1)
	5	札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29)	18% (R4)
	6	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	42.4% (H28 市調査)	30%以下 (R3市調査)

(注 1) : 40%達成後は 40~60%の持続を目指す

●基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

項目		現状値	目標値
活動指標	7	ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数	—
	8	認可保育所等定員数	28,325 人(H29)
	9	働き方に関する啓発事業参加者数	3,743 人(H28)
成果指標	10	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合	19.5%(H28 市調査)
	11	管理的職業従事者における女性割合	16.6%(H27 国勢調査)
	12	待機児童数	7 人(H29)
	13	職場で男女平等と考える人の割合	17.5%(H28 市調査)
	14	15～64 歳までの女性労働力率(平均)	市:64.7%(H27 国勢調査) 国:67.3%(H27 国勢調査)

●基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

項目		現状値	目標値
活動指標	15	性と健康に関する啓発事業参加者数	20,200 人(H28)
	16	性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—
成果指標	17	避妊法を正確に知っている人の割合(16～19 歳)	34.6%(H27)
	18	「性的マイノリティ」の言葉の認知度(内容を知っている、見聞きしたことがある)	56.6%(H28 市調査)

●基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

項目		現状値	目標値
活動指標	19	DV未然防止講座の参加者数	3,790 人(H28)
	20	パンフレット・リーフレット等配布数	10,713 部(H28)
成果指標	21	札幌市配偶者暴力相談センターの認知度	38.5%(H28 市調査)
	22	DVを経験したときに相談しなかった割合	30.1%(H28 市調査)
	23	身体的暴力以外の行為を暴力として認識する人の割合	61.1%(H28 市調査)

●基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

項目		現状値	目標値
活動指標	24	男女共同参画センターの利用者数(年間)	357,687 人(H28)
成果指標	25	男女共同参画センターの認知度(知っている)	20.4%(H28 市調査)

※市調査:男女共同参画に関する市民意識調査

(4) 基本目標と施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年（2003年）1月に施行した札幌市男女共同参画推進条例に規定されている次の5つの基本理念を具現化するために、4つの基本目標に沿った施策を展開します。

＜条例の基本理念＞

- 男女の人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- 男女が制度及び慣行によって、直接又は間接的に差別されないこと
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 男女の家庭生活における活動と他の活動の両立
- 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

男女が対等なパートナーとして活動に参画できる機会が確保され、自らの意識改革と能力の向上を図ることができるように、政策方針決定の場を始め、社会のあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりに取り組みます。

《 基本的方向 》

- 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備
- 4 国際社会と連動した女性への支援
- 5 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

男女が共に働きやすい社会を実現し、女性の力が社会全体の活力につながるように、仕事と生活の両立を図るための環境整備や女性の活躍に取り組む企業への支援等に取り組めます。

《 基本的方向 》

- 1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備
- 2 女性の経済的自立の推進
- 3 女性の活躍に取り組む企業への支援

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

男女が等しく個人としての人権が尊重されるように、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の普及や多様な性のあり方への理解の促進などに向けた幅広い取組を行います。

《 基本的方向 》

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 多様な性のあり方への理解の促進と支援

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である女性に対するあらゆる暴力をなくし、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係作りが進むように、暴力防止のための啓発や被害者への支援などの取組を行います。

《 基本的方向 》

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進
- 2 DVに関する総合的な支援体制の強化
- 3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備
- 4 性暴力に関する啓発と被害者の支援

基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

男女ともに性別にとらわれることなく、家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組を行います。

《 基本的方向 》

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進
- 2 男女共同参画の学習の推進
- 3 男女共同参画の活動拠点の充実

(5) 計画の位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本的な計画として策定します。

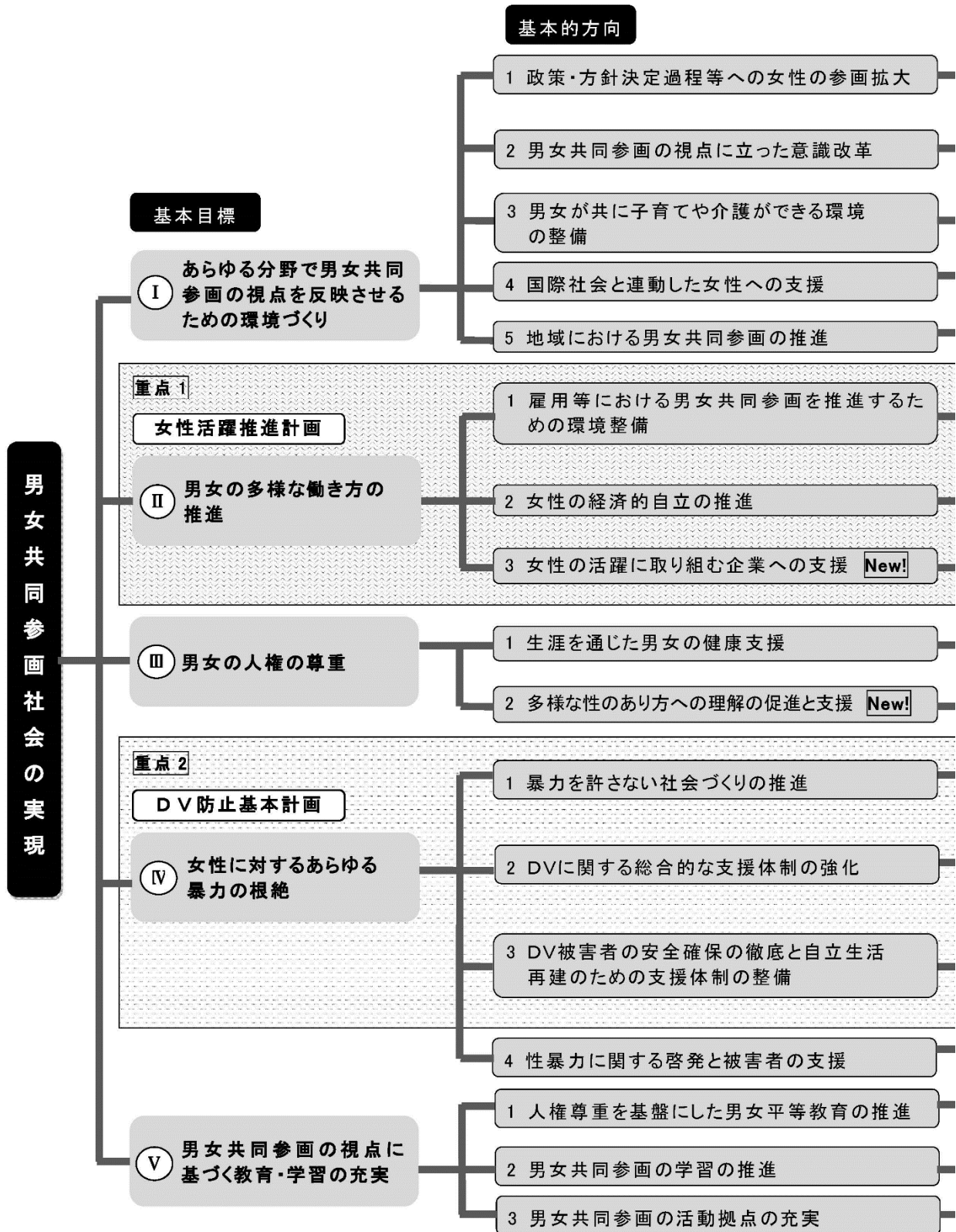
また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める市町村基本計画（第3次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画）を包含します。

さらに、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を始め、関わりのある各分野の個別計画との整合性を図っています。

(6) 計画の期間

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間とします。

2 「第4次男女共同参画さっぽろプラン」の体系



基本施策

- 1 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進
- 2 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大
- 3 意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進

- 1 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実
- 2 市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援
- 3 男性にとっての男女共同参画に関する意識啓発

- 1 男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実
- 2 男女が共に子育てや介護ができる支援の充実

- 1 世界の動きと連動した女性力が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援)
- 2 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 1 地域活動での男女共同参画の促進
- 2 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

- 1 職場における男女共同参画の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 就業継続への支援

- 1 女性の就業機会の拡大
- 2 多様な働き方に対応するための支援
- 3 起業に対する支援

- 1 企業における女性の活躍を促進するための啓発活動の充実
- 2 女性の活躍に積極的に取り組む企業への支援

- 1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及
- 2 生涯を通じた男女の健康保持・増進
- 3 男女共同参画の視点による学校・家庭における性にかかわる教育の充実

- 1 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- 1 配偶者等からの暴力に関する普及啓発の強化
- 2 暴力未然防止を目指した若年層への予防教育の推進 **New!**

- 1 早期相談の促進
- 2 相談体制の充実
- 3 被害者対応機関との連携強化
- 4 人材育成の推進

- 1 安全かつ迅速な一時保護体制の充実
- 2 安心して暮らせる生活の確保
- 3 被害者の自立に向けた適切な情報提供及び総合的な支援
- 4 子どもに対する各種支援の強化

- 1 性暴力に関する啓発と被害者の支援

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

- 1 男女共同参画に関する学習の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

- 1 男女共同参画センターにおける事業展開
- 2 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

3 男女共同参画の推進に関する指標項目

男女共同参画社会の実現には市民の意識改革や社会全体の変革を伴うことから、長期的な取組が必要とされています。同時に、プランに掲げている基本目標や基本的施策の達成度やそれに対する評価についても、長期的な視点で総合的に判断していく必要があります。

札幌市男女共同参画審議会及び札幌市では、市民の皆さんに分かりやすく男女共同参画社会の進捗状況を確認していただくための具体的な指標として、「男女共同参画の推進に関する指標項目」を設定し、プランに掲げる基本目標及び施策の基本的方向ごとに分類しています。札幌市では、これらの指標項目を念頭に置きながら、男女共同参画社会の実現に向けて、本プランに基づく様々な取組を推進していきます。

<基本目標Ⅰ> あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

- (1) 札幌市の審議会等における女性委員の登用率
- (2) 札幌市議会議員に占める女性の人数と割合
- (3) 札幌市職員の女性管理職割合(課長職以上)
- (4) 札幌市職員の女性役職者(係長職以上)、女性職員の割合
- (5) 札幌市立小・中学校長・教頭に占める女性の人数と割合
- (6) 札幌市係長職候補者試験受験者に占める女性の割合
- (7) 札幌市職員のうち女性の占める割合
- (8) 管理的職業従事者における女性の割合
- (9) 役職別管理職に占める女性割合の推移
- (10) 合計特殊出生率
- (11) 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の家事・育児関連時間
- (12) 家族介護における介護者の男女別比率
- (13) 市内の外国人登録者数
- (14) ジェンダー・ギャップ指数

<基本目標Ⅱ> 男女の多様な働き方の推進

- (15) 女性の労働力率
- (16) 認可保育所等定員数及び待機児童数
- (17) 男女の賃金格差
- (18) 札幌市職員の育児休業取得率
- (19) 民間企業における育児休業取得率
- (20) 民間企業における介護休業制度の規定状況
- (21) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組の有無別企業割合

- (22) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組内容別企業割合
- (23) セクシュアル・ハラスメントの相談件数
- (24) 育児期（25～44 歳）の女性労働力率
- (25) 一般労働者の平均勤続年数
- (26) 正規社員の勤続年数
- (27) 就業者数の推移
- (28) 第1子出産前後の女性の継続就業率
- (29) 男女別雇用形態比率
- (30) 産業別雇用者の女性比率
- (31) 男女別自営業主数の推移
- (32) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合
- (33) 年次有給休暇取得率

＜基本目標Ⅲ＞ 男女の人権の尊重

- (34) 10 代の人工妊娠中絶率（女性人口千対）の推移
- (35) 年齢階層別人工妊娠中絶届出数
- (36) 性的指向に関し起きていると思う人権問題
- (37) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題
- (38) L G B Tほっとライン相談件数

＜基本目標Ⅳ＞女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (39) 配偶者からの被害経験の有無
- (40) 交際相手からの被害経験の有無
- (41) 配偶者等からの暴力に関する相談件数
- (42) 配偶者等からの暴力による一時保護件数
- (43) 札幌地方裁判所における保護命令発令件数
- (44) 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける証明発行件数

＜基本目標Ⅴ＞男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

- (45) 短大・大学・大学院への男女別進学率
- (46) 大学（学部）学生の専攻分野別構成

4 男女共同参画の推進状況の評価

男女共同参画の推進状況について、男女共同参画の数値目標の達成状況などを基に、プランに掲げる基本目標ごとに以下のとおり評価します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

【主な取組】

札幌市の審議会等委員の女性登用率向上に向け、改選期を迎える審議会等の所管課への依頼通知や、女性登用率が40%に満たない審議会等に対し、事前協議での女性登用の個別要請を強化したほか、必要に応じ女性の人材情報について情報提供を行った。

札幌市職員の女性登用促進に向け、男女が共に働きやすい環境を整備するとともに、昇任意欲を喚起する取組として、出産や育児を理由とした係長試験第1次試験免除期間の延長や試験会場における託児サービスの導入に加え、令和3年度からは、試験範囲の見直し、係長試験第1次試験の土曜日実施などに取り組んだ。

【評価】

審議会の委員改選に関する個別働きかけは、目標とする100%を達成したが、登用率は前年度(32.0%)から1.0ポイント低下し目標値を達成できなかった。札幌市職員の女性管理職割合については、前年度(16.0%/R3.4.1時点)より0.5ポイント上昇した。

項目		策定時数値	現状値	目標値	
活動指標	1	審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率	—	100% (R3年度)	100% (R4年度)
	2	市職員係長昇任試験受験率(女性)	29.6% (H29年度)	27.8% (R3年度)	35%以上 (R4年度)
成果指標	4	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28年度)	31.0% (R3年度)	40% (R4年度)
	5	札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29.4.1)	16.5% (R4.4.1)	18% (R5.4.1)

【今後の方向性】

審議会等委員の女性登用率向上に向け、審議会等委員の選任時における事前協議や、女性登用促進要請文の全庁送付、委員改選を予定する関係部局へのヒアリングの実施等を通してより一層の女性委員の登用促進に努めていく。

札幌市職員の女性割合は、職員全体・管理職ともに順調に増加しており、長期的な視点に立った人材育成を行うとともに、管理監督者の男女共同参画に関する意識の醸成に引き続き取り組んでいく。また、令和2年8月に策定した札幌市子育て・女性職員応援プランに基づき、引き続き、男女が共に働きやすい環境の整備を進めていく。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革

【主な取組】

男女共同参画センターにおいて、若年層を中心とした幅広い市民に対し、ジェンダー課題に関する学習機会として多様な講座を実施したほか、男女共同参画情報誌「りぷる」を発行し、男女共同参画意識の浸透を図った。また、各区においてもパネル展やデジタルサイネージを活用した男女共同参画意識醸成のための啓発事業を実施した。

【評価】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたものの、固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業について、オンライン開催も活用しながら、令和4年度までの目標値160,000人（累計）の約8割となる参加者数を達成し、男女共同参画意識の醸成を図ることができた。また、男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合は、目標値に1.0ポイント及ばなかったものの前回調査から大幅な改善となった。

項目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	3	固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数（DV関連を除く）	31,564人 (H28年度)	127,796人 (H30～R3年度 累計)	160,000人 (H30～R4年度累計)
成果指標	6	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	42.4% (H28市調査)	31.0% (R3市調査)	30%以下 (R3市調査)

【今後の方向性】

男女共同参画センターにおいては、引き続き若年者や男性など幅広い層に向けた啓発事業を実施していくほか、内容に応じてオンラインと対面を組み合わせるなど市民が参加しやすい実施方法や紙媒体に代わる広報手法について検討していく。

また、各区においても、男女共同参画週間等の機会を捉え、男女共同参画への意識が高まるよう啓発事業を実施していく。

3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備

【主な取組】

男女が共に育児等に携わることの意識啓発のため、マタニティ教室を実施した。また、子育て支援総合センター事業や地域子育て支援推進事業により、地域で安心して子育てができるよう講座の開催や相談・交流の場としての子育てサロンの運営など支援を行った。

また、男女が共に介護に携わる環境づくりのため、介護保険制度や介護サービスについて定期的にパンフレットの改訂を行い、市民向け配布を実施した。

【評価】

令和3年度の全国調査において、6歳未満の子どもを持つ夫の家事関連時間は1日当たり114分と過去最長になり、年々増加しているものの、妻は448分という結果となり、男女格差が依然として大きい。また、令和元年度に本市が実施した「要介護（支援）認定者意向調査」では、主な家族介護者の62%程度が女性という結果が出ており、子育てや介護は女性の役割といった意識を背景として、女性側の負担は大きい。

【今後の方向性】

家事・育児や介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるとの認識を深め、男性の家庭参画を促す意識啓発を継続するとともに、多様化するライフスタイルやニーズに対応するため、引き続き保育・介護のための体制整備に取り組むほか、ひとり親家庭等への支援も継続して行っていく。

4 国際社会と連動した女性への支援

【主な取組】

姉妹都市とそれぞれオンラインで学校間交流により親睦を深めたほか、札幌に住む外国市民向けの生活情報の発信や相談支援等を行った。

男女共同参画センターにおいては海外分野における専門性の高い団体等と連携し、海外先進事例の情報交換や国際交流活動の支援を実施した。

【評価】

国際交流の機会の拡充や、海外分野における専門性の高い団体等との連携により、国際的な視野に立った男女共同参画意識の醸成に繋がった。

【今後の方向性】

海外諸都市や様々な主体との連携を通して、海外諸国との相互理解の促進や交流の更なる活性化を図り、男女共同参画の理念が浸透した多文化共生社会の推進に向け取組を推進していく。

5 地域における男女共同参画の推進

【主な取組】

男女共同参画の視点を盛り込むなど、令和元年9月に改訂をした避難所運営マニュアルに基づき、職員や市民を対象に避難所運営研修等を実施した。

【評価】

男女共同参画の視点が盛り込まれた避難所運営マニュアルに基づき、研修等を行うことで、災害時において、男女のニーズの違いなど、双方の視点に十分に配慮した避難所運営が行われることが期待され、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画意識の醸成に繋がった。

【今後の方向性】

男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営について、関係部署や地域住民と連携しながら実践的な活動への発展を促していく。

基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備

【主な取組】

企業における育児休業等の取得を促進するために、令和2年度より「男性の育児休業」や「子の看護休暇」の取得実績に応じた助成金制度を創設するなど、仕事と家庭の両立を図るための取組を行ったほか、女性が出産や子育てなどにより就業中断を余儀なくされることがないように、私立保育所の整備や放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供の試行実施等を行った。

【評価】

待機児童数は目標値としている0人を継続して達成している。一方、市意識調査では、男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合や職場での男女の平等感などの数値は、改善しているものの目標達成とならなかった。

項目		策定時数値	現状値	目標値
活動指標	8 認可保育所等定員数	28,325人 (H29.4.1)	35,610人 (R4.4.1)	37,739人 (R5.4.1)
成果指標	10 男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであると考える人の割合	19.5% (H28市調査)	26.9% (R3市調査)	30% (R3市調査)
	11 管理的職業従事者における女性割合	16.6% (H27国勢調査)	15.3% (R2国勢調査)	25% (R2国勢調査)
	12 待機児童数	7人 (H29.4.1)	0人 (R4.4.1)	0人 (R2年度) ※以降継続
	13 職場で男女平等と考える人の割合	17.5% (H28市調査)	19.7% (R3市調査)	50% (R3市調査)

【今後の方向性】

企業において、育児休業等を取得しやすい環境整備が進むよう、育児休業等助成金の活用による支援を図っていくほか、市民のニーズに応えることができるよう引き続き保育サービスの充実と保育人材確保の支援を行っていく。

また、男女が働きやすい環境づくりについて考えることを目的とする啓発事業を実施するほか、共働き世帯など多様な就労形態に応じた支援を進めていく。

2 女性の経済的自立の推進

【主な取組】

保育と就労の相談を一体的に受け付ける政令市初の窓口である「ここシェルジュS APPORO」や女性の起業支援・コミュニティの形成を目的としたコワーキングスペースの運営を行った。また、市内中小企業等を対象にしたテレワーク導入経費に関する補助を引き続き実施し、テレワークの普及促進を図った。

【評価】

働き方に関する啓発事業について、令和4年度までの目標値20,000人（累計）を超え目標を達成した。女性の労働力率については、大幅な増加となったものの全国平均を下回る結果となり、目標を達成することができなかった。

項目		策定時数値	現状値	目標値
活動指標	9	働き方に関する啓発事業参加者数 3,743人 (H28年度)	20,216人 (H30～R3年度 累計)	20,000人 (H30～R4年度 累計)
成果指標	14	15～64歳までの女性労働力率（平均） 市：64.7% 国：67.3% (H27国勢調査)	市：71.5% 国：73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R2国勢調査)

【今後の方向性】

今後も、女性が自ら望む生き方を実現するために、多様な働き方への支援や、起業に対する支援を継続して実施していく。

3 女性の活躍に取り組む企業への支援

【主な取組】

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業を認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の運用、企業訪問による周知、推進アドバイザー派遣による企業の取組支援を行った。また、働き方改革やハラスメント防止対策等をテーマとしたオンラインセミナーを実施した。

【評価】

札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数は、令和4年度までの目標値500社を大きく上回る764社となり、女性活躍に取り組む市内企業の機運を醸成することができた。

項目		策定時数値	現状値	目標値
活動指標	7	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数 —	764社 (R4.3.31)	500社 (R4年度)

【今後の方向性】

今後も、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスについて取り組む企業の裾野が広がるよう、効果的な広報啓発を実施していく。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

1 生涯を通じた男女の健康支援

【主な取組】

若者の性に関する知識の普及啓発事業として正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行ったほか、保健師や母子保健訪問指導員の訪問により妊娠・出産・育児などに関する相談や保健指導を実施した。

【評価】

性と健康に関する啓発事業参加者数について、令和元年度までは順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度までの目標値100,000人(累計)の約5割の達成にとどまっている。

項目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	15	性と健康に関する啓発事業参加者数	20,200人 (H28年度)	53,703人 (H30～R3年度 累計)	100,000人 (H30～R4年度 累計)
成果指標	17	避妊法を正確に知っている人の割合(16～19歳)	34.6% (H24年度)	35.0% (H30年度)	40.0% (R4年度)

【今後の方向性】

今後も生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため各ライフステージに応じた正しい情報提供や支援を行うほか、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利を男女双方が理解するような意識の啓発に取り組んでいく。

2 多様な性のあり方への理解の促進と支援

【主な取組】

性的マイノリティの理解促進に関する取組として、「札幌市パートナーシップ宣誓制度」、「札幌市LGBTフレンドリー指標制度」の運用や、「性的マイノリティ電話相談事業」等を実施した。

【評価】

性的マイノリティに関する啓発事業の参加者数について、令和4年度までの目標値30,000人(累計)を超え目標を達成し、多様な性のあり方への理解促進に取り組むことができた。また、こうした取組等により成果指標も目標を達成した。

項目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	16	性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—	36,443人 (H30～R3年度 累計)	30,000人 (H30～R4年度 累計)
成果指標	18	「性的マイノリティ」の言葉の認知度（内容を知っている、見聞きしたことがある）	56.6% (H28市調査)	75.1% (R3市調査)	65% (R3市調査)

【今後の方向性】

今後も性的マイノリティに関する市民や企業への理解を促すほか、性的マイノリティ当事者が抱える様々な困難の解消につながる支援を目指す。

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 暴力を許さない社会づくりの推進

【主な取組】

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者暴力根絶のため市民へ普及啓発を行ったほか、市内の中学校、高校、専門学校において関係機関との連携によりデートDV防止講座を実施した。

【評価】

DV未然防止講座については、令和4年度までの目標値20,000人（累計）を超え目標を達成し、パンフレット・リーフレット等の配布数についても、令和4年度までの目標値52,500部（累計）の9割を超える配布数を達成した。

項目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	19	DV未然防止講座の参加者数	3,790人 (H28年度)	23,329人 (H30～R3年度 累計)	20,000人 (H30～R4年度 累計)
	20	パンフレット・リーフレット等配布数	10,713部 (H28年度)	47,479部 (H30～R3年度 累計)	52,500部 (H30～R4年度 累計)
成果指標	23	身体的暴力以外の行為を暴力として認識する人の割合	61.1% (H28市調査)	67.6% (R3市調査)	65% (R3市調査)

【今後の方向性】

今後も被害の未然防止及び早期相談促進のため、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、継続的な普及啓発活動を実施していく。

2 DVに関する総合的な支援体制の強化

【主な取組】

配偶者暴力被害の深刻化の防止のため、市職員はもとより、医療機関や教育機関といった関係機関に向けた啓発を進めるほか、配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況の検証を行い、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言等を行った。また、地域包括支援センターとの連携により、高齢世帯においてDVが発生した場合の情報交換等を行った。

【評価】

新型コロナウイルス感染拡大により、関係職員向け研修は中止となり、関係機関との会議は書面開催に切り替えたが、配偶者暴力を発見しやすい立場にある関係機関へ通報や相談の必要性について共有を図ることができた。市意識調査の結果から、DVを経験したときに相談しなかった割合が5年前から悪化するなど目標達成とならず、DV被害者が相談できていない、または相談に至っていない実態が判明した。

項目		策定時数値	現状値	目標値
成果 指標	21	札幌市配偶者暴力相談センターの認知度 38.5% (H28 市調査)	41.8% (R3 市調査)	50% (R3 市調査)
	22	DVを経験したときに相談しなかった割合 30.1% (H28 市調査)	37.0% (R3 市調査)	20% (R3 市調査)

【今後の方向性】

今後も、DVに関する特性の理解や被害者の安全確保及び二次的被害の防止を図るため、早期発見及び早期対応するための関係者向けの啓発を実施する。

3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備

【主な取組】

加害者からの被害者に対する更なる暴力を防ぐため、公的施設を補完する民間シェルターに対し助成を行うほか、相談機関に対し、被害者を安全かつ迅速に一時保護施設に保護するための適切な情報提供を行った。また、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている被害者に関する情報管理の徹底を図った。

【評価】

DV被害者に係る情報保護を徹底したほか、住居や就業の生活支援など、被害者が安心して暮らせる状況を確保するまでの様々な支援のほか、一時保護や自立のための支援施設の提供を行った。

【今後の方向性】

今後も関係部署と適切な連携を行い、DV被害者に係る情報管理の更なる徹底や生活支援を継続し、被害者の安全確保や自立生活再建のための支援を行っていく。

4 性暴力に関する啓発と被害者の支援

【主な取組】

北海道と共同設置している「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)」において、相談時間の延長を行い、性暴力の被害者が相談しやすい環境を整え、専門相談員による相談を実施した。また、相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を実施した。

【評価】

リーフレットやカードを配布したほか、生活情報誌や地下鉄等車内への広告掲載、地下鉄駅等のデジタルサイネージを活用した広告掲載など、多様な手法を用いて啓発活動を実施した。メールやSNS相談の周知が進んだことにより、相談の増加につながっている。

【今後の方向性】

関係機関と協力し、より被害者の立場に立った支援体制を検討し、相談事業を実施するほか、今後も引き続き多様な手法を用いて啓発活動を実施する。

基本目標V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進

【主な取組】

各種教職員研修会等において男女平等教育の啓発を図ったほか、人権教育推進事業において、男女平等や性の多様性への理解を深める実践研究を行った。また、小学校6年生及び中学校3年生を対象として、固定的な性別役割分担意識の解消を目的としたパンフレットを製作し、市立小学校及び中学校に提供した。

【評価】

各学校においては、男女について、人間として平等の立場で、お互いに理解し人格を尊重し合いながら協力していくことなど、人間尊重、男女平等の精神についての理解を深め、子どもが豊かな人間関係を築くことができるように、小学校低学年から発達の段階に応じて指導している。

【今後の方向性】

「人間尊重の教育」を学校教育の重点の基盤に位置付け、教職員自らの人間尊重の意識を高めるとともに、児童生徒自らが人間尊重の意識を醸成していけるよう、取組を一層推進していく。

2 男女共同参画の学習の推進

【主な取組】

男女共同参画センターや各区において、各種女性団体・グループ等の自主的な活動

に対する支援を行ったほか、男女共同参画センターにおいては、男女共同参画の意識醸成のため、民間企業や市民グループ等への出張講座等を実施した。

【評価】

男女共同参画センターにおいては、各種女性団体・グループ等に対し、組織運営やコミュニティ構築に関する学習機会を提供するなど、時勢を捉えた支援を行うことができた。また、各種講座の実施により、男女共同参画に関する問題を多様な観点から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうことができた。

【今後の方向性】

各種講座の実施のほか、男女共同参画に資するネットワークづくりをはじめ、市民の自主的な取組や活動団体に対する支援を今後も実施することで、市民意識の醸成を図る。

3 男女共同参画の活動拠点の充実

【主な取組】

男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種講座を行ったほか、女性のための各種相談事業を実施した。また、若年層を対象としたガールズ相談では、対象者を踏まえてSNSを活用するとともに、学校の長期休業時期等に合わせて実施した。

【評価】

男女共同参画センターの利用者数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による施設休館や貸室等利用制限等により利用者数が減少し、目標を達成することができた。また、市意識調査の結果からは男女共同参画センターの認知度について、目標を下回り達成できなかった。

項目		策定時数値	現状値	目標値
活動指標	24 男女共同参画センターの利用者数 (年間)	357,687人 (H28年度)	137,360人 (R2年度) 149,690人 (R3年度)	対前年比増 (毎年)
成果指標	25 男女共同参画センターの認知度(知っている)	20.4% (H28市調査)	20.3% (R3市調査)	50% (R3市調査)

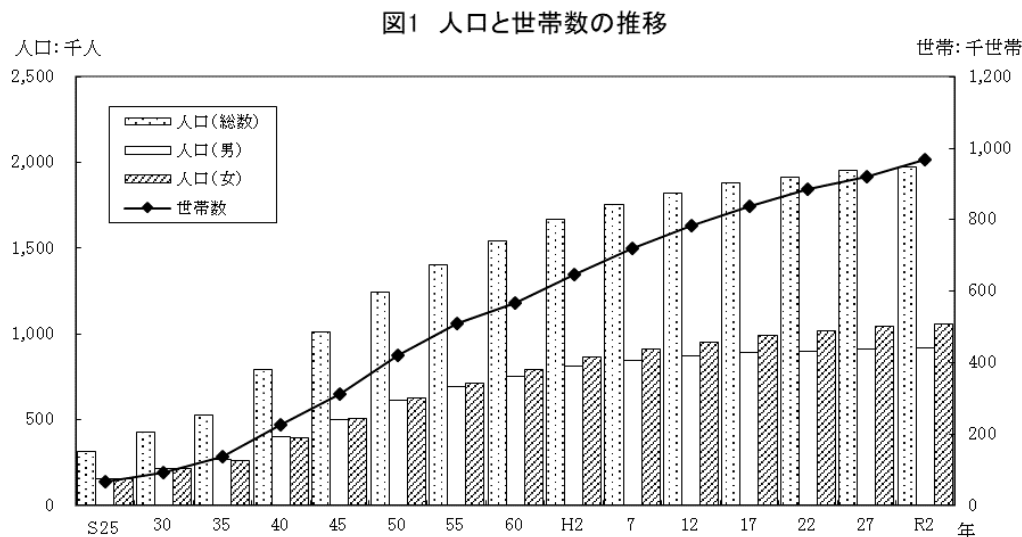
【今後の方向性】

男女共同参画の推進に関する活動拠点として、利用する市民のニーズや社会情勢の変化を捉えながら、その時代に応じた効果的な啓発や支援を行っていく。

5 男女共同参画社会形成の進捗状況

【基本的指標の現状】

◆ 人口と世帯数の推移（札幌市）



備考：総務省「国勢調査」ベース。人口は各年10月1日現在。

表1 人口と世帯数の推移（札幌市）

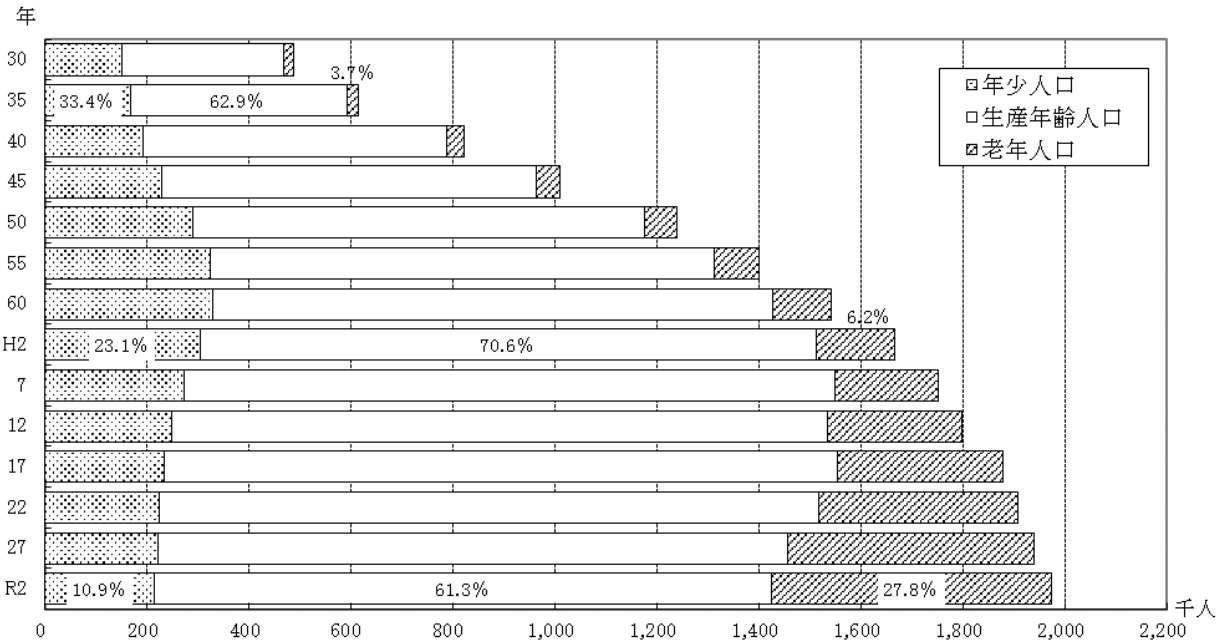
年次	人口（人）			性比 （女=100）	世帯数	1世帯当 たり人員
	総数	男	女			
T 9	102,580	53,018	49,562	107.0	20,041	5.12
14	145,065	73,980	71,085	104.1	28,726	5.05
S 5	168,576	85,509	83,067	102.9	32,752	5.15
10	196,541	98,150	98,391	99.8	38,019	5.17
15	206,103	102,112	103,991	98.2	40,602	5.08
22	259,602	128,264	131,338	97.7	56,146	4.62
25	313,850	156,290	157,560	99.2	67,492	4.65
30	426,620	214,941	211,679	101.5	90,764	4.70
35	523,839	264,367	259,472	101.9	135,783	3.86
40	794,908	400,145	394,763	101.4	224,681	3.54
45	1,010,123	503,157	506,966	99.2	312,234	3.24
50	1,240,613	614,533	626,080	98.2	419,475	2.96
55	1,401,757	691,057	710,700	97.2	508,823	2.75
60	1,542,979	753,216	789,763	95.4	566,287	2.72
H 2	1,671,742	809,185	862,557	93.8	646,647	2.59
7	1,757,025	843,170	913,855	92.3	718,473	2.45
12	1,822,368	868,883	953,485	91.1	781,948	2.33
17	1,880,863	889,054	991,809	89.6	837,367	2.25
22	1,913,545	896,850	1,016,695	88.2	885,848	2.16
27	1,952,356	910,614	1,041,742	87.4	921,837	2.12
R 2	1,973,395	918,682	1,054,713	87.1	969,161	2.04

備考：総務省「国勢調査」ベース。人口は各年10月1日現在。

（「国勢調査」の数値を基礎に、毎月の住民基本台帳による人口の増減を加えて算出）。

◆ 年齢3区分別人口割合の推移（札幌市）

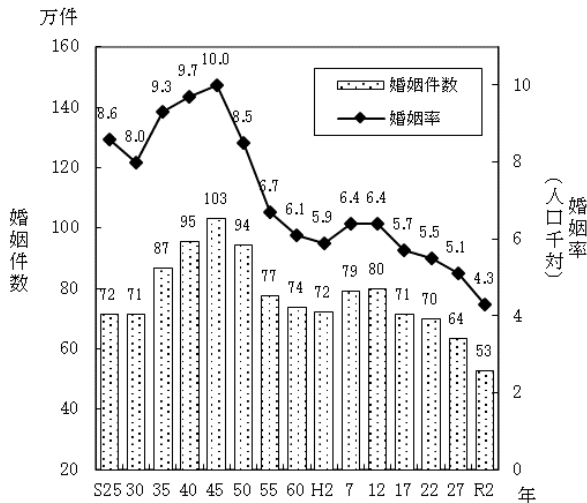
図2 年齢3区分別人口割合の推移



備考：総務省「国勢調査」ベース。人口は各年10月1日現在。

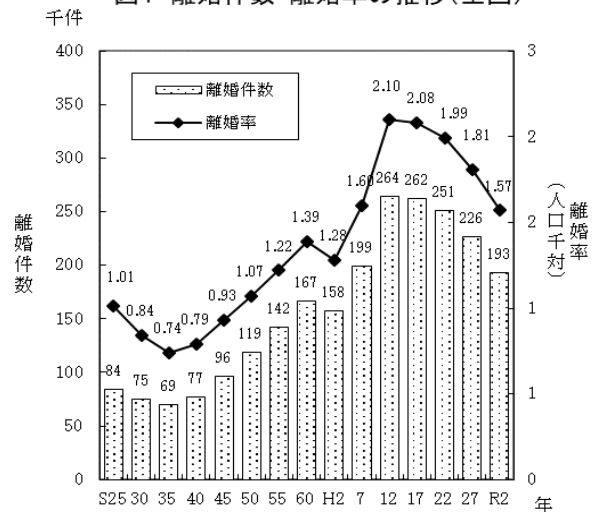
◆ 婚姻数・率、離婚数・率の推移（全国）

図3 婚姻件数・婚姻率の推移(全国)



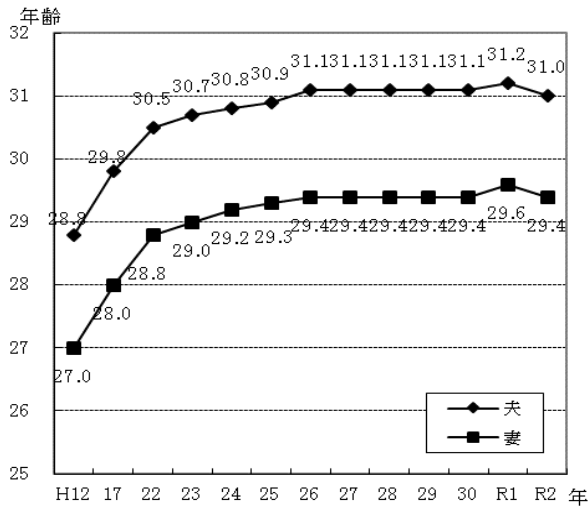
備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

図4 離婚件数・離婚率の推移(全国)



備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

図5 平均初婚年齢の年次推移(全国)



備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

図6 年齢別・夫の初婚率の年次推移(全国)

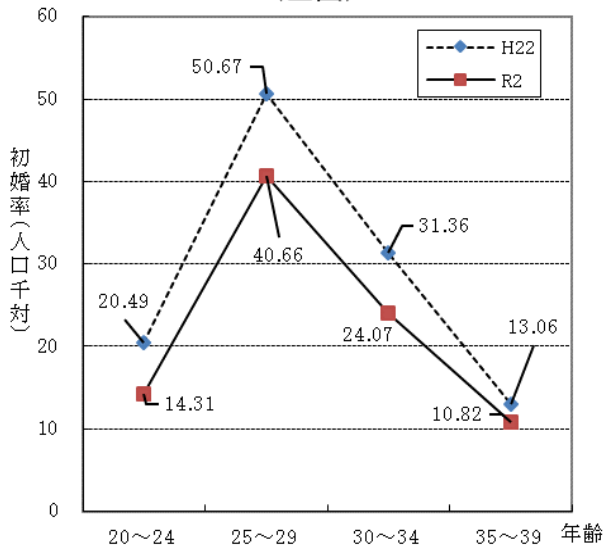
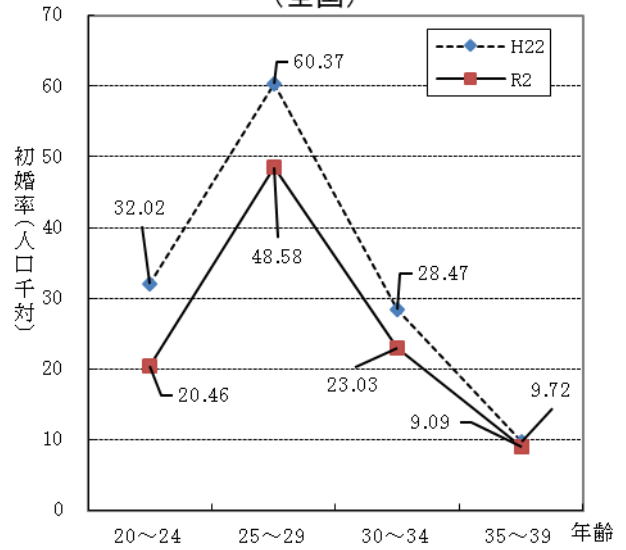


図6 年齢別・妻の初婚率の年次推移(全国)



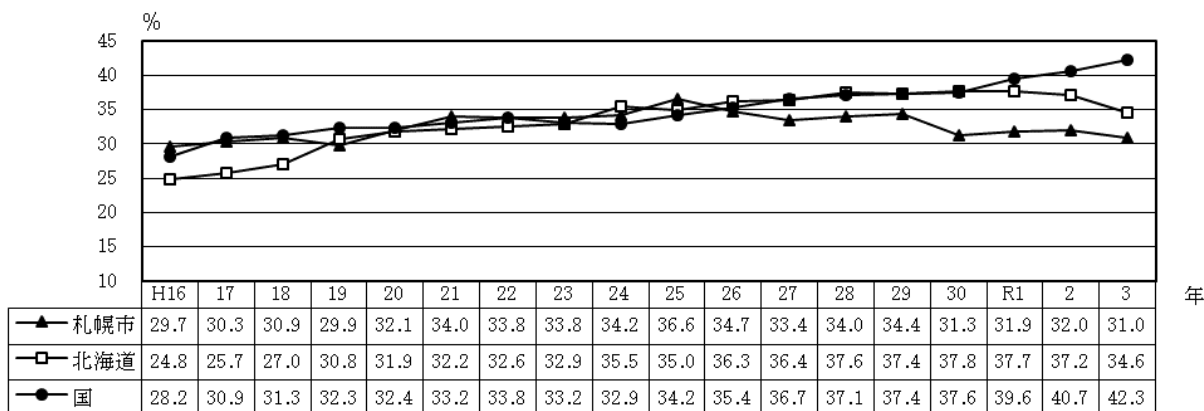
備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

【男女共同参画の推進に関する指標の現状】

<基本目標 I> あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

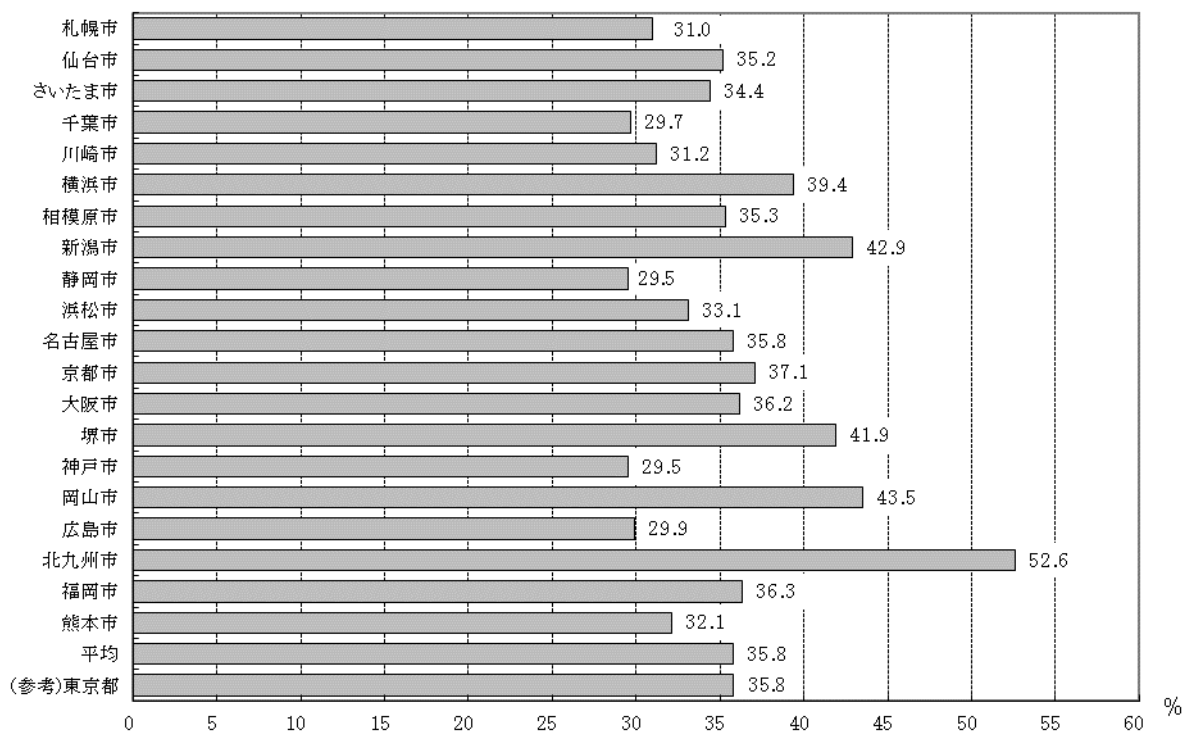
(1) 札幌市の審議会等における女性委員の登用率

図7 札幌市の審議会等における女性委員登用率



備考：札幌市…男女共同参画室調べ（平成24年まで各年4月1日、平成25年以降は3月31日現在）、
道…北海道資料、国…内閣府資料より作成。

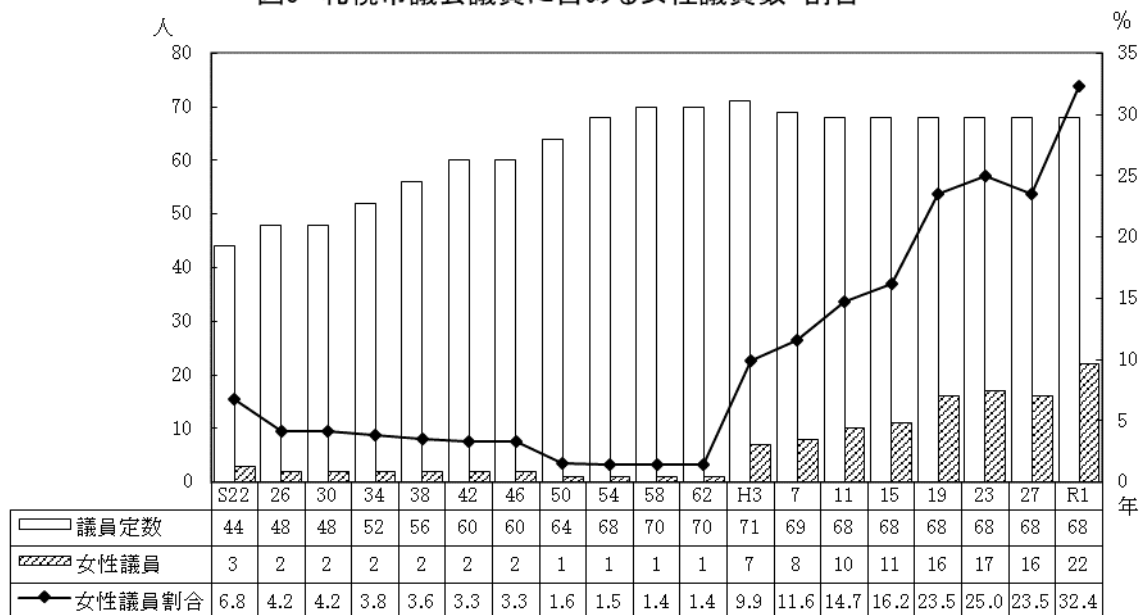
図8 審議会等における女性委員の登用率の政令市比較



備考：男女共同参画室資料より作成。各政令指定都市等の最新公表数値。

(2) 札幌市議会議員に占める女性の人数と割合

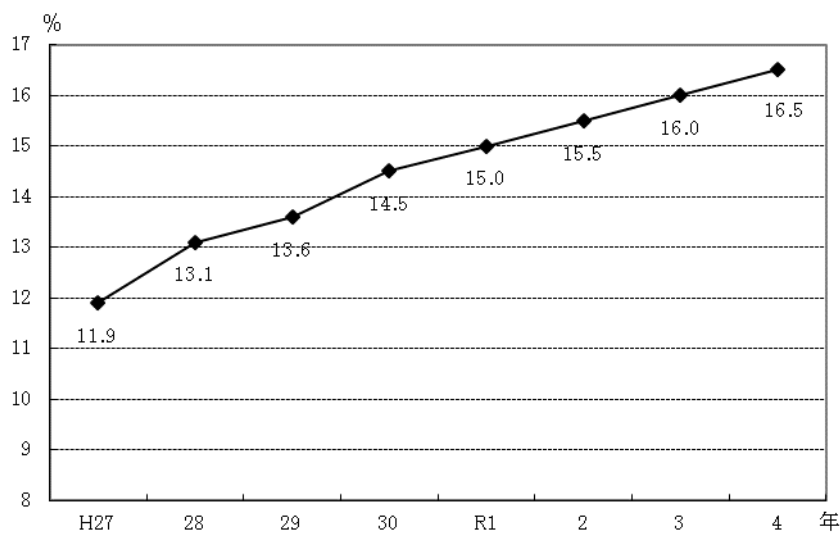
図9 札幌市議会議員に占める女性議員数・割合



備考：議会事務局資料より作成。

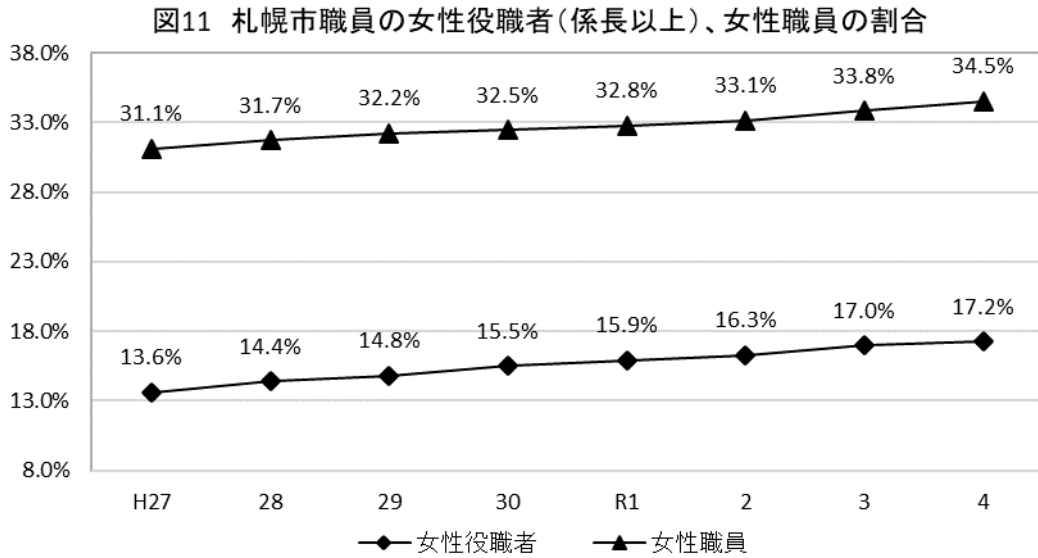
(3) 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）

図10 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）



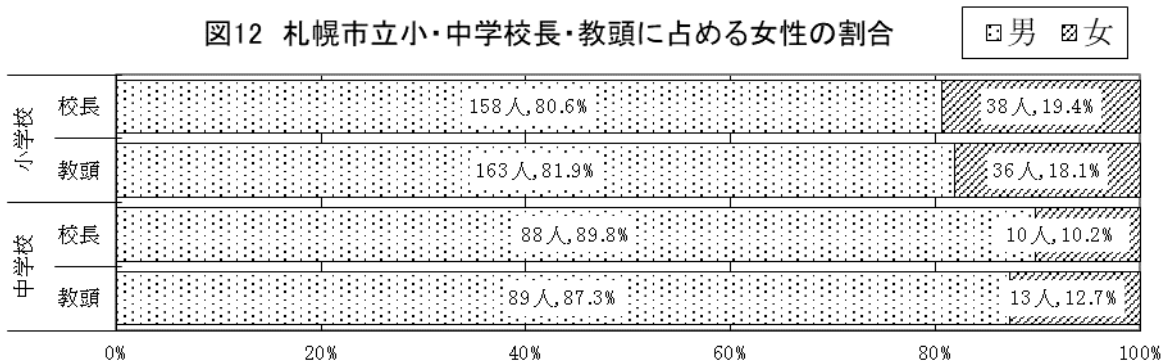
備考：総務局職員部資料より作成。（各年4月1日、平成27年のみ4月15日現在）、特別職、現業職、教職員、派遣受入職員を除く。

(4) 札幌市職員の女性役職者（係長職以上）、女性職員の割合



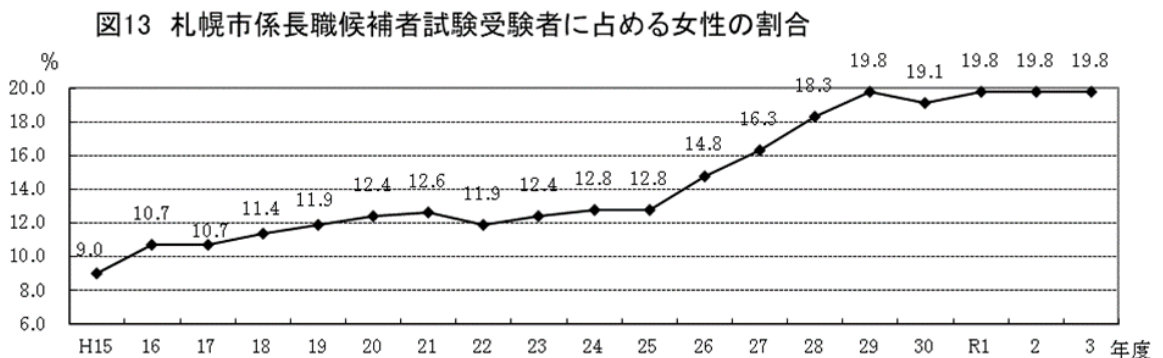
備考：総務局職員部資料より作成。(各年4月時点)、特別職、現業職、教職員、派遣受入職員を除く。

(5) 札幌市立小・中学校長・教頭に占める女性の人数と割合



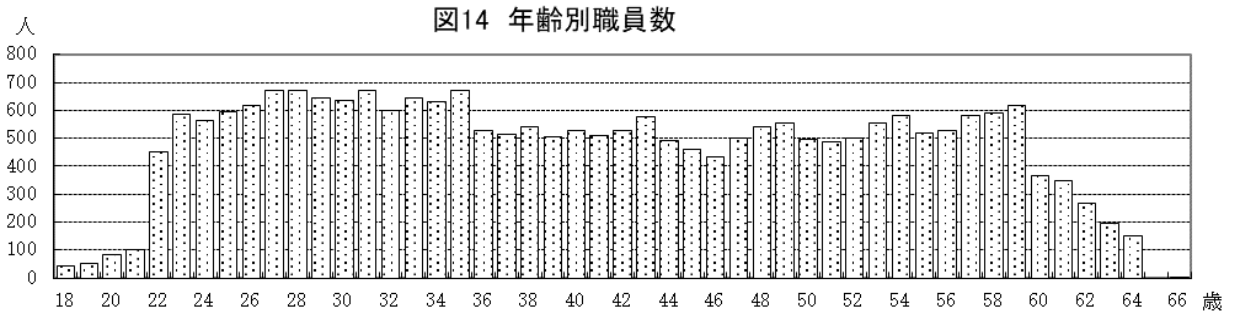
備考：令和4年4月現在。教育委員会教職員担当部資料より作成。

(6) 札幌市係長職候補者試験受験者に占める女性の割合



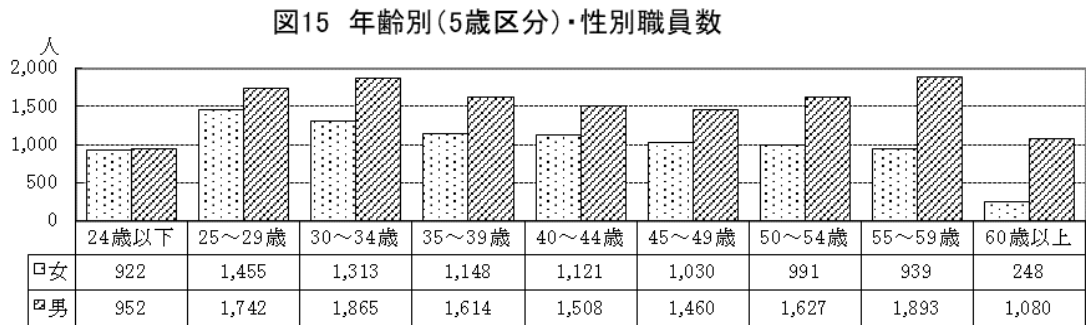
備考：人事委員会事務局資料より作成。

(7) 札幌市職員のうち女性の占める割合（年代別）



備考：令和4年4月1日現在。総務局職員部資料より作成。

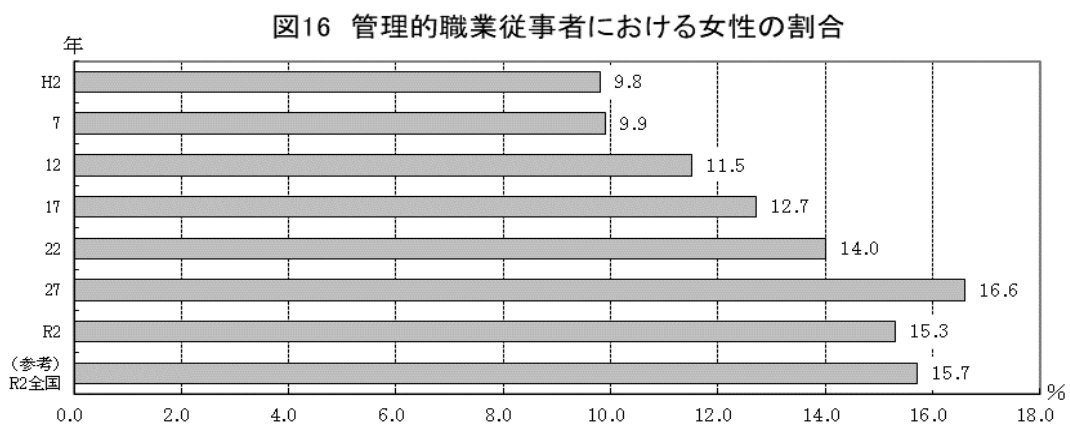
再任用短時間職員及び臨時・非常勤職員を除く。



備考：令和4年4月1日現在。総務局職員部資料より作成。

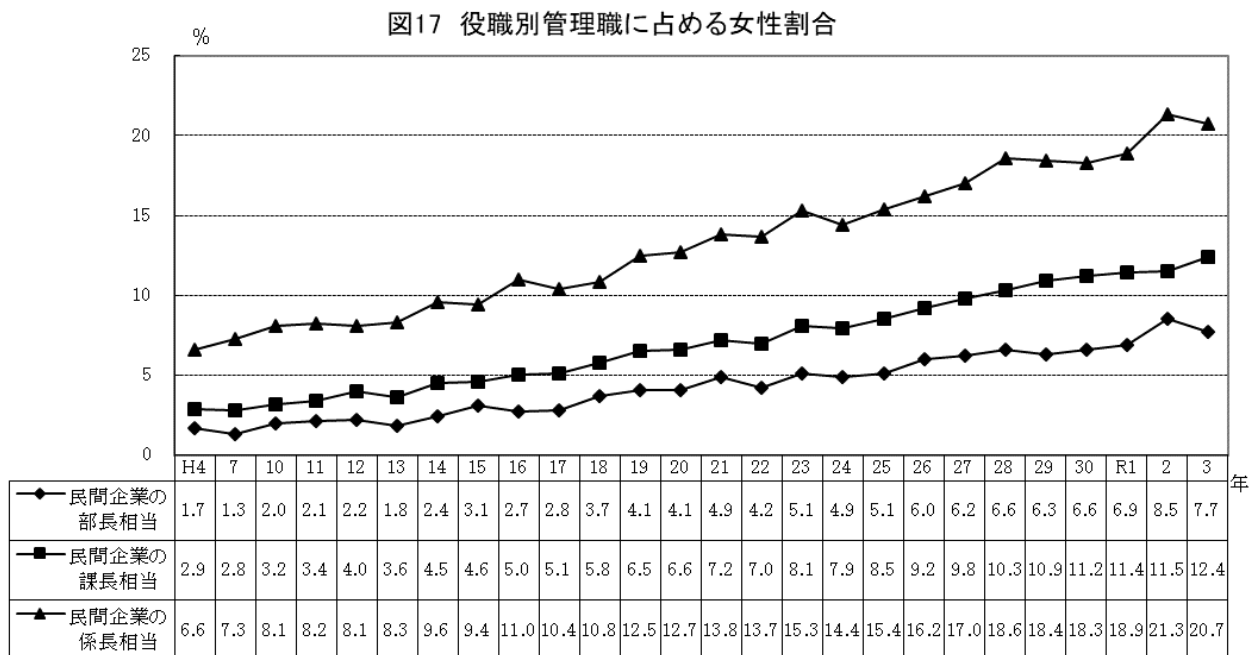
再任用短時間職員及び臨時・非常勤職員を除く。

(8) 管理的職業従事者における女性の割合（札幌市）



備考：総務省「国勢調査」より作成。「管理的職業従事者」は「日本標準職業分類」による分類で、「専ら経営体の全般又は課以上の内部組織の経営管理に従事するもの（公務員含む）」を指す。

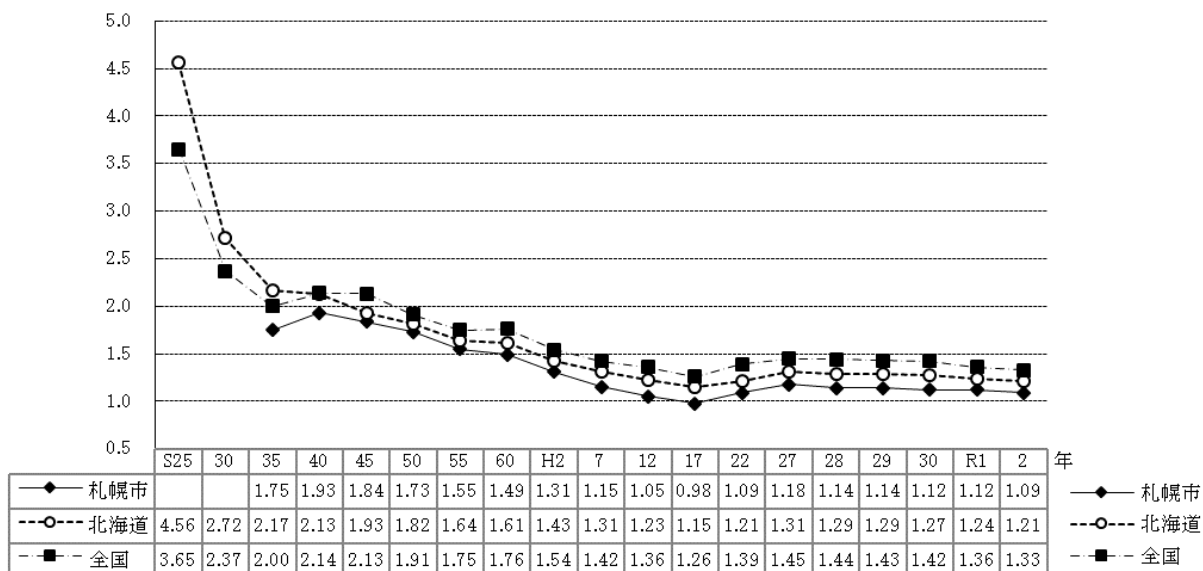
(9) 役職別管理職に占める女性割合の推移（全国）



備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（令和3年）」より作成。

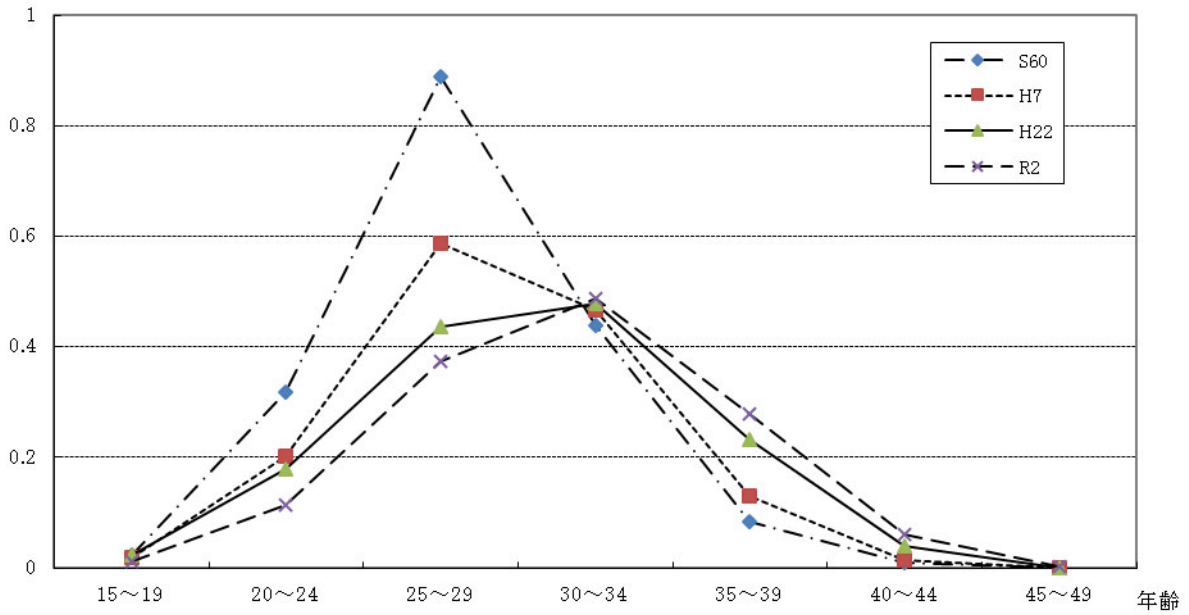
(10) 合計特殊出生率

図18 合計特殊出生率の推移（札幌市、北海道、全国）



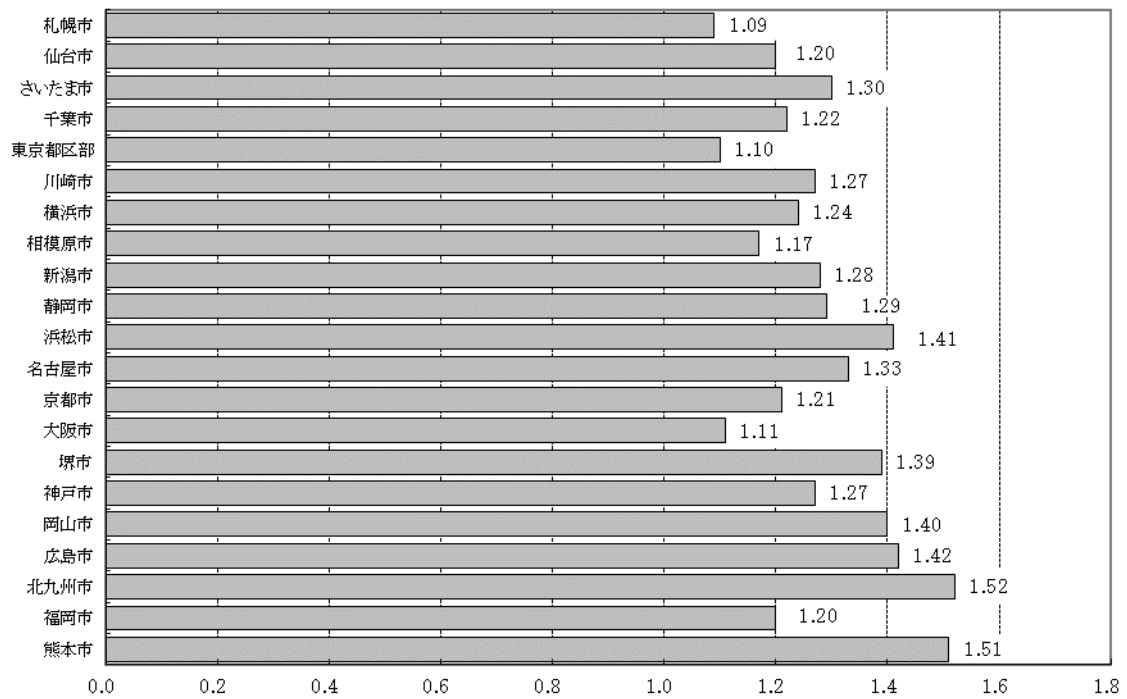
備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。

図19 年齢階級別合計特殊出生率の推移(全国)



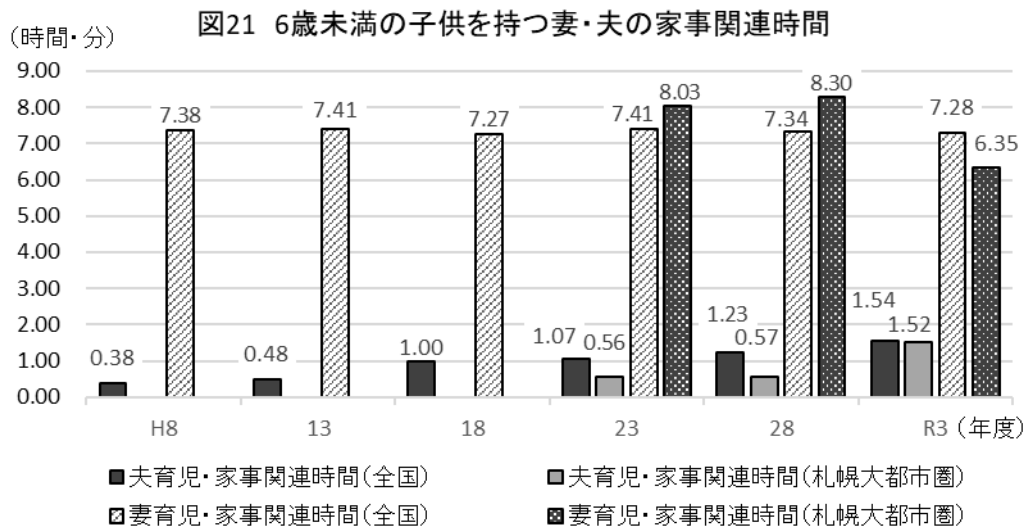
備考：厚生労働省「人口動態調査」より作成。年齢階級別の数値は各歳別出生率を合計したものであり、15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

図20 合計特殊出生率大都市比較



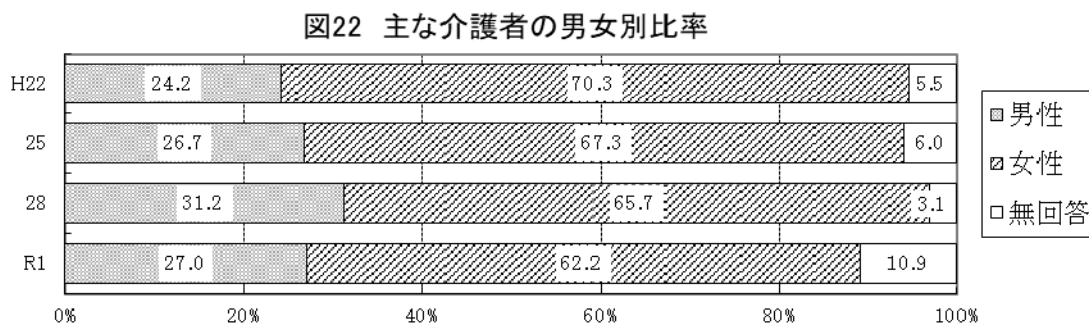
備考：「大都市比較統計年表（令和2年）」より作成。

(11) 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の家事・育児関連時間



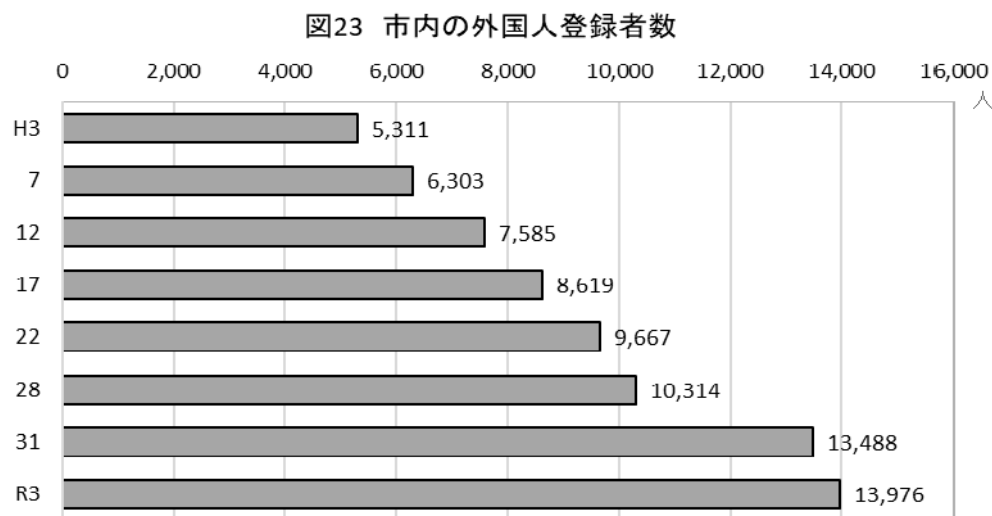
備考：総務省「社会生活基本調査」より作成。札幌大都市圏は平成23年度以降のみ。

(12) 家族介護における介護者の男女別比率（札幌市）



備考：保健福祉局「要介護（支援）認定者意向調査」より作成。

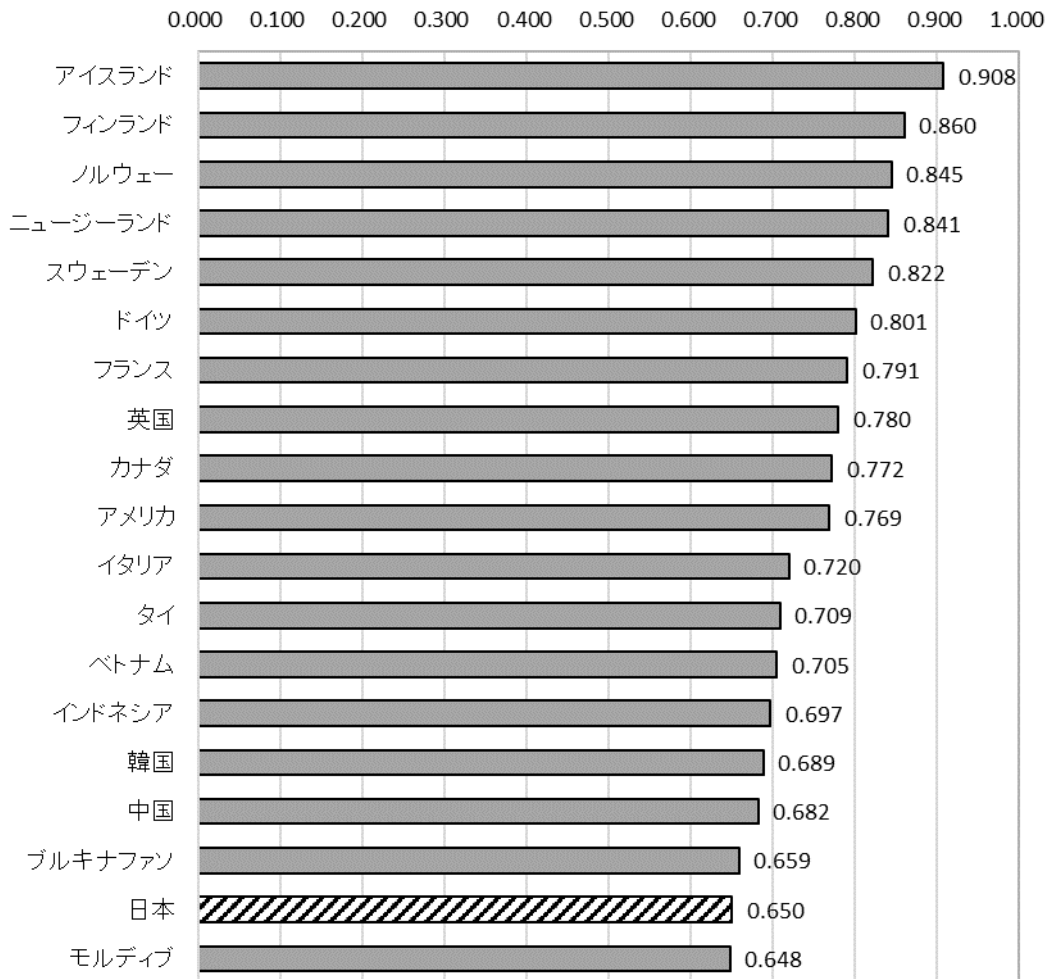
(13) 市内の外国人登録者数



備考：札幌市統計書より作成。（各年1月1日現在。）

(14) ジェンダー・ギャップ指数

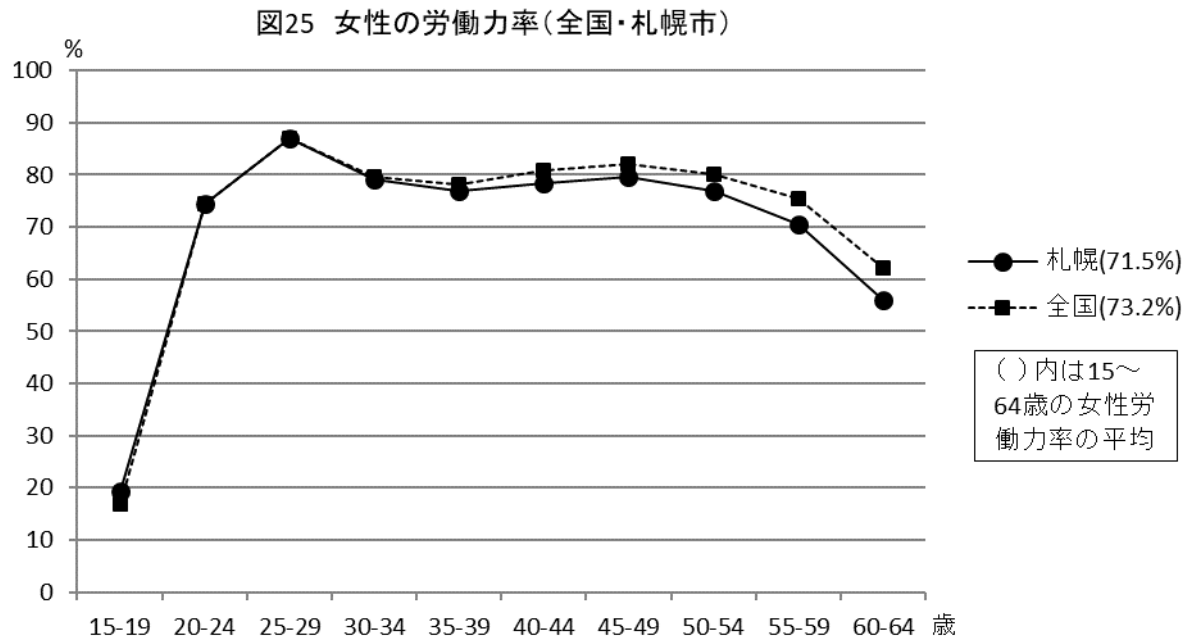
図24 ジェンダー・ギャップ指数(2022年)



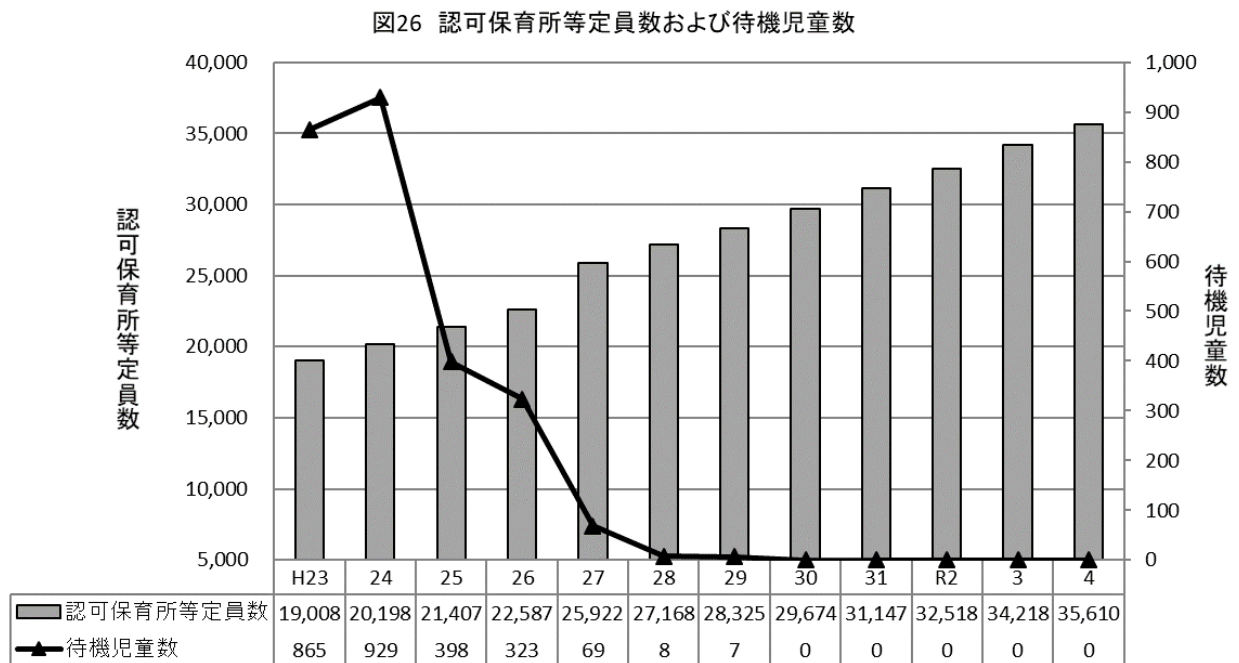
備考：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成。（上位及び主な国を掲載）

<基本目標Ⅱ> 男女の多様な働き方の推進

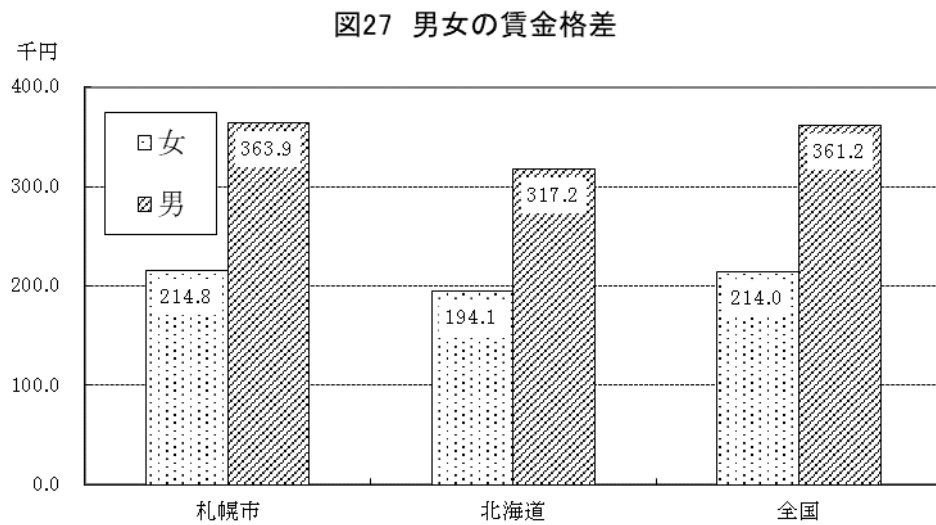
(15) 女性の労働力率（全国・札幌市）



(16) 認可保育所等定員数及び待機児童数



(17) 男女の賃金格差



備考：札幌市…毎月勤労統計調査（令和3年）をもとにまちづくり政策局作成、
北海道・全国…毎月勤労統計調査（令和3年）より作成。

(18) 札幌市職員の育児休業取得率

表3 札幌市職員の育児休業取得率

	女性職員			男性職員		
	対象者数	取得者数	取得率 (%)	対象者数	取得者数	取得率 (%)
H14	198	198	100.0	403	1	0.2
15	205	204	99.5	309	2	0.6
16	168	164	97.6	498	0	0.0
17	174	171	98.3	365	1	0.3
18	185	174	94.1	286	6	2.1
19	199	187	94.0	377	6	1.6
20	201	185	92.0	424	1	0.2
21	216	211	97.7	437	3	0.7
22	265	262	98.9	443	7	1.6
23	254	249	98.0	425	9	2.1
24	258	257	99.6	452	6	1.3
25	295	295	100.0	457	8	1.8
26	295	293	99.3	489	8	1.6
27	326	326	100.0	519	15	2.9
28	308	306	99.4	495	23	4.6
29	337	329	97.6	562	23	4.1
30	352	343	97.4	558	28	5.0
R1	395	391	99.0	571	32	5.6
2	368	368	100.0	573	79	13.8
3	388	384	99.0	584	159	27.2

備考：総務局職員部資料より作成。

(19) 民間企業における育児休業取得率（全国・北海道）

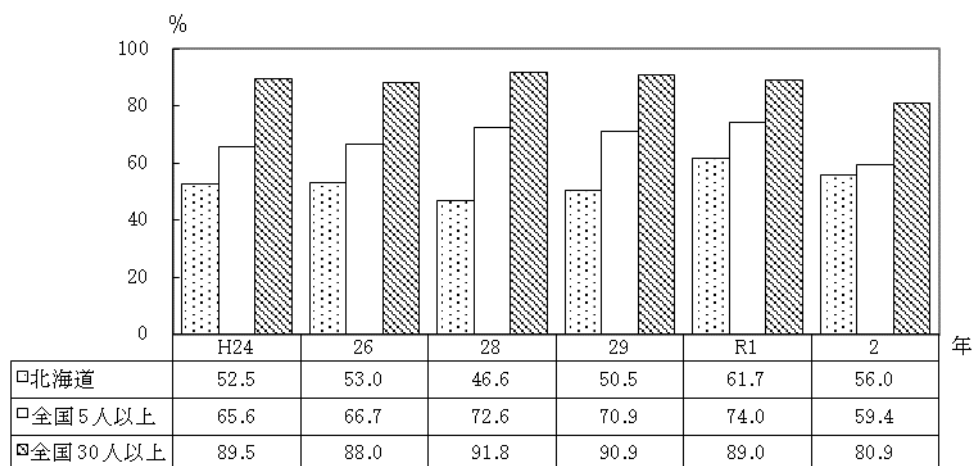
表4 民間企業における育児休業取得率

	全国		北海道	
	女	男	女	男
H16	70.6%	0.56%	76.6%	1.0%
17	72.3%	0.50%	85.4%	1.0%
19	89.7%	1.56%	70.8%	0.5%
20	90.6%	1.23%	73.2%	2.9%
21	85.6%	1.72%	81.3%	1.5%
22	83.7%	1.38%	80.9%	0.9%
23	87.8%	2.63%	88.2%	3.3%
24	83.6%	1.89%	84.3%	3.9%
25	83.0%	2.03%	89.4%	2.0%
26	86.6%	2.30%	87.9%	3.0%
27	81.5%	2.65%	81.2%	4.0%
28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
3	85.1%	13.97%	88.2%	10.2%

備考：北海道…「就業環境実態調査」、全国…厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。

(20) 民間企業における介護休業制度の規定状況（北海道・全国）

図28 介護休業(介護休暇)制度規定状況(全国・北海道)

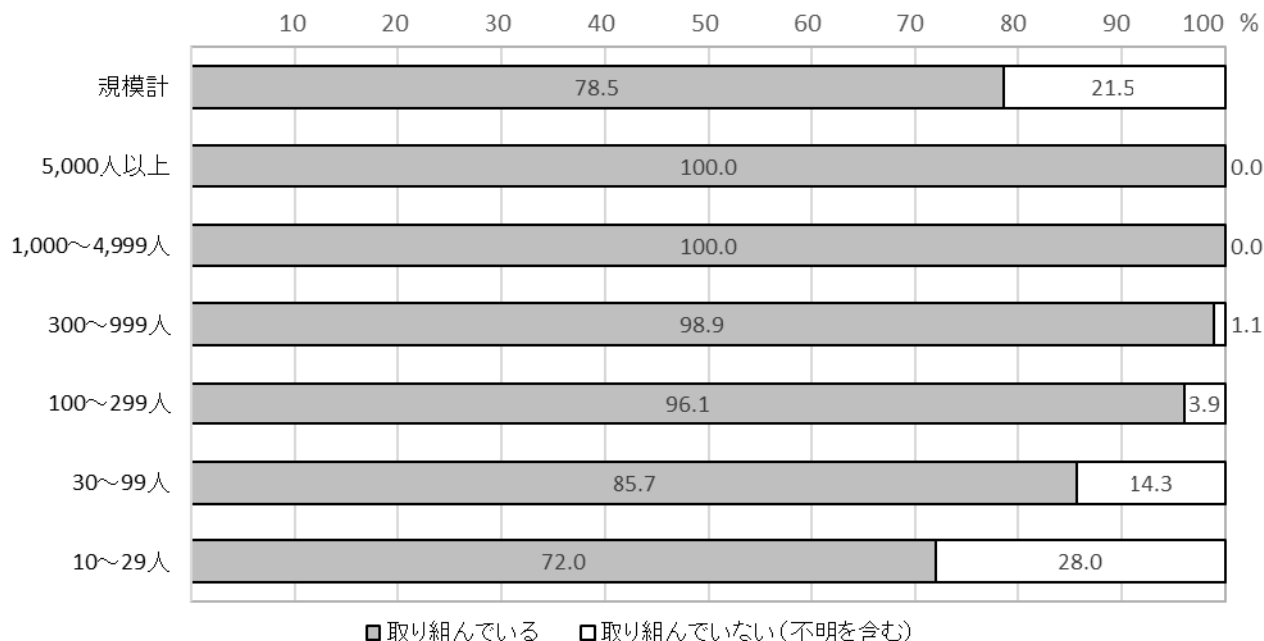


備考：北海道…「就業環境実態調査」、全国…厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。

令和2年度は「介護休暇」の規定状況での比較。

(21) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組の有無別企業割合

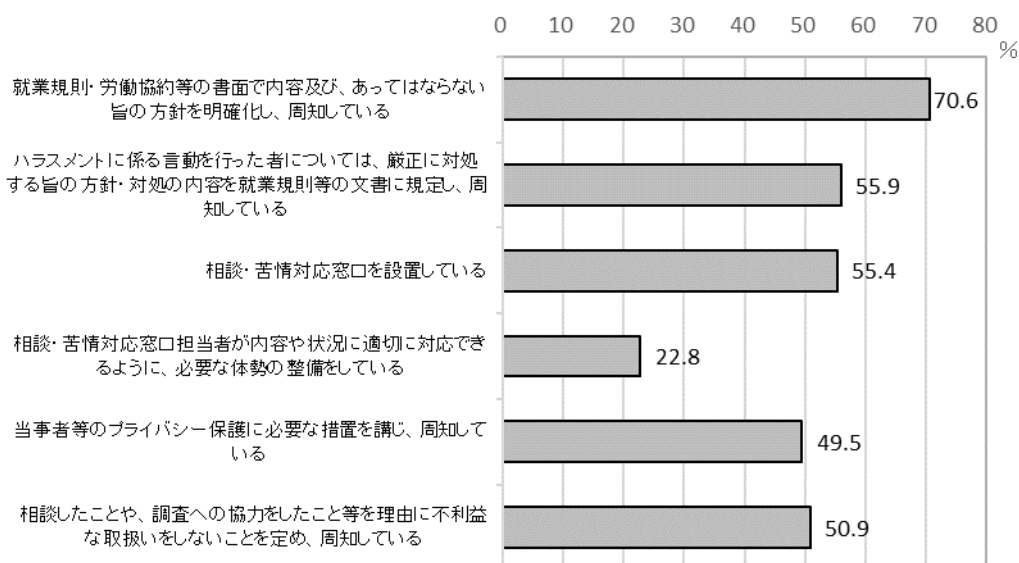
図29 セクシュアルハラスメント防止対策の取組の有無別企業割合



備考：厚生労働省「雇用均等基本調査（令和3年）」より作成。

(22) セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組内容別企業割合

図30 セクシュアルハラスメント防止対策の取組内容別企業割合
(複数回答可)



備考：厚生労働省「雇用均等基本調査（令和3年）」より作成。

(23) セクシュアル・ハラスメントの相談件数

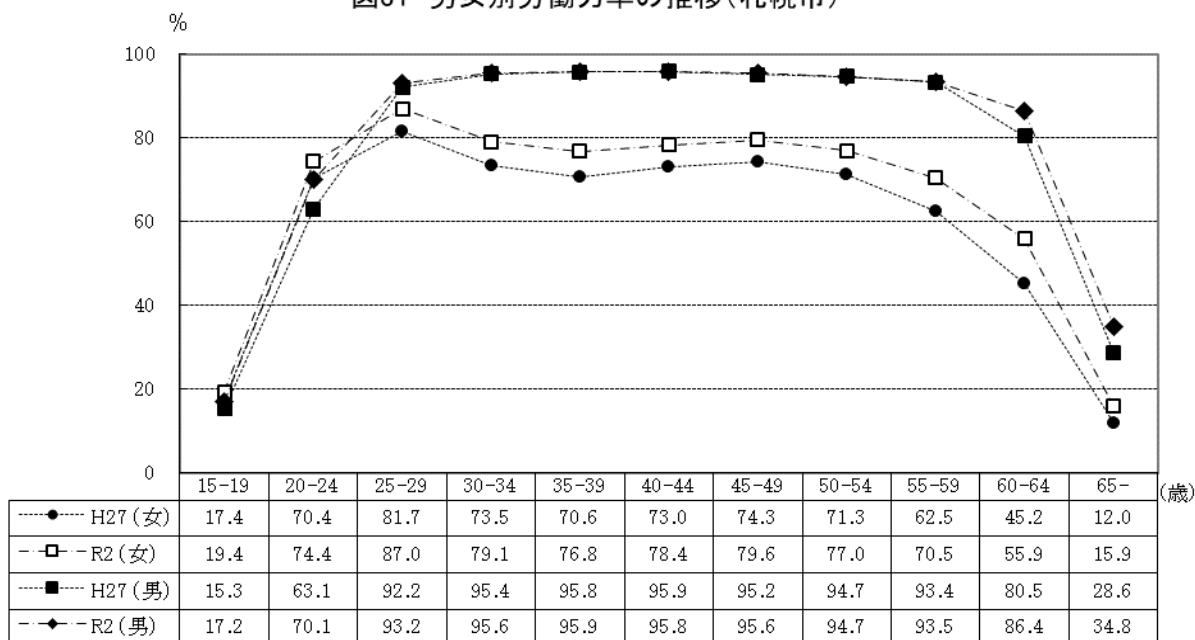
表5 セクシュアル・ハラスメントの相談件数

年度	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3
札幌市	26	24	45	37	35	21	16	14	27	41	26	31
北海道	61	60	72	73	88	83	41	41	78	74	51	55
全国	1,127	1,256	1,189	1,014	1,209	1,077	1,022	928	1,413	1,550	1,103	1,036

備考：法務省「人権侵犯事件統計」より作成。「札幌市」は「札幌法務局管内」、
「北海道」は「札幌法務局、函館・旭川・釧路各地方方法務局管内の合計」の件数。

(24) 育児期（25～44歳）の女性労働力率

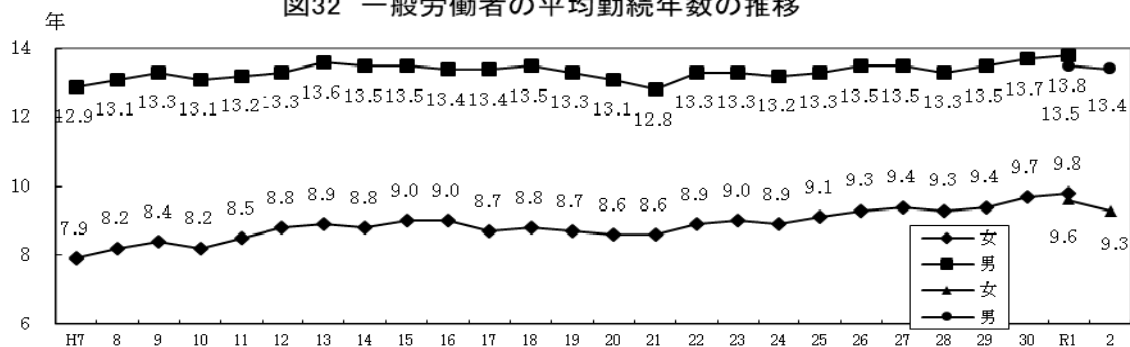
図31 男女別労働力率の推移（札幌市）



備考：総務省「国勢調査」より作成。

(25) 一般労働者の平均勤続年数（全国）

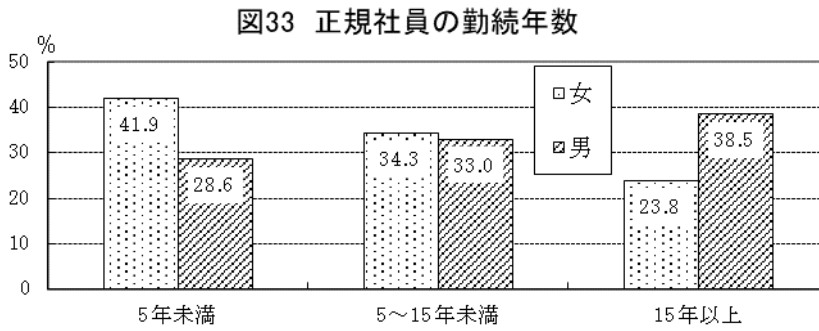
図32 一般労働者の平均勤続年数の推移



備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

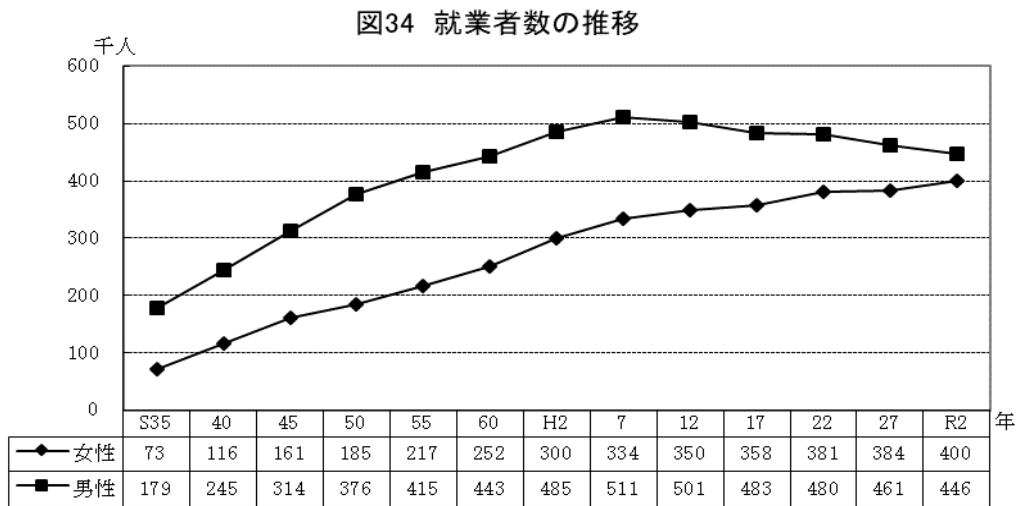
令和2年より、有効回答率を考慮した推計方法に変更。

(26) 正規社員の勤続年数（全国）



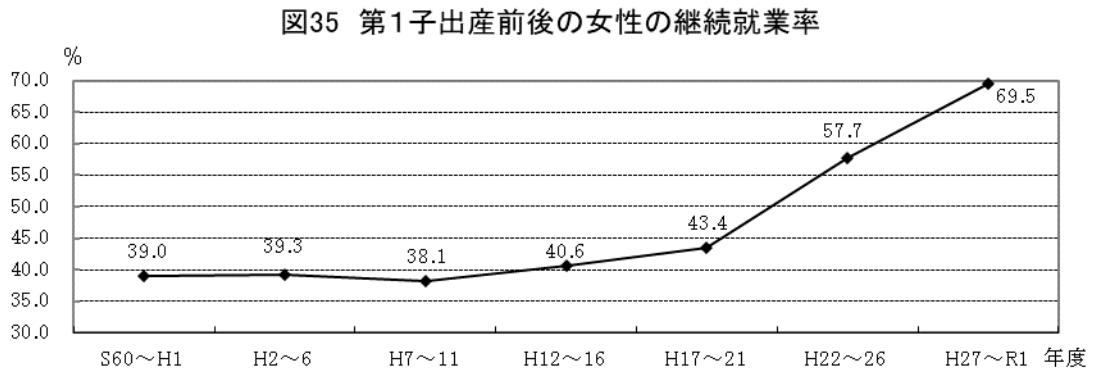
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（令和2年）」より作成。

(27) 就業者数の推移（札幌市）



備考：総務省「国勢調査」より作成。

(28) 第1子出産前後の女性の継続就業率（全国）



備考：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」により作成。

(29) 男女別雇用形態比率（札幌市・全国）

図36-1 男女別雇用形態比率(札幌市)

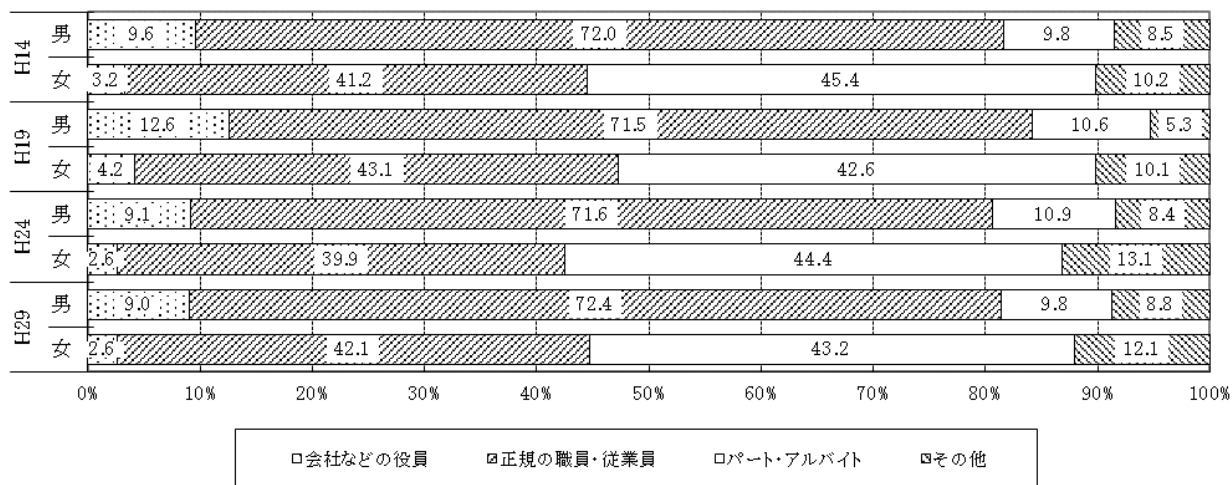
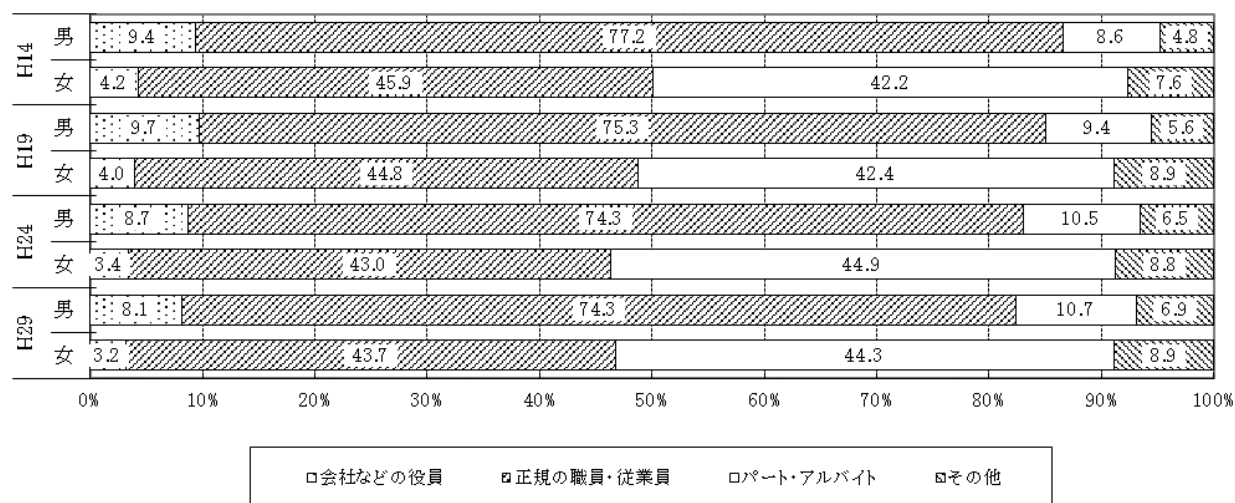
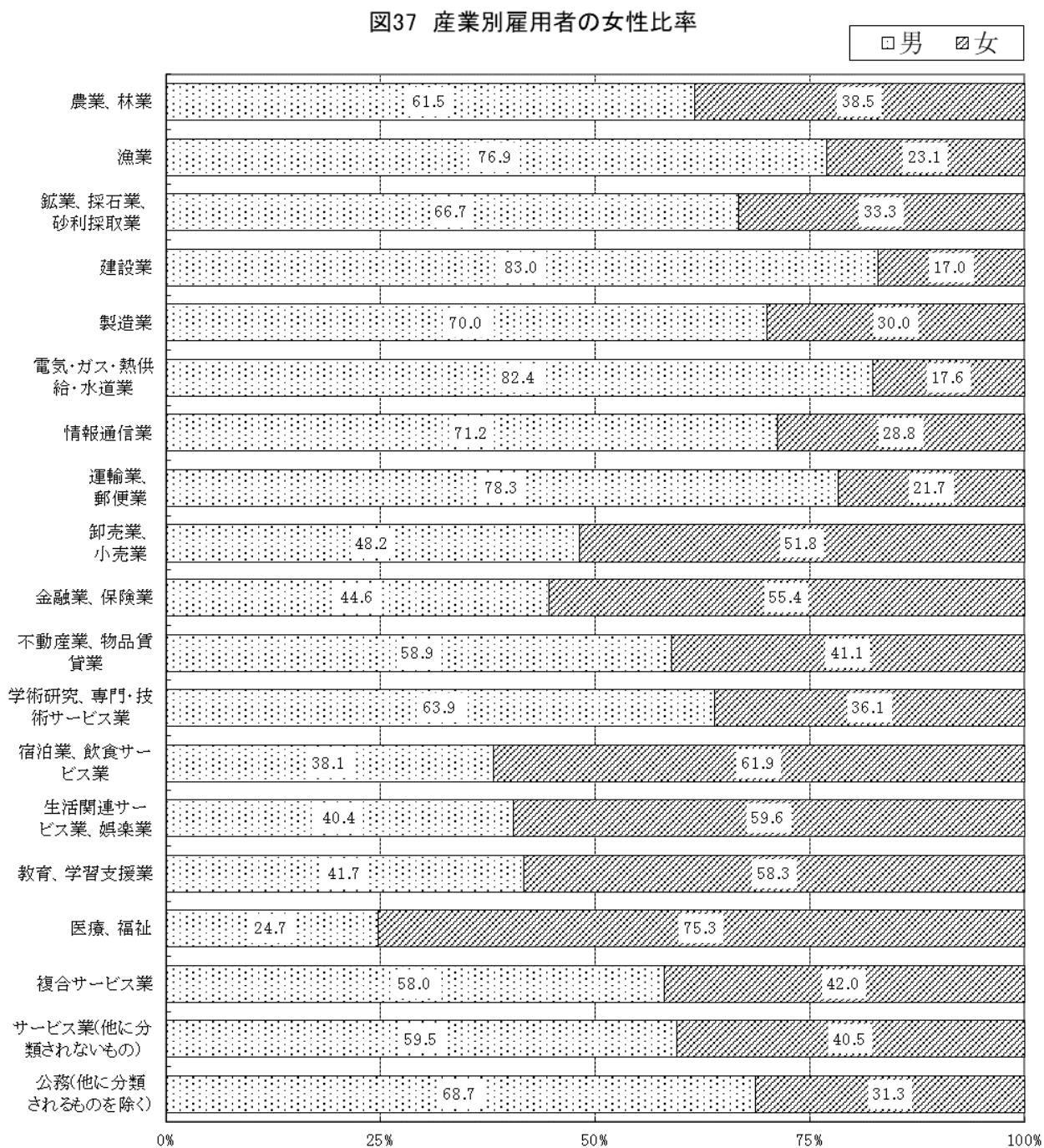


図36-2 男女別雇用形態比率(全国)



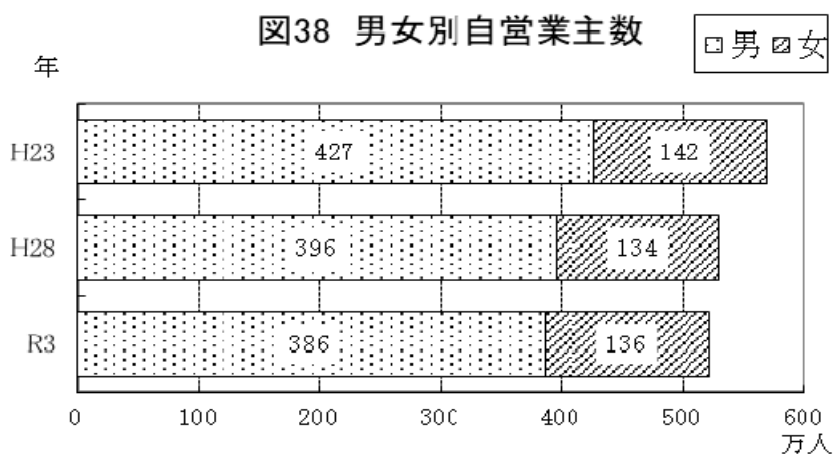
備考：総務省「就業構造基本調査」より作成。

(30) 産業別雇用者の女性比率（全国）



備考：総務省「労働力調査（令和3年）」より作成。

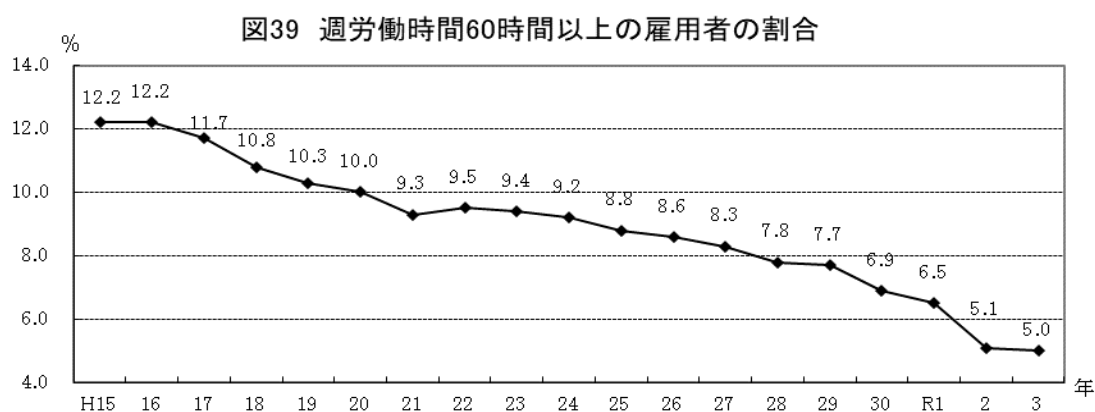
(31) 男女別自営業主数の推移（全国）



備考：総務省「労働力調査」より作成。

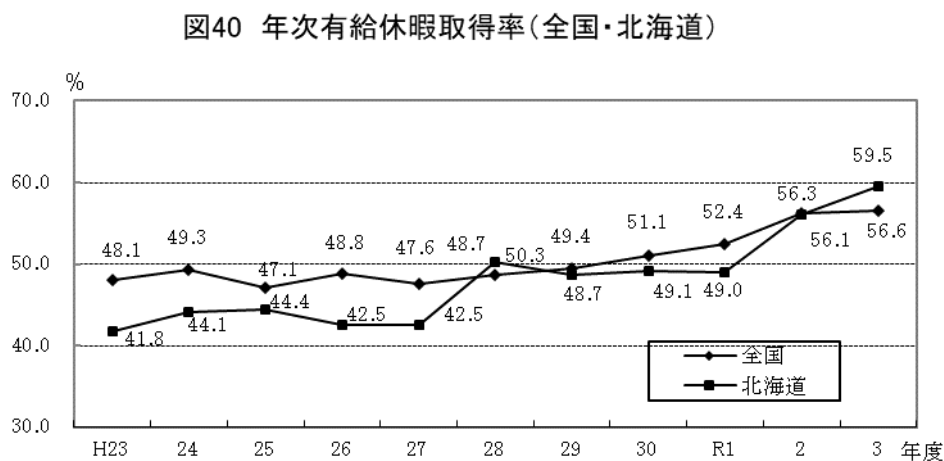
平成23年は東日本大震災の影響により、数値は補完的に推計した値（2015年国勢調査基準）。

(32) 週労働時間60時間以上の雇用者の割合（全国）



備考：総務省「労働力調査」より作成。

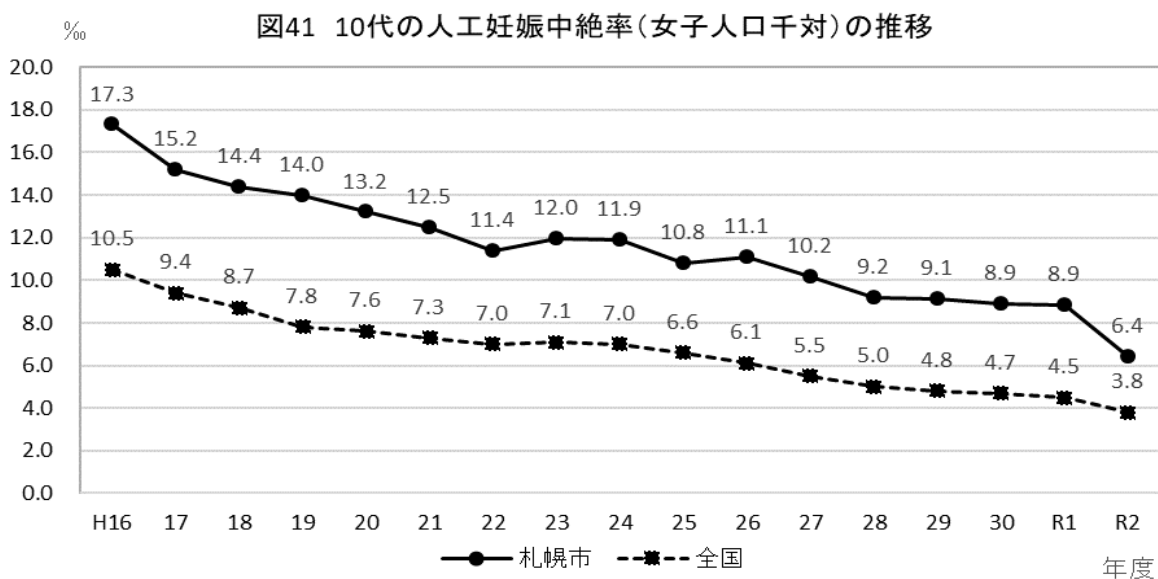
(33) 年次有給休暇取得率（全国・北海道）



備考：北海道…「就業環境実態調査」、全国…厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。

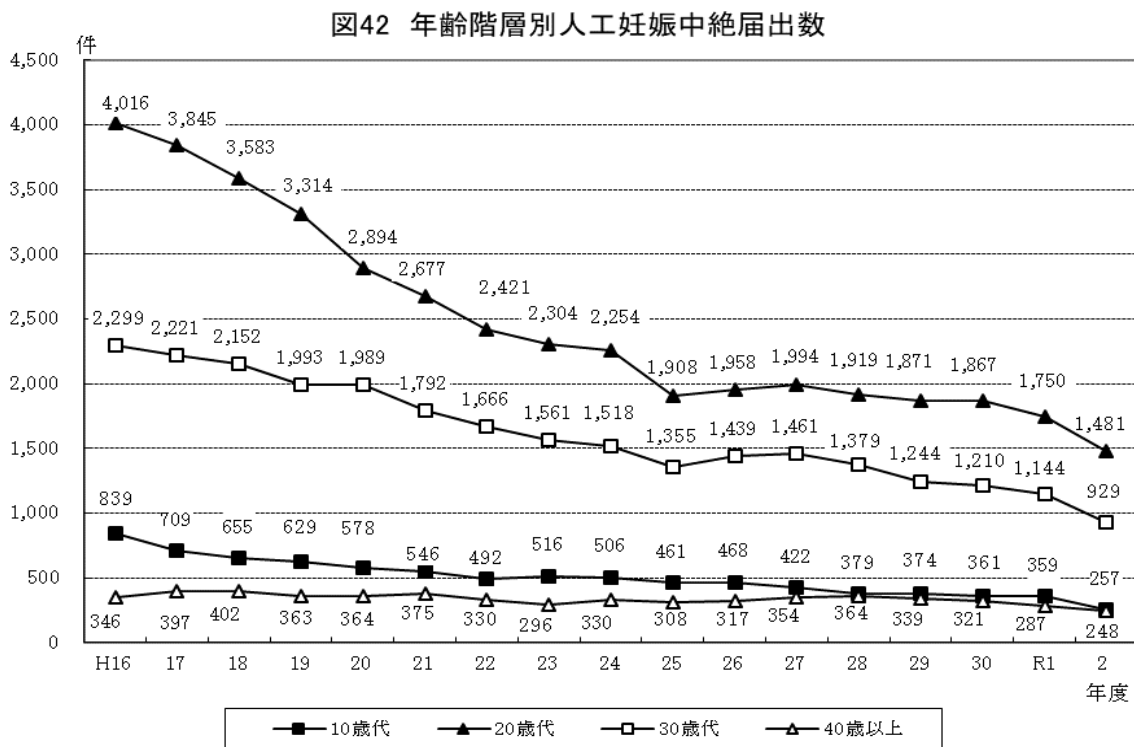
<基本目標Ⅲ> 男女の人権の尊重

(34) 10代の人工妊娠中絶率（女性人口千対）の推移



備考：札幌市…札幌市衛生年報、全国…厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。

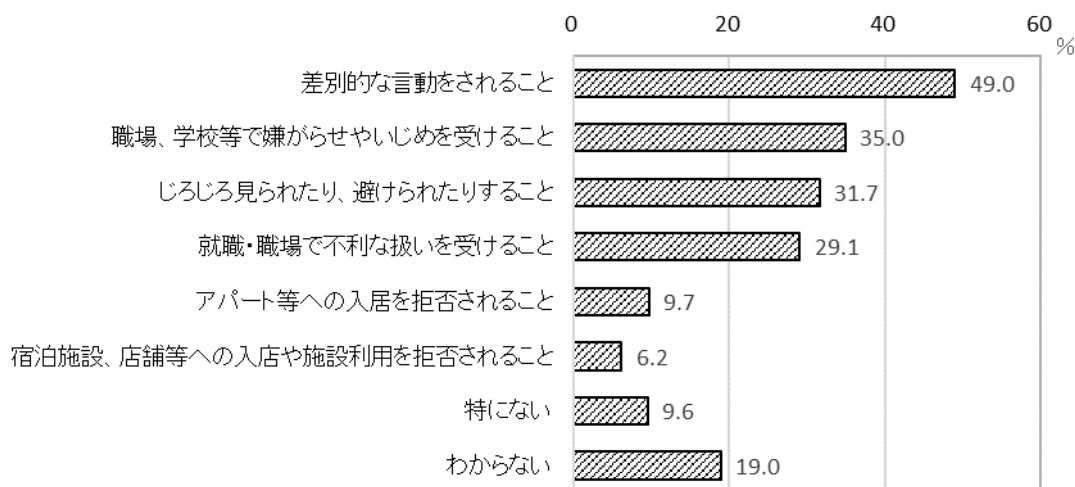
(35) 年齢階層別人工妊娠中絶届出数



備考：札幌市…札幌市衛生年報より作成。

(36) 性的指向に関し起きていると思う人権問題（全国）

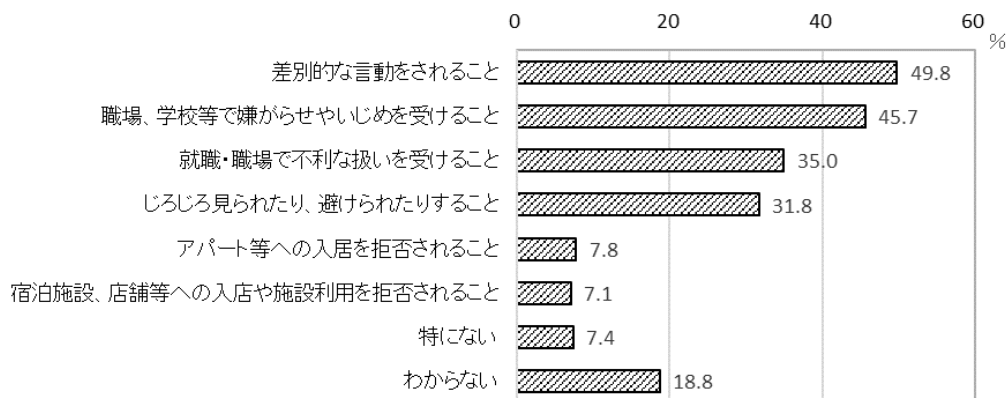
図43 性的指向に関し起きていると思う人権問題



備考：内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年）」より作成。

(37) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題（全国）

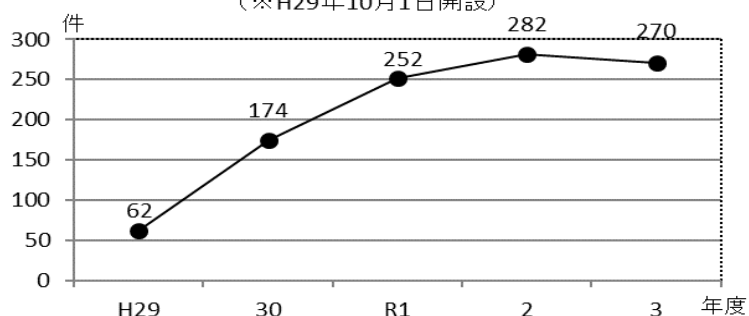
図44 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題



備考：内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年）」より作成。

(38) LGBTほっとライン相談件数

図45 LGBTほっとライン相談件数
(※H29年10月1日開設)

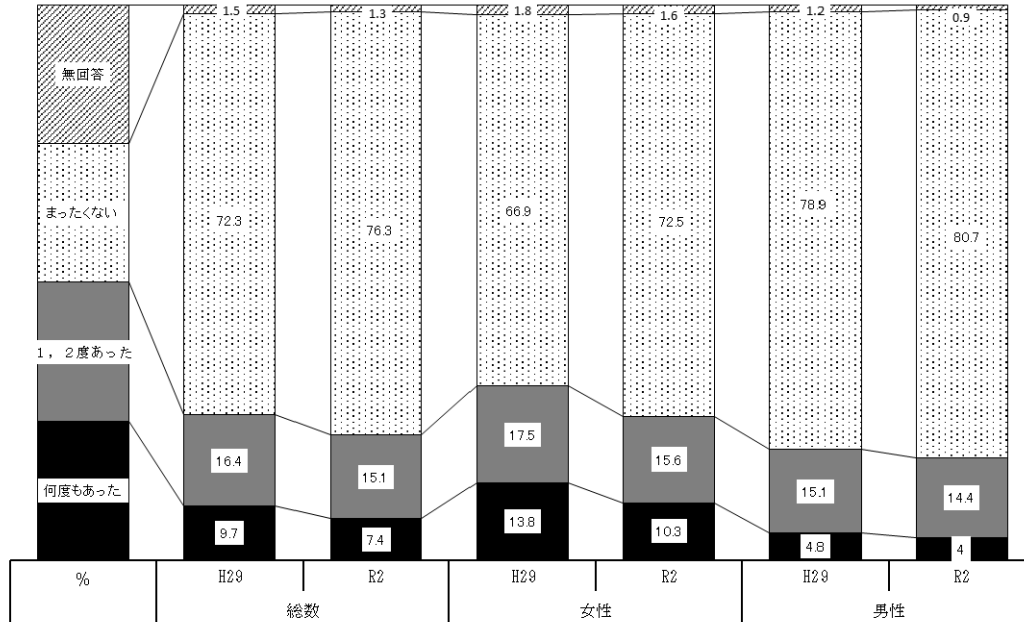


備考：男女共同参画室調べ。

<基本目標Ⅳ> 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(39) 配偶者からの被害経験の有無（全国）

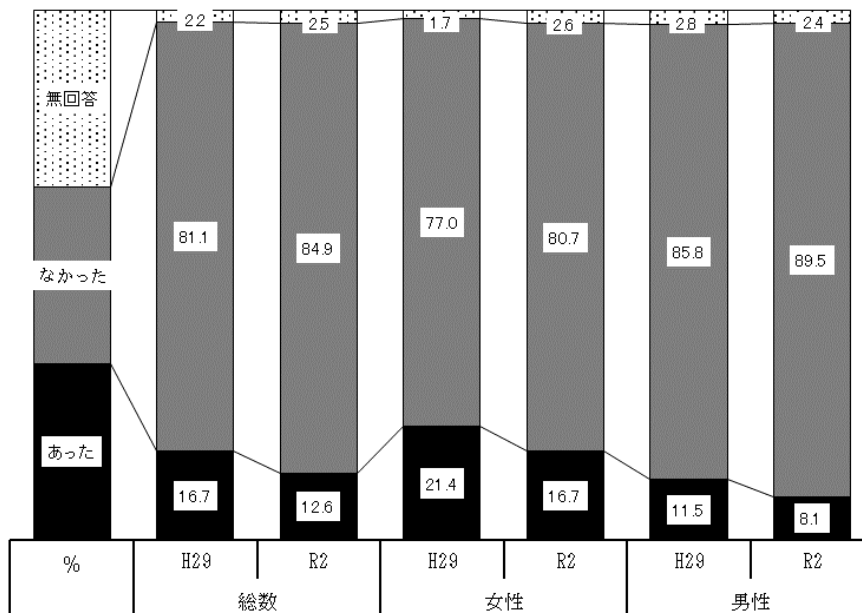
図46 配偶者からの被害経験の有無



備考：内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。※配偶者には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含む。

(40) 交際相手からの被害経験の有無（全国）

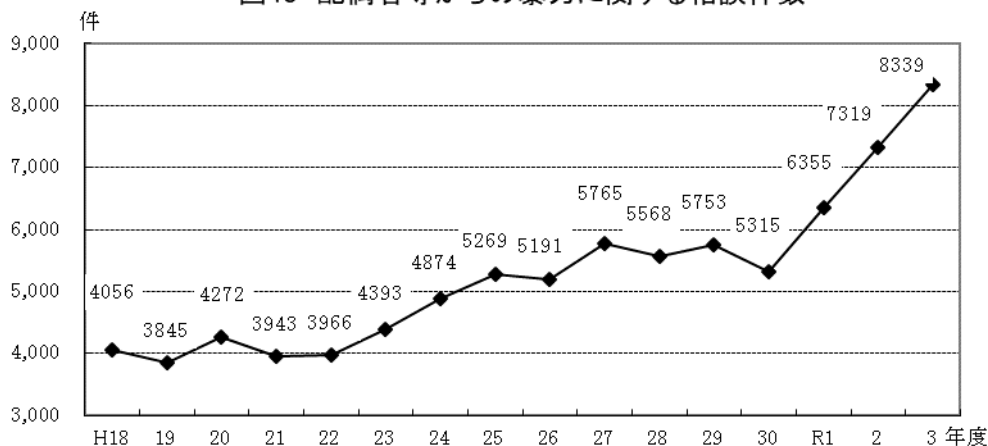
図47 交際相手からの被害経験の有無



備考：内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。

(41) 配偶者等からの暴力に関する相談件数

図48 配偶者等からの暴力に関する相談件数

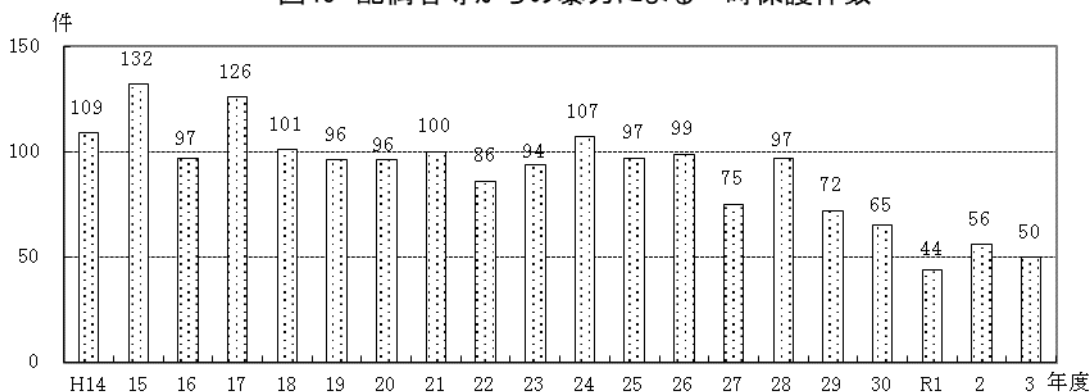


備考：男女共同参画室調べ。男女共同参画室、札幌市配偶者暴力相談センター、北海道立女性相談援助センター、北海道庁、石狩振興局、各区母子・婦人相談、札幌法務局、北海道警察（札幌方面本部分）、男女共同参画センター、民間シェルター、北海道被害者相談室（令和2年度まで）、北海道家庭生活カウンセリングセンター（令和2年度まで）、北海道マリッジ・カウンセリングセンター（平成29年度まで）における相談件数の合計。

なお、民間シェルターの集計方法について、平成22年度より一時保護中の被害者を除いた相談件数を計上し、令和3年度より関係団体の相談件数も計上している。

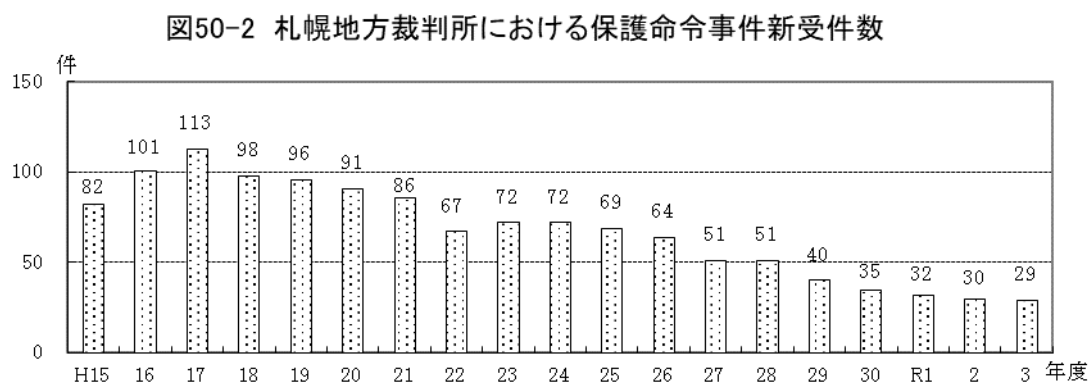
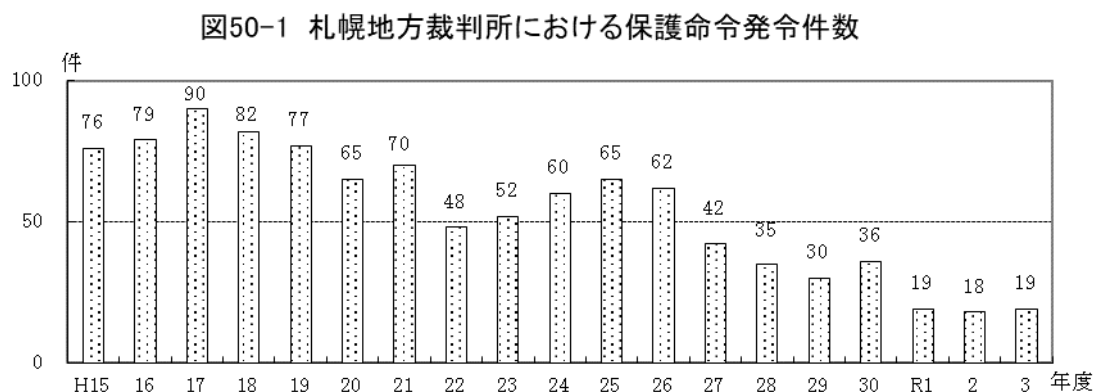
(42) 配偶者等からの暴力による一時保護件数

図49 配偶者等からの暴力による一時保護件数



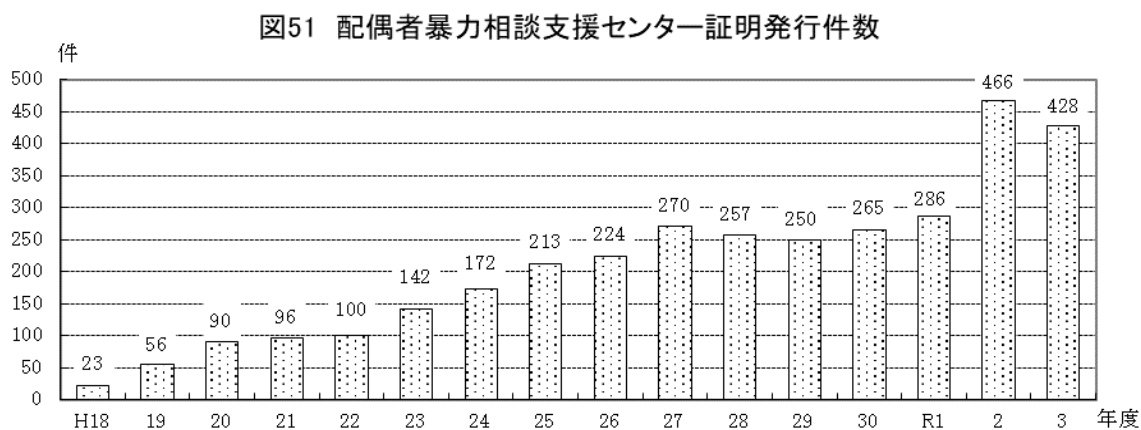
備考：男女共同参画室調べ。北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設、民間シェルター等における一時保護件数（札幌市民分）の合計。

(43) 札幌地方裁判所における保護命令発令件数



備考：男女共同参画室調べ。

(44) 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける証明発行件数



備考：男女共同参画室調べ。

<基本目標V> 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

(45) 短大・大学・大学院への男女別進学率

図52 短大進学率

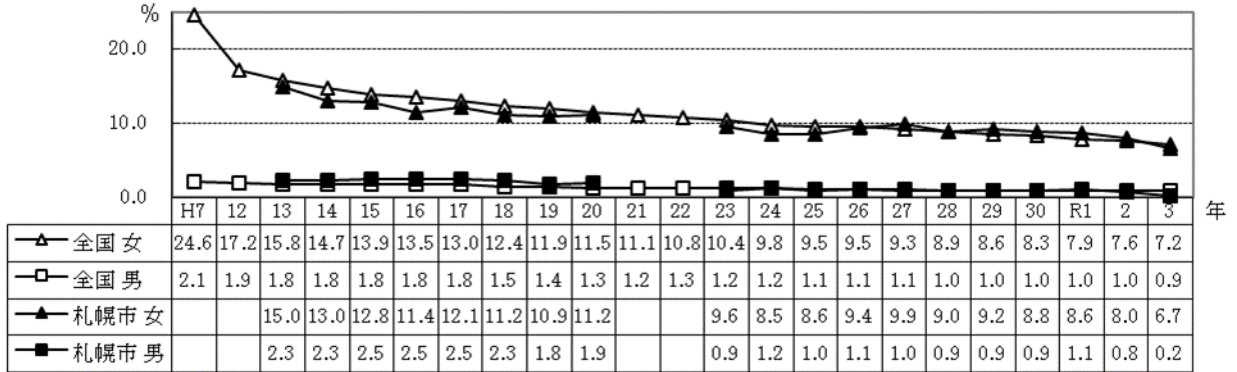


図53 大学進学率

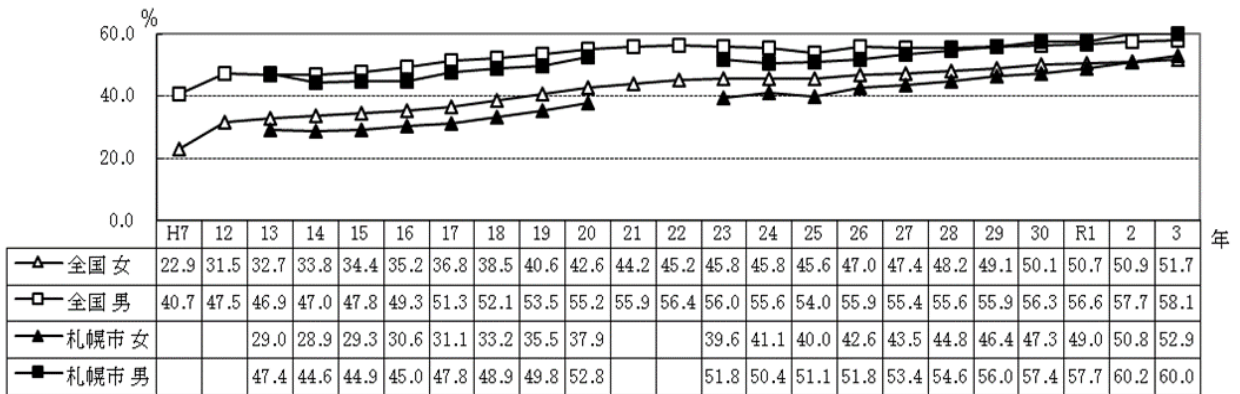
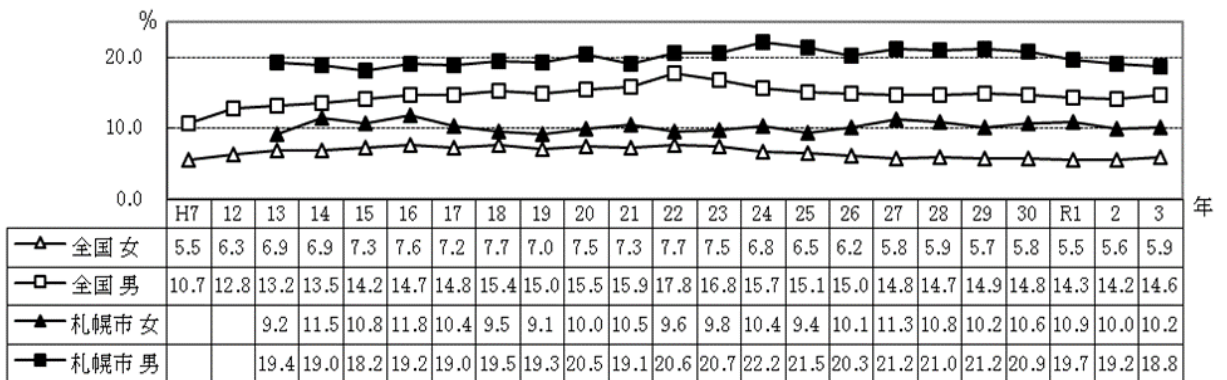


図54 大学院進学率

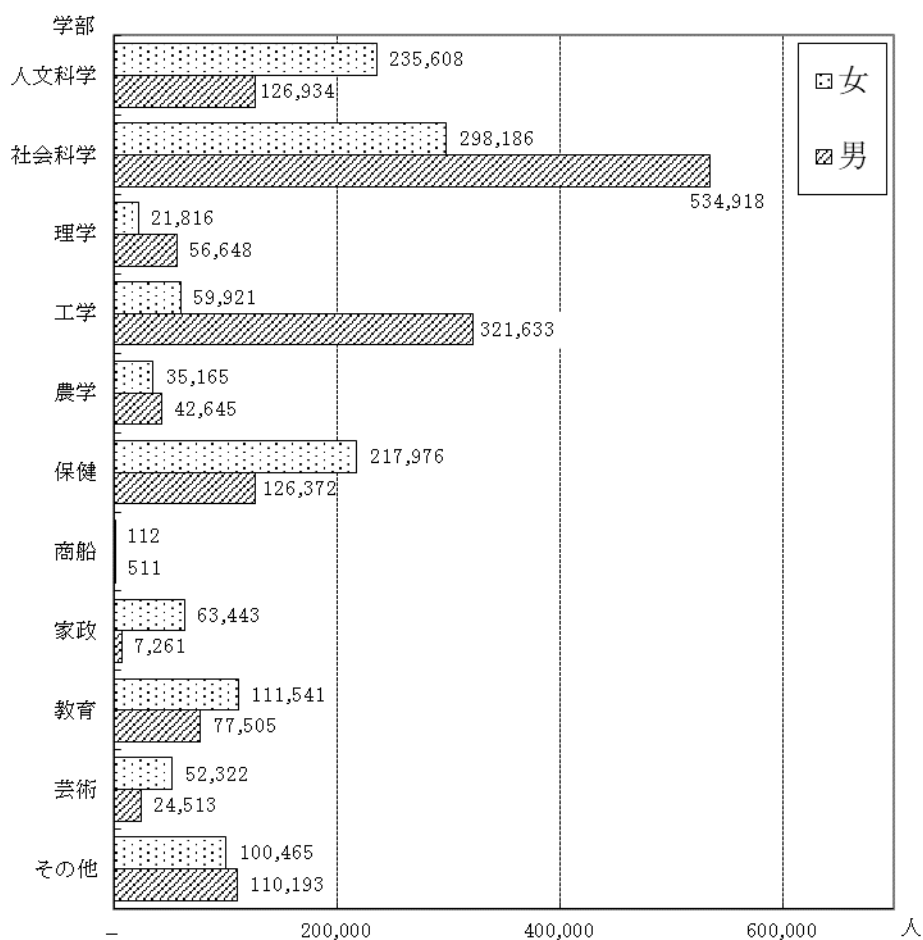


備考：文部科学省「学校基本調査」、「札幌市統計書」より作成。

平成21～22年の短大、大学については札幌市の男女別の統計なし。

(46) 大学（学部）学生の専攻分野別構成（全国）

図55 学部別学生数



備考：文部科学省「学校基本調査（令和3年）」より作成。

Ⅱ 男女共同参画施策实施状况

1 男女共同参画関係事業の実施状況

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業について、第4次男女共同参画さっぽろプランに掲げる基本目標ごとに実施状況を報告します。

なお、実施状況の表の読み方については、以下(1)から(8)のとおりとなります。

(1) 基準時点

令和4年4月1日

(なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止したもの、計画を変更したもの等については、把握可能な範囲で、基準時点以降の内容も記載している。)

(2) 担当局・区、担当部・室

当該事業を所管する局・区名及び部・室名を記載している。

※ いずれの場合も複数に跨る場合は、事業を主に所管する部・室を記載

(3) 基本的方向—基本施策

当該事業に対応する基本目標における「基本的方向—基本施策」の番号を記載している。

(4) 令和3年度実績（決算見込額・実施内容）

「決算見込額」は令和3年度の当該事業費の決算見込額（千円）を記載し、「実施内容」は令和3年度実施事業の具体的な内容を記載している。

※ 経費を伴わない事業、もしくは事業費が算出できない場合は、「—」としている。

(5) 自己評価

令和3年度実績について、下記に基づき評価を行っている。

A：概ね予定どおり、もしくは、予定以上の執行ができたもの

B：事業は実施したが、予定どおりの執行が出来なかったもの

C：事業の実施を中止したもの

(6) 令和4年度実施計画（計画内容・予算額）

「計画内容」には、令和4年度実施予定事業の具体的な内容を記載し、「予算額」欄には、令和4年度の当該事業費の予算額（千円）を記載している。

※ 経費を伴わない事業、もしくは事業費が算出できない場合は、「—」としている。

(7) 今後の課題と目標

当該事業の課題及び目標（今後の方向性など）を記載している。なお、令和3年度に事業を実施しなかった場合、令和3年度で当該事業を終了した場合及び令和4年度に事業を実施しない場合は、その理由を記載している。

(8) 関連計画、計画期間

当該事業に関連する計画がある場合に計画名及び計画期間を記載している。

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	1	2	3
担当局・区	市民文化局	市民文化局	総務局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	職員部
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-2
事業名	女性の人材発掘とデータの収集・整備	審議会等委員への女性の登用促進	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大
事業概要	社会活動のあらゆる分野における女性の人材を広く発掘し、審議会等への登用促進に活用する。	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指す。	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努める。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—
	実施内容	審議会等の所管部局に対し情報提供し、審議会等への女性委員登用を促進するために作成した「女性人材リスト」について、常に利用可能な情報とするため、庁内イントラネットホームページで周知を図った。	職員向けの庁内ホームページにおいて、審議会等委員への女性登用促進を呼びかけたほか、女性委員の登用率が40%に満たない審議会等が改選期を迎える際には、事前協議制度を通じて個別要請を行った。また、各部局に対し、女性委員の登用促進要請文を送付するとともに、各部局より要望があった場合には、委員選任事務の参考として、女性人材情報を提供した。 令和4年3月31日現在の登用率：31.0%
自己評価	A	A	A
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き、事前協議制度や、女性登用促進要請文の全庁送付、個別の働きかけ（原局へのヒアリングの実施）、女性人材情報の提供を行い、女性委員の登用を促進する。	役職者の仕事の魅力発信や昇任後の不安解消のために、女性役職者のロールモデル紹介事業を実施する。また、前年に引き続き、男女差のない任用や女性の職域拡大など、環境整備を推進していく。
	予算額 (千円)	—	—
今後の課題と目標	今後も女性人材の発掘に努めるとともに、委員登用の際の事前協議等の機会をとらえて、情報提供の充実を図る。	女性委員の登用促進に向け、各部局への要請を強化しているものの、登用率は上昇していない。令和4年度までに女性委員の登用率40%以上を達成できるよう、今後も個別の働きかけ等を進めていく。また、達成後は40%～60%の持続を目指す。	札幌市子育て・女性職員応援プラン（令和2年8月策定）において、令和7年度までに女性管理職割合を19%以上とすることを目標としている。
関連計画			札幌市子育て・女性職員応援プラン
計画期間			令和2年度～令和7年度

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	4	5	6	
担当局・区	人事委員会事務局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	人事委員会事務局	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	1-2	1-3	2-1	
事業名	市職員の昇任意欲を喚起する取組	意思決定過程への女性の参画の推進	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	
事業概要	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進する。	審議会等委員の外部団体への推薦依頼において、女性委員の登用について積極的に働きかける。	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指す。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	550	
	実施内容	<p>・出産や育児を理由とした1次試験免除期間の延長制度を実施しているほか、子育て世代の職員がより受験しやすいように係長試験第1次試験会場において、託児サービスを実施した。</p> <p>・1次試験の実施日を土曜日（保育所開所日）に変更した。</p> <p>・受験者の試験勉強に係る負担を軽減するため、試験範囲を縮小した。</p> <p>・令和3年度係長試験合格者を対象にアンケートを実施し、受験者の実体験に基づく意見を収集した。</p> <p>令和3年度女性職員受験率：27.8%</p>	<p>職員向けの庁内ホームページにおいて、審議会等委員への女性登用促進を呼びかけたほか、改選期の事前協議制度を通じて、外部団体への推薦依頼の際の更なる働きかけの強化等について要請を行った。</p>	<p>市民に向け、男女共同参画の意識の浸透を目的に男女共同参画情報誌「りぶるさっぽろ」を発行した。</p> <p>・第54号 8月（女性登用）</p> <p>・第55号 3月（女性の貧困）</p> <p>各5,000部</p>
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	<p>・前年度同様に、1次試験免除期間の延長制度、託児サービス及び1次試験の土曜日実施を継続し、子育て世代が受験しやすい環境づくりを行う。</p> <p>・前年度実施したアンケートを基に、合格者の試験勉強方法などをまとめたアンケート結果や、合格者個人にスポットをあてた体験記を庁内ホームページで公表するなど、受験者が求めている情報を継続的に発信し、昇任意欲喚起に繋げる。</p>	<p>引き続き、事前協議制度や、女性登用促進要請等の機会を通じて、外部団体への推薦依頼時の際の更なる働きかけの強化等について要請を行い、女性委員の登用を促進する。</p>	<p>市民に向け、男女共同参画の意識の浸透を目的に男女共同参画情報誌「りぶるさっぽろ」を発行する。</p> <p>・第56号 8月</p> <p>・第57号 2月</p> <p>各5,000部</p>
	予算額 (千円)	—	—	901
今後の課題と目標	<p>近年における女性の係長職候補者試験受験率は横ばいで推移している状況にある。令和4年度までに、受験率35%以上を達成できるよう、昇任意欲喚起と上司等からの積極的な受験勧奨について、各局に働きかけていく。</p>	<p>女性委員の登用促進に向け、各部局への要請を強化しているものの、登用率は上昇していない。令和4年度までに女性委員の登用率40%以上を達成できるよう、今後も個別の働きかけ等を進めていく。また、達成後は40%～60%の持続を目指す。</p>	<p>親しみやすい内容と見やすい紙面構成に努め、目に留まりやすいように表紙イメージなども工夫する。</p>	
関連計画	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019 ②札幌市子育て・女性職員応援プラン			
計画期間	①令和元年度～令和4年度 ②令和2年度～令和7年度			

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	7	8	9
担当局・区	市民文化局	市民文化局	中央区
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	市民部
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画の視点からの広報の周知・啓発	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行う。	性別に基づく固定観念にとらわれない適切な表現の普及に取り組む。	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めるとともに意識啓発を行うことを目的に、パネル展、懸垂幕の掲示及び啓発物品の配布を行う。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—
	実施内容	男女共同参画の諸分野についての講演会、ワークショップなどを実施した。 ・子ども・若者への男女共同参画啓発事業（3回） ・ジェンダーイシュー事業（5回） ・ワーク・ライフ支援事業（7回） 計15回	各事業における広報物や男女共同参画情報誌「りぷるさっぽろ」、ホームページなどにおいて、性別に基づく固定観念にとらわれない適切な表現で作成を行った。
自己評価	A	A	A
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画の諸分野についての講演会、学習会などを実施する。 ・子ども・若者への男女共同参画啓発事業（ジェンダーに関する意識啓発の講座など） ・ジェンダーイシュー事業（ステップマザー講座、ジェンダーに関する講演会など） ・ワーク・ライフ支援事業（女性リーダー養成研修、講演会 他）	各事業における広報物や男女共同参画情報誌「りぷるさっぽろ」、ホームページなどにおいて、性別に基づく固定観念にとらわれない適切な表現で作成を行う。
	予算額 (千円)	—	—
今後の課題と目標	若年層に向けたジェンダーに関する啓発事業や、オンラインを活用して広く市民に伝えることのできる事業を実施していく。また、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、集合型の事業の実施も併せて実施していく。広報方法に関してもチラシなどの紙媒体だけではなく、Facebook広告などSNSなどを活用した周知を行い、広く伝わる工夫をしていく。	日常的な広報物の作成時や事業において、性別に基づく固定観念にとらわれた表現をしないよう配慮していくとともに、より広く市民に意識を広めていくための事業の実施や発信をしていく。	区民に対し、男女共同参画の意義をより理解してもらうため、今後も新型コロナウイルス感染対策を踏まえつつ、継続して広報及び啓発活動を実施したい。
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	10	11	12	
担当局・区	中央区	北区	東区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	中央区みんなの講演会	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	
事業概要	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めることを目的に、講演及び区内の各住民組織（女性部）の活動発表やパネル展を開催する。	パネル展を実施し、区民の男女共同参画に関する意識を高めることを目指す。	女性団体を中心とした実行委員会のチャリティーバザー実施支援及び男女共同参画に関する理解を深める講演会を共催実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	41	8	—
	実施内容	○中央区みんなの講演会 日程：10月27日（水） 場所：札幌市教育文化会館 内容：男女共同参画に係る講演、地域住民によるステージ発表、パネル展 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	男女共同参画週間パネル展 期間：6月23日（水）～29日（火） 会場：北区役所 内容：区役所内掲示板にポスターを掲示 【パネル内容】 ・男女共同参画週間について ・家庭、職場、暮らし、地域の中で の男女共同参画について	東区人と人のつどい実行委員会事業 ①講演会 日時：9月12日（日） 会場：東区民センター 大ホール ②盲導犬チャリティーバザー 日時：9月24日（金） 会場：東区民センター 大ホール ※①②ともに新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ＜実行委員会構成＞ 主管：東区女性サークル連絡会、東区食生活改善推進員協議会、東区女性学級連絡会、東区連合町内会女性部連絡会 協力：東区年輪の会、東区民センター運営委員会
自己評価	C	A	C	
令和4年度実施計画	計画内容	○中央区みんなの講演会 日程：10月27日（木） 場所：札幌市教育文化会館 内容：男女共同参画に係る講演、地域住民によるステージ発表、パネル展 入場予定者数：360人	男女共同参画週間ポスター掲示及び研修等を活用した区民への啓発 期間：6月23日（木）～29日（水） 会場：北区役所 内容：区役所内掲示板にポスターを掲示、啓発物品の配布 【ポスター内容】 ・男女共同参画週間について ・家庭、職場、暮らし、地域の中で の男女共同参画について 【啓発物品の配布】 ・研修参加者及び一般来庁者にパンフレット等を配布	東区人と人のつどい実行委員会事業 ①講演会 日時：9月25日（日） 会場：東区民センター 大ホール ②盲導犬チャリティーバザー 日時：9月30日（金） 会場：東区民センター 大ホール ※①②ともに新型コロナウイルス感染症の影響により中止を決定した。 ＜実行委員会構成＞ 主管：東区女性サークル連絡会、東区食生活改善推進員協議会、東区女性学級連絡会、東区連合町内会女性部連絡会 協力：東区年輪の会、東区民センター運営委員会
	予算額 (千円)	522	25	376
今後の課題と目標	区民に対し、男女共同参画の意義をより理解してもらうため、今後も新型コロナウイルス感染対策を踏まえつつ、継続して広報及び啓発活動を実施したい。	男女共同参画に関する効果的な啓発事業について検討し、区民の意識が高まるよう取り組んでいきたい。	東区人と人のつどい実行委員会に参加されている各団体の協力の枠組みを強化し、より円滑な運営を目指すとともにより多くの区民に理解を得られるよう取り組む。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	13	14	15	
担当局・区	白石区	厚別区	豊平区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	
事業概要	男女共同参画への理解を推進するため、パネル展を開催し、広報・啓発活動の充実を目指す。	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指す。	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指す。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	—	0	—
	実施内容	男女共同参画デジタルサイネージ 1 実施期間 6月23日(水)～6月29日(火) 2 実施場所 白石区複合庁舎 3 実施内容 新型コロナウイルス感染症の影響によりパネル展、啓発物品の配布を中止し、白石区役所のデジタルサイネージにおいて男女共同参画に関する啓発を実施。	「男女共同参画推進WEBパネル展」 期間：6月23日(水)～7月31日(土) 内容 ①パネルデータ掲載 ②懸垂幕の掲出(区民センター壁面6月22日(火)～6月29日(火))	①男女共同参画週間パネル展 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ②職員研修の実施 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ③啓発パンフレット等の配布 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
自己評価	A	A	C	
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画パネル展、啓発 1 実施期間 ①パネル展(今年度はデジタルサイネージ)：6月23日(木)～6月29日(水) ②啓発：1月8日(日) 2 実施場所 ①白石区複合庁舎 ②札幌コンベンションセンター 3 実施内容 パネル展については、新型コロナウイルススワクチン会場として区民センターを使用している関係で実施できないため、白石区複合庁舎のデジタルサイネージにおいて啓発を実施。②は啓発物品を成人式会場で配布。	「厚別トモカジパネル展」 期間：6月22日(水)～6月24日(金) 会場：サンピアザ光の広場 内容：トモカジ及びワークライフバランスに関するパネルを掲載 「厚別トモカジ写真展」 作品応募期間：6月23日(木)～7月21日(木) 作品投票期間：7月27日(水)～8月10日(水) 内容：家族全員で育児もしくは家事を行っている写真を募集し、応募作品による写真展を開催する。その後、厚別区ホームページ上もしくは会場で投票を行い、入賞者には景品を贈呈する。 「懸垂幕掲出・庁内放送の実施」 ②懸垂幕の掲出(区民センター壁面6月23日(木)～6月29日(水)) ③庁内放送の実施(6月23日(木)～6月29日(水))	①男女共同参画週間パネル展 イオン西岡店(調整中)でパネル展を実施する。 ②啓発パンフレット等の配布 区主催イベント等において、男女共同参画の啓発パンフレット等を配布する。
	予算額(千円)	—	100	140
今後の課題と目標	男女共同参画の意義について、より多くの区民から理解を得られるよう、広報・啓発活動を今後も継続していく。	より効果的な広報、啓発活動を目指し、男女共同参画に対する区民の理解が得られるよう努める。	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降は開催中止となっているが、今後も男女共同参画に関する広報・啓発に取り組み、区民に理解を得られるよう継続する必要があるため、より効果的な事業の実施方法を検討する。 ②様々な世代に男女共同参画への理解・関心を深めてもらう。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	16	17	18	
担当局・区	清田区	南区	西区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	
事業概要	男女共同参画について、市民の理解を深めるため、パネル展及びパンフレット・啓発品等の配布、懸垂幕掲出を行う。	男女の固定的な性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指す。	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の一環として、男女共同参画をテーマとした映画の上映会を開催する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—	0
	実施内容	男女共同参画パネル展 期間：6月23日（水）～29日（火） 会場：清田区役所1階ロビー 内容：サイネージを活用した動画放映	男女共同参画週間啓発事業 期間：6月21日（月）～6月29日（火） 「Smile Sharing Book Vol.2 家事シェアのすすめ」（以下、家事シェアという。）周知 内容：リーフレットの配布、家事シェア周知用ポスターを作成し、地下鉄真駒内駅掲示板、じょうてつバス車内広告スペースへのポスター掲出を実施。	①男女共同参画週間啓発事業 期間：6月23日（水）～29日（火） 場所：西区役所、西区ギャラリー（地下鉄琴似駅構内） 内容：パネル展、掲揚旗の掲揚、庁内放送、デジタルサイネージ ②第48回西区民のつどい ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 日程：10月1日（金） 場所：西区民センター 内容：男女共同参画をテーマとした映画上映会及び啓発品配布
自己評価	A	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画パネル展 期間：6月23日（木）～29日（水） 会場：清田区役所1階ロビー 内容：サイネージを活用した動画放映及びパンフレット等の啓発品や、懸垂幕の掲示	男女共同参画週間啓発事業 期間：6月23日（木）～6月29日（水） 内容： ①「Smile Sharing Book Vol.3 これからのMen's Style」の配布。 ②区役所庁舎内及び地下鉄真駒内駅掲示板へ男女共同参画週間のポスターを掲示。 ③区役所及びまちづくりセンターで啓発物品を配布。	①男女共同参画週間啓発事業 期間：6月23日（木）～29日（水） 場所：西区役所、西区民センター、 内容：パネル展、掲揚旗の掲揚、庁内放送、デジタルサイネージ ②第49回西区民のつどい ※新型コロナウイルス感染症の影響により開催未定。 日程：10月7日（金） 場所：未定 内容：未定
	予算額 (千円)	27	—	36
今後の課題と目標	区民に男女共同参画への関心を高めてもらえるよう、当該事業を今後も継続していく。	今後も継続して意識啓発等を進め、より多くの区民に理解を得られるよう取り組む。	今後も啓発事業を継続し、より多くの区民に男女共同参画社会への理解が得られるよう取り組む。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	19	20	21	
担当局・区	手稲区	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	市民部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-2	2-2	
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	女性団体自主企画事業への支援	男女共同参画ボランティア事業の推進	
事業概要	男女共同参画について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施するとともに、懸垂幕の掲示や啓発物品の配布を行う。	男女共同参画の視点に基づく問題解決をめざす事業などについて自ら事業を企画・調査研究を行う女性団体・グループの活動を支援する。	女性の社会参画などを促進するため、託児や編集ボランティア講座など、ボランティア活動の機会を提供するとともに、ボランティアに携わる人材の養成を図る。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	22	—	75
	実施内容	【男女共同参画週間に併せた活動】 1.男女共同参画パネル展・懸垂幕の掲示 日時：6月23日（水）～6月29日（火） 場所：手稲駅自由通路「あいくる」・手稲区役所 2.男女共同参画公開学習会 日時：7月13日（火） 場所：区民センター第1・2会議室 講演：愛着とDV・虐待の関連～悲劇を繰り返さないために～ ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】 1.DV防止パネル展 日時：11月12日（金）～11月25日（木） 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月22日（月） 場所：区民センター視聴覚室	男女共同参画団体などの活動支援として事業を実施した。 ・共催事業の実施2件 ・協力事業の実施5件	主催事業において託児業務を実施した。子育て支援を行う市民団体に託児を依頼し、社会全体で子育てに取り組む啓発とした。 ・子育てや介護の環境整備事業 主催事業における託児を行った。 計2回
自己評価	B	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	【男女共同参画週間に併せた活動】 1.男女共同参画パネル展・懸垂幕の掲示 日時：6月22日（水）～6月27日（月） 場所：手稲駅自由通路「あいくる」・手稲区役所 2.男女共同参画公開学習会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】 1.DV防止パネル展 日時：11月中 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月中 場所：区民センター第1・2会議室 講演：未定	男女共同参画団体などの活動支援を実施する。 ・共催事業 ・協力事業 また、男女共同参画活動団体に対して団体が抱える課題解決することを目的に組織運営や資金調達などに関する学習機会の提供をする。	主催事業において託児業務を実施する。子育て支援を行う市民団体に託児を依頼し、社会全体で子育てに取り組む啓発とする。 ・子育てや介護の環境整備事業、主催事業における託児
	予算額 (千円)	28	—	127
今後の課題と目標	1人でも多くの市民が男女共同参画社会への関心を持てるような啓発事業を今後も継続して行っていく。	男女共同参画センターの事業ノウハウを活かし、事業を通して更にネットワークを強め、支援を行っていく。また、団体の運営や資金調達などマネジメントに関する学習の機会を提供し、活動の支援となるよう取り組む。	女性が社会参画するために社会全体で子育てに取り組む啓発を行う必要がある。一方で、多様な女性の社会参画のあり方を啓発し、ボランティア活動や人材育成などを通して社会参画へのきっかけとなる場の提供も併せて行っていく。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	22	23	24
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	保健福祉局
担当部・室	男女共同参画室	高齢保健福祉部	保健所
基本的方向 -基本施策	2-3	3-1	3-1
事業名	家庭責任の分担意識にかかる啓発	介護に関する情報の効果的な提供	男性の料理教室
事業概要	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行う。	介護サービスや支援を必要としている方に関係する情報が行き届くよう、介護保険制度や介護保険サービスに関して、パンフレットやホームページによる周知を行い、また、介護保険制度改正時には説明会を開催するなど、効果的な情報提供に努める。	健康に関する食生活を学びながら調理の実践を促し、地域の自主活動グループ等へ参画していくこと等を目的として、「男性の料理教室」の開催や、男性料理グループの活動支援を行う。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	2,522
	実施内容	ジェンダー平等やワークライフバランス、働き方改革の視点から講演やワークショップなどを実施した。 ・出張講座(31回) ・ジェンダーイシュー事業(男女共同参画白書を読む会、ジェンダー平等をめぐる対話のために～『マジョリティの特権』への理解を通じて等)(5回) ・子ども若者エンパワメント事業(行動をしたい大学生のためのモヤモヤ解消オンライン読書会等)(3回) ・ワーク・ライフ支援事業(女性リーダー養成研修等)(6回) 計45回	介護保険制度や介護サービスについてのパンフレット「なるほど実になる介護保険」を市民向けに配布するとともに、ホームページ上で公開した。
自己評価	A	A	B
令和4年度実施計画	計画内容	ジェンダー平等やワークライフバランス、働き方改革の視点から講演やワークショップなどを実施する。 ・ジェンダーイシュー事業(ジェンダーギャップ指数を読む会等) ・ワーク・ライフ支援事業(女性リーダー養成研修等) ・出張講座	保険料額、高額介護サービス費等の改正を内容に取り入れた新年度版を作成し、市民に向けた周知を継続して行う。
	予算額 (千円)	—	2,864
今後の課題と目標	意識の啓発という点での事業は充実しつつある。家庭内の役割意識などについて女性だけでなく、男性の意識変容に繋げていくための事業も実施し、企業に向けての啓発も併せて行っていく。	今後も介護保険制度の継続した周知に取り組み、介護サービスを利用しない方にも制度の必要性を理解してもらえることを目指す。	「男性の料理教室」の開催や、男性料理グループの活動支援を行い、男性の食事づくりへの参加を促す。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催回数や参加人数を減らす可能性あり。
関連計画		札幌市高齢者支援計画2021	第3次札幌市食育推進計画
計画期間		令和3年度～令和5年度	平成30年度～令和4年度

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	25	26	27	
担当局・区	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	
担当部・室	保健所	保健所	保健所	
基本的方向 -基本施策	3-1	3-1	3-1	
事業名	マタニティ教室	ワーキング・マタニティスクール	若い世代の食育事業「本気(マジ)めしプロジェクト」	
事業概要	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施する。(令和2年度まで「両親教室」として実施)	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供する。	男女が協力して食事づくりに参加できるように、高校生、大学生、専門学校生、20代の若い世代を対象に、野菜摂取や朝食の必要性及び共食の大切さなど、健康的な食事について学ぶ機会を提供する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	2,898	968	—
	実施内容	1 実施回数 35回 2 参加者数 393人 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、交流や実習については一部中止あり。	1 実施回数 3回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、年6回中3回は中止。 2 参加者数 95人(うち、夫の参加数 38人)	■実施回数:12回 ■参加人数:4,332人 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の制限があり、当初の予定より回数や人数を減らして実施。
自己評価	B	B	B	
令和4年度実施計画	計画内容	1 講話 2 参加者同士の交流 3 育児体験・実習 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度から「両親教室」「母親教室」を一体化して開催。 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、交流や実習については一部中止あり。	1 講話 2 参加者同士の交流 3 育児体験・実習 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、交流や実習については一部中止あり。	各区管理栄養士による講話(朝食と野菜摂取の啓発)と調理実習を中心とし、実践につながる取組を実施する。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催回数や参加人数を減らす可能性あり。
	予算額(千円)	6,416	1,600	—
今後の課題と目標	妊娠・出産に関する正しい知識や育児方法を普及するとともに、父親の育児参加を促進する契機とする。	勤労している初妊婦とその配偶者のニーズに合わせて内容を工夫し、知識や情報が得られ、参加者同士の交流が図られる機会とする。	食生活の課題が多い若い世代に対し、食に関する関心を高め、健康的な食習慣を培い実践することができるよう、今後も取組を進めていく。実施回数は30回以上を目指す。	
関連計画			第3次札幌市食育推進計画	
計画期間			平成30年度～令和4年度	

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	—	28	29	
担当局・区	子ども未来局	市民文化局	保健福祉局	
担当部・室	子育て支援部	男女共同参画室	高齢保健福祉部	
基本的方向 -基本施策	3-1	3-2	3-2	
事業名	父親による子育て推進事業	公的な催事における託児の実施	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	
事業概要	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行う。	乳幼児を持つ親が札幌市の主催する講座や催事に参加できるようにするため、一時的な託児を実施するよう努める。	高齢者をはじめとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努める。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・ <u>掲載外事業</u>	<u>プラン掲載事業</u> ・ <u>掲載外事業</u>	<u>プラン掲載事業</u> ・ <u>掲載外事業</u>	
令和3年度実績	決算額 (千円)	2,014	75	1,375,126
	実施内容	父親の育児参加啓発のための動画及びポスター制作を実施。	主催事業において託児業務を実施した。子育て支援を行う市民団体に託児を依頼し、社会全体で子育てに取り組む啓発とした。 ・子育てや介護の環境整備事業計2回	高齢者をはじめとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に向けた取組を行った。 令和3年度総合相談支援件数：27,006件
自己評価	B	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	市内10区にて、対面での父親向け講座（父子同室）を実施する。	主催事業において託児業務を実施する。子育て支援を行う市民団体に託児を依頼し、社会全体で子育てに取り組む啓発とする。 ・子育てや介護の環境整備事業、主催事業における託児	引き続き高齢者や介護者支援等を通じ、地域包括ケアの充実に向けた取組を実施する。
	予算額 (千円)	2,300	127	1,401,208
今後の課題と目標	父親向けの講座やイベントを定期的 に実施し、父親の育児機会を増や す。	子育てや介護等の負担を担っている 市民が男女共同参画の学習の機会を 得るために託児を実施し、学びやす い環境の整備を行っていく。	今後、就労中の介護者の増加も見込 まれるため、地域包括支援センター の機能強化を行い、高齢者の支援体 制の充実や介護離職の防止を目指 す。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン		札幌市高齢者支援計画2021	
計画期間	令和2年度～令和6年度		令和3年度～令和5年度	

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	30	31	32	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-2	3-2	3-2	
事業名	区保育・子育て支援センター事業	子育てサロン事業	子育て支援総合センター事業	
事業概要	安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進める。	NPO活動拠点等や児童会館を活用した地域子育て支援拠点事業を実施する。	すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、情報提供・子育て相談などの利用者支援事業を行う。子育て支援の常設拠点施設として全市レベルで事業を展開する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	1,175,505	103,452	27,734
	実施内容	北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区の9区で実施。 1 保育所事業1施設あたりの定員120人（清田（にじいろ）60人）、延長・一時・障がい児保育を実施（北区・豊平区・西区は休日保育も実施） 南区では、小規模保育A型（定員19人）を実施。 2 子育て支援センター事業 （1）常設の子育てサロン 参加組数 23,475組 （2）子育て相談（相談件数は、地域子育て支援推進事業に併せて計上） （3）子育て講座 160回、参加者数 1,493人	1 常設の子育てサロンの運営 参加数112,038人 2 子育て講座 1,444回 参加者数20,026人 3 相談件数 3,917件 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言等の行動制限が設けられた期間は、子育てサロンでの一般利用者の受入れと、子育て講座を休止した。 休止期間（5月3日～7月11日、8月27日～9月30日）※1月27日～3月21日は児童会館のみ休止	1 常設子育てサロンの運営 総利用者数5,814人 2 子育て講座 開催数・参加者数12回133人 3 子育て相談件数476件 4 次世代育成支援 児童・学生等に親子とふれあう機会を提供し、男女が共に育児にかかわることの大切さ等を伝える事業 参加者数288人 5 子育て支援講演会の実施 参加者数249人
自己評価	A	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	1 保育所事業 南区以外では、1施設あたりの定員120人（厚別区は60人）、延長・一時・障がい児保育を実施（北区・豊平区・西区は休日保育も実施） 南区では、小規模保育A型（定員19人）を実施。 2 子育て支援センター事業 令和3年度と同様に実施。	1 常設の子育てサロンの運営 2 子育て講座開催 3 子育て相談 4 出張ひろばの実施	令和3年度と同様に実施予定
	予算額 (千円)	1,452,730	270,000	34,290
今後の課題と目標	参加者数増加に努めるほか、地域などとの連携を更に推進し、子育て支援の区の拠点施設としての役割・機能をより強化する。	社会全体で子育てを支えていけるような取組を進めていく。	男女がともに育児に関わり、祖父母等を含めた家族や社会全体で子育てを支えていけるような取組を進めていく。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	33	34	35	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-2	3-2	3-2	
事業名	助産施設の提供	地域子育て支援推進事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	
事業概要	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を実施する。	地域で安心して子育てができる環境づくりのため、就学前の子どもを育てている家庭を対象に交流の場の提供、講座の開催、相談、情報提供を行い、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図るほか、関係機関のネットワークづくりを進める。	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は未就学児を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	62,410	40,398	2,561
	実施内容	経済的に入院助産が困難な妊産婦に対し助産を実施した。 1 施設数 5施設 2 利用人数 121人	1 子育て相談 相談件数 3,949件 2 情報提供 こそだてインフォメーション 利用者数 46,952人 利用件数 26,615件 3 子育てサロン運営支援 4,210件	1 派遣家庭件数 (1)母子家庭 127件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 7件 2 派遣延べ回数 (1)母子家庭 341件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 10件
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	5施設にて、経済的に入院助産が困難な妊産婦に対する助産を令和3年度と同様に実施する。 1 子育て相談 2 情報提供 3 子育てサロン運営支援	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。	
	予算額 (千円)	84,647	49,503	2,947
今後の課題と目標	経済的に入院助産が困難なものに対する当該施設の果たす役割は大きい ため、今後も事業を継続する。	地域と行政が連携して、子育て家庭を支える環境づくりにつながる事業を推進していく。	母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	36	37	38	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-2	3-2	3-2	
事業名	母子生活支援施設の運営	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・婦人相談の推進	
事業概要	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行う。	母子家庭、父子家庭、寡婦に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために事業や修学などの各種資金の貸付を行う。	母子家庭及び寡婦に対し、母子・寡婦福祉資金の貸付や就職、住宅、結婚等の各種相談に応じるため、母子・婦人相談を推進する。 (父子相談は札幌市ひとり親家庭支援センターにて実施)	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	271,613	20,877	62,872
	実施内容	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性が生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱えているため、児童の福祉に欠ける場合、その女性と児童を当該施設において保護し、自立のための支援を行った。 施設数 5施設 定員 100世帯 入所世帯数 延834世帯(年間)	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施した。 1 貸付件数 48件 (1)母子 43件 (2)父子 1件 (3)寡婦 4件 2 貸付金額 (1)母子 18,057千円 (2)父子 227千円 (3)寡婦 2,591千円	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施した。 1 相談員数 18人 2 相談件数 年間11,103件
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける母子世帯を当該施設において保護し、自立に向けた支援を行う。	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施する。	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施する。 相談員数18人
	予算額 (千円)	303,724	37,694	64,754
今後の課題と目標	生活、住宅、就職等に問題を抱える母子家庭の母と児童の保護及び自立促進のために当施設の果たす役割は大きいと、今後も事業を継続する。	ひとり親家庭等の経済的自立を図り、扶養している児童の福祉を増進するために有効な事業であるため、今後も継続する。	DV相談・女性(婦人)相談を含め、当該DV・女性施策所管課と事業の在り方や連携については引き続き検討課題とする。	
関連計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	39	40	41	
担当局・区	都市局	総務局	市民文化局	
担当部・室	市街地整備部	国際部	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	3-2	4-2	4-2	
事業名	市営住宅への優先入居の推進	国際的視野に立った男女共同参画の推進	国際交流支援事業	
事業概要	安心して子供を産み育てられる居住環境づくりの一環として、東区の東雁来団地で入居対象を子育て世帯に限定した募集を行う。 また、一部の市営住宅について、ひとり親世帯、多子世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯が優先入居できる若年層世帯の特定申込枠を設定し、子育て世帯に配慮した募集を行う。 なお、全ての市営住宅の入居者募集では、応募者多数の場合の抽選に際し、ひとり親世帯や多子世帯の方等の当選確率が高まるように優遇措置を行う。	姉妹都市や世界冬の都市市長会などの海外ネットワークを活用し国際的視野に立った男女共同参画事業を推進していくほか、男女共同参画の理念を反映させた多文化共生社会の実現を目指した事業を展開する。	男女共同参画の推進にあたり、国際的な情報を持ち多様な事業展開を図るため情報交換や国際交流活動の支援を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—	0
	実施内容	子育て支援住宅（東雁来団地）及び若年層世帯の特定申込枠を設定して募集した。 さらに、ひとり親世帯や多子世帯は、一般世帯より抽選番号を1個多く付与し、当選確率が高まるよう優遇措置を行った。	姉妹都市とオンラインでの学校間交流等を行い交流を深めたほか、札幌国際プラザへの補助金交付を通じた札幌に住む外国市民向けの生活情報の発信等を行った。	国際的な視野に立ち、男女共同参画の先進事例に関する諸外国との情報交換や連携を深め、ジェンダー平等の達成につなげ、専門性を持った団体や機関と共催、協力をすることを目的として実施した。 ・「レフュジー家族の絆」上映会 市民が世界の難民問題や共生社会について考え理解を深める場として実施。
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	上記支援事業を継続する。	変化する社会情勢に対応しながら、姉妹都市間の相互理解を促進し、国際交流機会の拡充を図っていくほか、外国人総合相談窓口等により、札幌に在住する外国籍の市民向け情報発信等の取組を継続的に実施していく。	男女共同参画の推進にあたり、国際的な情報を持ち多様な事業展開を図るため情報交換や国際交流活動の支援を実施する。
	予算額 (千円)	—	—	0
今後の課題と目標	今後も上記支援事業を継続し、必要に応じて随時支援内容の見直しを行う。	引き続き、姉妹都市等との相互理解を促進し、様々な主体と連携して交流の更なる活性を図るほか、変化する社会情勢に対応しながら、男女共同参画の理念を反映させた多文化共生社会の推進に向けた取組を実施する。	JICAやNVECなど、海外分野における専門性の高い団体、機関と連携を深めることで、国際的な視野でのジェンダー平等のあり方について地域での議論を深めていくとともに、国際的な動きなどにアンテナを張り、広く市民に伝え理解を深められる機会を作っていく。	
関連計画	札幌市住宅マスタープラン2018			
計画期間	平成30年度～令和9年度			

【基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	42	43	
担当局・区	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	市民自治推進室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	5-1	5-2	
事業名	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	女性の視点を取り入れた災害対策事業	
事業概要	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進など、地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行う。	女性の視点を取り入れた避難所運営事業の実施のため、災害対策や、防災訓練などの場での男女共同参画を推進する事業を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	213,670	—
	実施内容	各区における地域の主体的なまちづくり活動に対して、各区への予算措置による支援を実施した。 《令和3年度事業実績》 ・事業件数 627件 ・総参加者数 約57万人 これにより各区では、パネル展や学習会などの男女共同参画推進事業が行われた。 ※上記実績は、事業全体における数値であり、男女共同参画の推進に関する事業のみの数値ではない。	令和元年9月に改正した避難所運営マニュアルに「女性の視点を取り入れた避難所運営の取組について」の内容を盛り込みマニュアルを一本化し、これに基づき避難所運営研修等を実施した。
自己評価	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」として、地域が主体となるまちづくり活動への予算措置を通じて、地域活動における男女共同参画の促進に対する支援を行う。	引き続き、防災マニュアルの制作など災害対策等を実施する際に女性の視점에配慮するよう各部署に通知していく。
	予算額(千円)	364,000	—
今後の課題と目標	「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、地域主体のまちづくり活動に対する支援を継続していくことで、今後も、地域活動における男女共同参画の促進を図っていく。	家庭、職場、学校、地域などあらゆる場で市民レベルの取組を進め、実践的な活動への発展を促す。	
関連計画	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019		
計画期間	令和元年度～令和4年度		

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	44	45	—	
担当局・区	総務局	建設局	厚別区	
担当部・室	職員部	土木部	市民部	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-1	
事業名	セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発	建設産業活性化推進事業	働く女性のための座談会～わたらしく働くヒントを見つけよう～	
事業概要	人権を侵害する行為として、特に職場におけるセクシュアル・ハラスメントがある。こうした行為の防止に向けて、今後も各種研修やサービス通知等を通じて、職員全体に対する意識啓発を行う。	近年、建設業は人材難に直面しており、この対策の一環として、女性の登用が期待されている。しかしながら、女性からは従来の男性を中心とした労働環境が障害となっており、そのなかでもトイレ・更衣室や作業服などの装備品に対して改善を望む声が多い。この状況に鑑み工事現場における女性の労働環境の向上に資する助成を行う。 (令和元年度まで建設業人材確保・育成支援事業として実施)	厚別区内で就労する女性を対象に、各々の思いを共有し、働きやすい環境づくりにつながるヒントを得ること等を目的に座談会を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	6,132	0
	実施内容	1 相談窓口の運営・周知 2 職員研修（新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した実施方法による）での啓発 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス管理員等連絡会議の実施を通知の発出に代えて啓発 4 eラーニングセクハラ講座の活用促進 5 ハラスメントの防止に向けた職員アンケートの実施	1) 札幌市が発注する工事の現場において、女性用トイレ・更衣室を設置する費用として、50万円を上限に助成 2) 札幌市が発注する工事の受注業者または同工事の下請け業者などが、女性の作業服などの装備品を購入する際の費用として、1人3万円（1企業15万円）を上限に助成 【令和3年度実績】 1) 14件、2) 9件	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
自己評価	A	A	C	
令和4年度実施計画	計画内容	1 相談窓口の運営・周知 2 職員研修（新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した実施方法による）での啓発 3 ハラスメントのアンケート結果を踏まえた各種通知の発出による啓発 4 eラーニングセクハラ講座の活用促進	1) 札幌市が発注する工事の現場において、女性用トイレ・更衣室を設置すると、設置費用について50万円を上限に助成 2) 札幌市が発注する工事の受注業者または同工事の下請け業者などが、女性の作業服などの装備品を購入する際の費用として、1人3万円（1企業15万円）を上限に助成 【令和4年度実施計画】 1)、2) 併せて30件の申請を予定する。	令和4年度実施計画なし
	予算額 (千円)	—	10,300	—
今後の課題と目標	各種研修やサービス通知等による周知を継続し、職員に対する更なる意識啓発を行っていく。	本制度は、「さっぽろ建設産業活性化プラン（計画期間：令和2年～令和6年）」に基づくものであり、利用拡大に向け「対象の拡大」や「要件の緩和」といった要綱の見直しを行ってきたが、今後もより活用しやすい制度に向けた検討を行いながら更なる利用拡大を目指していく。	男女共同参画社会の形成促進に向けて、啓発活動をより広く行うため、本事業から写真展（事業番号14「男女共同参画に関する啓発事業の開催」の一環）開催に変更することとした。	
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②札幌市強靱化計画、③さっぽろ未来創生プラン		
計画期間		①令和元年度～令和4年度、②令和元年度～令和5年度、③令和2年度～令和6年度		

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	46	47	48	
担当局・区	子ども未来局	市民文化局	子ども未来局	
担当部・室	子ども育成部	男女共同参画室	子ども育成部	
基本的方向 -基本施策	1-2	1-3	1-3	
事業名	育児休業取得助成事業	女性の継続就業に関する啓発	新型児童会館整備事業	
事業概要	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行う。（令和元年度まで仕事と暮らしのライフプラン支援事業として実施）	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行う。	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	19,810	—	350,079
	実施内容	育児休業を取得しやすい環境づくりを支援するため、育児休業等助成金を一定の要件を満たした企業に対して支給した。事業の周知にあたっては、関係部局と連携し、経済情報冊子やメルマガ等への記事掲載を行った。令和3年度の企業への育児休業等助成金の交付実績は以下のとおり。 ①育児休業取得助成金支給：18件 ②育児休業代替要員雇用助成金支給：13件 ③男性の育児休業取得助成金支給：47件 ④子の看護休暇有給制度創設助成金支給：3件	勤労初妊婦とその配偶者を対象に家庭内での男女共同参画の啓発の機会を設定した。 ・制度の活用を男女共同参画の視点から啓発（共催事業「ワーキング・マタニティスクール」での講話） 11～3月	○設計6館 ・基本設計 明園小学校、定山溪地区義務教育学校 ・実施設計 東山小学校、山の手小学校、元町北小学校、光陽小学校 ○工事5館 中央小学校、発寒南小学校、二十四軒小学校、本町小学校、東山小学校
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	育児休業を取得しやすい環境づくりを支援するため、育児休業等助成金を一定の要件を満たした企業に対して下記の助成金を支給する。 ①育児休業取得助成金 ②育児休業代替要員雇用助成金 ③男性の育児休業取得助成金 ④子の看護休暇有給制度創設助成金 また、令和3年度に引き続き、関係部局と連携した事業の周知に努める。	勤労初妊婦とその配偶者を対象に家庭内での男女共同参画の啓発の機会を設定する。 ・制度の活用について男女共同参画の視点から啓発を行う。（共催事業「ワーキング・マタニティスクール」での講話） ・ブログ等での両立に関する情報提供	○設計5館 ・基本設計 真駒内地区義務教育学校、琴似小学校 ・実施設計 光陽小学校、元町南小学校、定山溪義務教育学校、真駒内地区義務教育学校 ○工事5館 苗穂小学校、東山小学校、山の手小学校、元町北小学校、光陽小学校
	予算額 (千円)	16,200	—	285,993
今後の課題と目標	子の看護休暇有給制度創設助成金の申請は低調であったため、庁内の関係部局と連携し、一層の事業周知を行っていききたい。 また、育児・介護休業法が改正され、産後パパ育休の創設や育児休業の分割取得が可能になること等、国の政策や時勢に即した必要な取組の検討を進めていきたい。	女性に向けてだけではなく、男性の家事育児への参加や育休取得促進の事業など男性や企業に向けたアプローチ方法を検討し、実施していく。	2022年度末までに新型児童会館を16館整備する。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン		第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度		令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	49	—	50	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子ども育成部	子ども育成部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	1-3	1-3	1-3	
事業名	留守家庭児童対策事業の促進	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	一時預かり事業	
事業概要	放課後帰宅しても保護者が就労等により不在である小学校児童の安全を確保し、健全に育成するために児童会館で開設する「児童クラブ」と、民間児童育成会及び届出のあった放課後児童健全育成事業所により事業を推進する。	共働きの負担軽減及び女性の活躍支援のため、長期休業期間に児童クラブにて昼食を提供する。	保護者の短時就労や傷病、リフレッシュなど一時的に保育が必要なときに保育所や幼稚園等において保育を実施する。 平成27年度から子ども・子育て支援新制度において法定事業に位置付けられている。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	3,727,906	324	658,266
	実施内容	児童会館109館、ミニ児童会館90館にて「児童クラブ」を運営。 民間児童育成会（45か所）に対し運営費を補助。	冬季休業期間に放課後児童クラブ20か所を対象に、1ヶ月3回昼食提供事業を試行実施した。	以下の施設で実施 (1) 一般型（非在園児対象） ・保育所 180施設 ・幼稚園・認定こども園 115施設 (2) 幼稚園型（在園児対象） ・幼稚園・認定こども園 174施設 (3) 2歳児受入促進事業 ・幼稚園 6施設
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	児童会館で開設する「児童クラブ」の運営と、民間児童育成会への助成金交付の2形態での事業を引き続き推進する。	夏季休業期間に放課後児童クラブ60か所を対象に4回、冬季休業期間に放課後児童クラブ100か所を対象に、3回昼食提供事業を試行実施する。	実施施設を拡大して実施。 (1) 一般型（非在園児対象） ・保育所 170施設 ・幼稚園・認定こども園 152施設 (2) 幼稚園型（在園児対象） ・幼稚園・認定こども園 208施設 (3) 2歳児受入促進事業 ・幼稚園 3施設
	予算額 (千円)	3,616,117	5,200	869,683
今後の課題と目標	狭隘化が著しい児童クラブの対策の検討。	アンケート調査による効果検証及びニーズ把握を踏まえた手法の検討。	一時保育への需要は増加しており、今後も保護者のニーズに応えるべく一時保育実施施設の拡大を図っていく。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン		第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度		令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	51	52	53	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	1-3	1-3	1-3	
事業名	家庭的保育事業（保育ママ）	休日保育事業	時間外保育事業	
事業概要	保育ママの居宅において、補助者とともに、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施する。 平成27年度から子ども・子育て支援新制度における認可事業に位置付けられている。	就労形態の多様化に伴い、休日における保育に常態的に欠ける乳幼児を対象に休日保育を実施する。 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において、施設運営費に組み込まれることとなっている。	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対応するため、保育所の自立的な延長保育への取組を促進する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	118,708	2,514	349,871
	実施内容	保育ママ9人（定員総数45人）で実施。	これまでの市内11施設に加え、新たに私立保育所1施設で実施。 (1)実施施設及び受入人数 公立保育園：北区保育・子育て支援センター、豊平区保育・子育て支援センター、西区保育・子育て支援センター 各20人 私立保育園：元町にこ保育園 15人、青葉興正保育園 6人、北一条すすらん保育園 15人、にこまるえん白石 13人、札幌北はくはく保育園 6人 小規模保育事業A型：ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 9人、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室 各6人 (2)開所日数 65日 (3)利用人員 延べ 4,474人 (1日平均68.8人)	主に通常の開所時間（7時から18時）を超えて1時間又は2時間の延長保育を実施。 (1)公立保育所・認定こども園（19施設）すべて1時間延長 (2)公設民営（夜間保育園）（3施設）午前8時から10時 (3)私立保育所・認定こども園（352施設） ・1時間延長施設329施設 ・2時間延長23施設 (4)私立地域型保育事業（136事業所） ・1時間延長120事業所 ・2時間延長16事業所
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	令和3年度と同内容で実施。 職員を確保して安定的に休日保育が実施できるよう、保育士の処遇改善のための補助金を平成29年度に新設し、対象施設を拡大した。 引き続き、実施施設の増加を目指す。	対象施設を拡大して実施。 (1)公立保育所・認定こども園（19施設）すべて1時間延長 (2)公設民営（夜間保育園）（3施設）午前8時から10時 (3)私立保育所・認定こども園（376施設） ・1時間延長施設351施設 ・2時間延長25施設 (4)私立地域型保育事業（137事業所） ・1時間延長120事業所 ・2時間延長17事業所	
	予算額 (千円)	121,783	4,490	402,000
今後の課題と目標	多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。	保育需要の多様化や利用者負担がなくなったことにより、年々利用希望者数及び利用人数が増大しており、今後も保護者の就労支援のため、ニーズの見込み・動向を見極めて実施保育所の増加を図る。	時間外保育に対するニーズは依然として増加しており、今後も保護者のニーズに応えるべく時間外保育実施施設の拡大を図っていく。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	54	55	56	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	1-3	1-3	1-3	
事業名	事業所内保育事業	小規模保育事業	私立保育所の整備	
事業概要	主として従業員の子どもを対象とする施設に、地域の保育を必要とする子どもの枠を設け保育を実施する。平成27年度から子ども・子育て支援新制度における認可事業に位置付けられている。	交通利便性の高い地域の賃貸物件等で、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施する。平成27年度から子ども・子育て支援新制度における認可事業に位置付けられている。	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	339,388	4,778,489	823,862
	実施内容	11事業所で実施。 ・定員計203人（うち地域枠87人） ・保育日・保育時間（地域枠） 月～土曜の7時から18時まで （ただし国民の祝日・年末年始を除く）	129事業所で実施。 ・定員 7～19人 ・定員総数 2,282人 ・保育日・保育時間 月～土曜の7時から18時まで （ただし国民の祝日・年末年始を除く、一部土曜保育なし）	令和3年度定員増640人 【内訳】 ・保育所新築（4件 300人増） ・賃貸等による保育所の創設（7件 340人増）
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	11事業所で実施。	130事業所で実施。 ・定員総数 2,313人	令和4年度定員増510人 【内訳】 ・保育所新築（2件 120人増） ・賃貸等による保育所の創設（9件 360人増） ・保育所増改築（1件 30人増）
	予算額 (千円)	371,724	5,096,043	776,000
今後の課題と目標	多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。	多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民のニーズに応えることができるように保育サービスの供給量を増やしていく。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	57	58	59	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	1-3	1-3	1-3	
事業名	地域型保育事業所の整備	認定こども園の整備	夜間保育事業	
事業概要	地域型保育事業所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大する。	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保する。	保護者の就労時間の多様化により、夜間の保育を必要とする保護者のために、夜間保育を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	0	2,952,881	—
	実施内容	令和3年度実施なし	令和3年度定員増753人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園の新築（1件90人増） ・幼保連携型認定こども園への移行（10件 515人増） ・幼稚園型認定こども園への移行（3件89人増） ・幼保連携型認定こども園の分園（1件59人増）	夜間保育事業を3園で実施。 (1)札幌市大通保育園 【標準時間】10:00~21:00 【時間外保育】①8:00~10:00 ②21:00~24:00 (2)札幌市しせいかん保育園 【標準時間】10:00~21:00 【時間外保育】①8:00~10:00 ②21:00~22:00 (3)札幌市二十四軒南保育園 【標準時間】10:00~21:00 【時間外保育】①8:00~10:00 ②21:00~24:00
自己評価	—	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	令和4年度実施計画なし	令和4年度定員増259人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園への移行（4件 259人増）	令和3年度と同内容で実施。
	予算額 (千円)	0	1,556,000	—
今後の課題と目標	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民のニーズに応えることができるように保育サービスの供給量を増やしていく。	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民のニーズに応えることができるように保育サービスの供給量を増やしていく。	今後も保護者のニーズに対応するため、夜間保育事業を継続していく。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	-	-	60	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	1-3	1-3	2-1	
事業名	保育士等支援事業	保育人材確保緊急対策事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	
事業概要	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行う。	一定の期間を勤続した保育士に一時金を給付する「保育人材確保に向けた一時金給付事業」、中高生やその保護者を対象とした「保育人材イメージアップ事業」等の実施により、保育人材確保の支援を行う。	高等職業訓練促進給付金を受給して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	42,509	301,146	15,800
	実施内容	①保育人材支援センターの運営 保育士等確保実績 71人 ②セミナー・合同説明会等開催 オンライン方式で2回実施。 ③保育教諭資格取得補助 実績なし ④保育士実態調査 保育施設等529施設、養成校20校に対して調査を実施。	①札幌市保育支援者配置補助事業 給付対象施設：147施設 ②札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業 給付対象者：1,145人 ③札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 給付対象者：106人 ④保育人材イメージアップ事業 Web広告の実施、専用HPのコンテンツの新規制作等	①入学準備金 (1)貸付件数 25件 (2)金額 12,500千円 ②就職準備金 (1)貸付件数 17件 (2)金額 3,300千円
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	令和3年度と同内容で実施。	令和3年度と同内容で実施。	①入学準備金 ②就職準備金
	予算額(千円)	48,000	327,000	-
今後の課題と目標	保育人材確保に向け、各種事業を継続して行っていく。	保育人材確保に向け、各種事業を継続して行っていく。	母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	
関連計画			札幌市ひとり親家庭等自立促進計画	
計画期間			平成30年度～令和4年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	61	62	63	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	経済観光局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	産業振興部	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実	再就職支援事業の実施	
事業概要	①自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、市の指定講座の受講終了後に、給付金を支給する。 ②高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の親が一定要件を満たす養成機関に通う際に、生活の負担軽減のため、給付金を支給する。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭親又は子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援する。	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、就業支援バンク（希望する雇用条件等を登録）による就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施する。	再就職を目指す女性を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介、職場定着支援を一体として行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	224,498	37,456	234,276
	実施内容	①自立支援教育訓練給付金事業 支給人数 44人 ②高等職業訓練促進給付金事業 支給人数 192人 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 支給人数 2人	就業相談 延べ5,678件 就業情報の提供 延べ4,421人 母子・父子自立支援プログラム策定数 4件 就業支援講習会 9講座開催 就業支援講習会参加者 72人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、就業支援講習会を8講座中止した。	ここシェルジュSAPPORO及び就業サポートセンターにおいて、再就職を目指す女性を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談・紹介、職場定着支援までを含めた総合的な支援を実施。 ・セミナー実施回数 78回(サロン・出張含) ・セミナー受講人数 502人 ・場所 ここシェルジュSAPPORO等 ※セミナーは女性のみを受講対象としている。 ※本事業は「女性の多様な働き方支援窓口運営費」及び「就業サポートセンター等事業費」内で委託により実施しており、決算額は女性部分に限らず、各事業全体の合計額を記載している。
自己評価	A	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等職業訓練促進給付金における対象要件の緩和等の継続、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における支給内容の拡充を実施する。	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供等に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。	引き続き、ここシェルジュSAPPOROにおいて、女性を対象とした各種セミナーの実施、また就業サポートセンターにおいて、女性を含む再就職を目指す求職者を対象とした個別カウンセリング、職業相談・紹介、職場定着支援までを含めた総合的な支援を実施する。 ・セミナー実施予定回数 60回～ ・場所 ここシェルジュSAPPORO等
	予算額 (千円)	303,000	37,456	253,000
今後の課題と目標	受給者の利便性向上のため、書類提出等の必要な手続きを簡便に行えるよう検討が必要。	支援を必要としている人に情報を届けるため、広報を充実させていく必要がある。	女性を取り巻く雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた上で、きめ細やかで効果的な就労支援の在り方を検討していく。 ※本事業は「女性の多様な働き方支援窓口運営費」及び「就業サポートセンター等事業費」内で委託により実施しており、予算額は女性部分に限らず、各事業全体の合計額を記載している。	
関連計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②さっぽろ未来創生プラン	
計画期間	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	64	65	124	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	児童相談所	
基本的方向 -基本施策	2-2	2-2	2-2	
事業名	病後児デイサービス事業	ファミリー・サポート・センター事業	子育て短期支援事業	
事業概要	子育てと就労の両立を支援するため、病気回復期にあって集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進する。	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が会員組織をつくり、子育て家庭を支援する仕組み。保育所の送り迎えなどを行い、地域で子育て家庭を支える。急な発病や緊急を要する子どもの預かり等も行っている。	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	53,326	60,555	8,201
	実施内容	市内6施設で実施 (1)対象 市内在住の生後5か月から小学校6年生までの児童。 (2)開所時間等 月～土曜日の8時から18時まで。 (ただし、国民の祝日、8月15日、年末年始は除く) (3)延べ利用児童数 1,687人	男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的に実施した。 活動数 5,752回 会員数 16,960人	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数：1,456日
自己評価	B	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	・市内7施設で実施 ・更なる実施施設増（特に施設が設置されていない区）を目指し、医療機関等に参入を働き掛けていく。 男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的として実施する。 病児・病後児預かりにおける利用料補助制度を平成25年3月から実施。	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数（見込）：2,926日	
	予算額 (千円)	77,000	65,000	19,442
今後の課題と目標	病後児保育に対応するため、今後も全区への施設設置を目指しながら、病後児デイサービス事業を継続していく。	活動数・会員数の増加に努める。	今後も、引き続き当該事業を実施していく。	
関連計画	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン		
計画期間	①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度		

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	66	67	68	
担当局・区	経済観光局	経済観光局	経済観光局	
担当部・室	産業振興部	産業振興部	産業振興部	
基本的方向 -基本施策	2-2	2-2	2-2	
事業名	テレワーク・業務管理システムの普及促進	仕事に関する相談の実施	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	
事業概要	女性をはじめとする市民の有業率向上や働きやすい労働環境整備の促進を目的にテレワーク導入及び業務管理システム導入の普及促進に関する事業を実施する。	労働・職場環境が厳しくなる中、職場でストレスを感じる労働者が増えている状況において、面談または電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行う。	働きたいとは思いつつも、家事・育児との両立、長期のブランク等の様々な不安により就職活動を行うことをためらっている女性を対象とした相談窓口を設置し、意欲向上、自信回復、スキルアップを図り、個々の希望に合った働き方を実現するための支援を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	231,575	182,915	52,619
	実施内容	市内中小企業等を対象に、テレワーク導入経費の助成を行った。また、常設の専門相談窓口「札幌市テレワーク推進サポートセンター」を開設し、導入に係る各種相談や機器展示・体験コーナーの設置、セミナー開催等により、テレワークの導入・定着を支援。 ・補助率：3/4 ・補助上限額：60万円 ・申請件数：464件 ・交付件数：411件 ・窓口利用実績：450人（394社）	就業サポートセンター及びあいワークにおいて、ハローワーク等と連携を図りつつ、職業相談員による相談を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職等を余儀なくされた求職者を支援する専門相談窓口を設置しており、個々の状況に合わせたきめ細かな相談を実施したほか、専門の相談員による「仕事の悩み相談」を実施した。社会保険労務士による「労働問題・社会保険等に関する相談」については、感染症に起因する相談件数の増加に対応するため、相談拠点を拡充し、仕事等に関する幅広い相談を受け付けた。 ・職業相談件数 76,473件 ・仕事の悩み相談件数 13件 ・労働問題・社会保険等に関する相談件数 421件 ※各実績は男女の相談件数の合計値。 ※本事業は「就業サポートセンター等事業費」内で委託により実施しており、決算額は女性部分に限らず、事業全体の金額を記載している。	ここシェルジュSAPPOROにおいて、個別相談、セミナー、職場体験等を実施したほか、在宅ワークについて業務経験者に相談できる「宅ママコーナー」の設置や、VR動画を通して職場の様子を確認できる「VR職場体験」等を新たに実施。 ・登録者（累計）：2,038人 ・個別相談件数：1,421件 ・セミナー参加者数：410人 ・就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合：50.3%
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き、就業サポートセンター及びあいワークにおいて、ハローワークと連携を図りつつ、職業相談員による相談を実施するとともに、「仕事の悩み相談」についても、就業サポートセンターにおいて実施する。また、令和2年度に開設した専門相談窓口や、社会保険労務士による「労働問題・社会保険等に関する相談」の相談拠点の拡充についても、継続して実施するとともに、企業におけるオンラインでの採用選考に求職者が対応できるよう開設した「Web面接トレーニングルーム」を常設化する。	引き続き、個別相談、セミナー、職場体験を実施。 令和3年度に開設した「宅ママコーナー」を継続して運営するほか、令和4年度より在宅ワークに活用できるWebページ作成や動画編集のスキルを習得する入門講座を新たに実施（年10回）。	
	予算額 (千円)	211,000	195,000	58,000
今後の課題と目標	新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方改革や女性活躍に向け、テレワーク制度の更なる普及促進及び定着を図っていく。	今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しつつ、利用者からの労働条件・職場環境をはじめとする相談内容等を踏まえた効果的な支援の在り方を検討していく。 ※本事業は「就業サポートセンター等事業費」内で委託により実施しており、予算額は女性部分に限らず、事業全体の金額を記載している。	女性を取り巻く雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた上で、きめ細やかで効果的な就労支援の在り方を検討していく。	
関連計画	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②さっぽろ未来創生プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②さっぽろ未来創生プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②さっぽろ未来創生プラン	
計画期間	①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	69	70	71	
担当局・区	市民文化局	経済観光局	経済観光局	
担当部・室	男女共同参画室	産業振興部	産業振興部	
基本的方向 -基本施策	2-3	2-3	2-3	
事業名	働く女性のためのキャリア支援事業 「コワーキングスペース」	起業志望者向け講座	起業や経営に関する講座等による支援	
事業概要	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的にコワーキングスペースの運用を実施する。	起業に関心がある方や起業に向けた第一歩を踏み出す前の方を対象に、起業に関する気軽な学びの場を提供する講座を実施する。	起業を目指す方を対象としたセミナーや経営に関するセミナー等を実施するほか、札幌市産業振興センターのインキュベーション施設「スタートアップ・プロジェクトルーム」入居者への支援を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3 年度実績	決算額 (千円)	1,662	900	8,546
	実施内容	起業に関わる学習機会の情報を提供し、利用者のスキルアップ、マインドアップを図るほか、イベントの実施をとおして参加者が繋がることのできる機会を提供した。また休館中はオンラインリラコワを実施することで休館中も利用者との繋がりを持ち続けた。(利用人数延べ1,191人) ・ツキイチマルシェ ・ロールモデルカフェ&リラコワ交流会等 計9回	図書・情報館、創業支援団体等との連携による講座を全5回開催し、190人が参加した。	札幌市産業振興センターにおいて中小企業経営者や従業員を対象としたセミナーを実施(68回、参加者数1,231人。その内、創業者向けのセミナー27回、参加者数477人)。スタートアップ・プロジェクトルームは令和3年度末時点で入居率83.3%(15室/18室)。
自己評価	A	A	A	
令和4 年度実施計画	計画内容	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的にコワーキングスペースを運営するとともに、オンラインを活用したセミナー等を実施する。	引き続き創業支援団体等と連携し、起業に関心がある方等を対象とした講座を実施する。	引き続き、札幌市産業振興センター指定管理者が各種セミナー開催及びインキュベーション施設の入居者支援を実施する。
	予算額 (千円)	1,660	900	8,546
今後の課題と目標	市内の多様な支援機関や起業家と連携して事業を実施することで、参加者のマインドアップや多様な選択肢を提供するだけでなく、今後は、更に裾野を広げ、女性のライフスタイルに寄り添った支援という強みを活かすことや、起業のファーストステップ、入り口機能としての役割をより高めていく。	講座内容を適宜見直しつつ、創業支援団体等と連携しながら、若年層や女性を対象とした講座を継続し、起業志望者の裾野拡大につなげていく。	起業支援や経営に関する情報提供などを行い、女性を含む起業を目指す方を支援する。	
関連計画	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	
計画期間	令和元年度～令和4年度	令和元年度～令和4年度	令和元年度～令和4年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	72	73	74	
担当局・区	経済観光局	経済観光局	市民文化局	
担当部・室	産業振興部	産業振興部	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-3	2-3	3-1	
事業名	女性の起業に対する支援	ソーシャルビジネス担い手育成講座	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	
事業概要	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けるほか、女性起業家交流会を実施し、女性の起業を支援する。	社会や地域の課題をビジネスの手法で解決する「ソーシャルビジネス」分野で起業を目指す方等を対象として、連続講座等を実施する。	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催する。（令和3年度より男女が共に活躍できる職場づくり応援事業を統合して実施）	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	545	0	1,895
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家や起業を志望する女性を対象に、女性中小企業診断士による起業や経営に関する相談窓口を開設（令和3年度相談件数153件）。 人脈形成や悩みの共有、創業セミナーなどの他の支援策活用につなげることを目的とした女性起業家交流会を実施（令和3年度参加者数48人）。 	<p>札幌学院大学と連携し、札幌市産業振興センターにおけるセミナーの一貫として、ソーシャルビジネスの専門的かつ実践的な担い手育成のための連続講座を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> さっぽろソーシャルビジネススクール（連続講座）参加者数13人 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ジェンダー平等やダイバーシティ推進等幅広いテーマのセミナーを複数盛り込んだフォーラムをオンラインで実施し、男性の参加率は40.2%と目標を達成した。</p> <p>また、男性市民や社員向け意識啓発資料として、企業が利用可能な男性の家庭参画をテーマとした冊子を作成した。</p>
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き、女性中小企業診断士による起業や経営に関する相談窓口を開設する。	引き続き、ソーシャルビジネスの担い手に関する講座を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に引き続き、集客イベントは開催困難と判断。オンラインフォーラムを実施するとともに、前年度に作成した男性市民や社員向け意識啓発資料について、各区役所等での配付のほか、企業の社内研修で活用していただくことを想定し、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業に配付する。
	予算額 (千円)	—	0	3,046
今後の課題と目標	民間ネットワークなど他の起業支援事業と連携を図り、女性の起業促進に向けた支援を継続して実施する。	女性起業家からも高い関心を集めるソーシャルビジネスに関する講座を開催し、女性の起業を支援する。	女性だけではなく男性に対してもイベント等による啓発が必要であると考えことから、イベント内容の工夫等により、オンラインイベント等の男性参加率40%を目指す。	
関連計画	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	
計画期間	令和元年度～令和4年度	令和元年度～令和4年度	令和元年度～令和4年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	75	76	77	
担当局・区	市民文化局	経済観光局	市民文化局	
担当部・室	男女共同参画室	産業振興部	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	3-1	3-1	3-2	
事業名	ワーク・ライフ支援事業	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	
事業概要	企業や組織における女性の就業継続、女性活躍を推進するため、人材育成と環境整備に係る事業を実施する。また、起業や地域活動など、多様な働き方の実現を目指す。	女性の継続就労を支援するため、女性社員向け、企業向けに仕事と子育ての両立のコツや女性が働きやすい職場環境づくりについてのセミナー等を開催する。また、経済界と連携して、女性活躍推進に向けた企業の働き方改革ロールモデル集を作成し、市内企業へ広く波及させる。	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行う。 (令和3年度よりさっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業に統合して実施)	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	2,357	14,953	5,292
	実施内容	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的にセミナーや講座を実施した。また、働く女性のコミュニティ形成や女性リーダーの育成等を行った。 ・人材育成（女性リーダー養成研修等）（6回） ・環境整備（女性取締役学習会等）（2回） ・共催・協力事業（マザーズハローワークパソコン短期セミナー、ワーキングマタニティスクール等）	市内中小企業を対象に、セミナー、出前講座及びコンサルティング支援を実施するとともに、働き方改革に関する事例を紹介する冊子を作成し、女性が働きやすい職場環境づくりを支援。 ①セミナー：1回/参加企業100社（当日参加19社、オンデマンド視聴81社） ②出前講座：15回/参加者240人 ③働き方改革コンサルティング ・セミナー：3回/参加者120人（当日参加36人、オンデマンド視聴84人） ・コンサルティング支援：14社 ④専門家向け説明会：3回/参加者53人	・企業認証制度 従来のワーク・ライフ・バランス認証制度に、女性の活躍推進に関する要素を追加した、ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度を平成30年4月に創設。令和3年度末時点での認証件数は764社（ステップ1:383社、ステップ2:186社、ステップ3:195社）。 ・企業訪問 市内企業に訪問員を派遣し、企業認証制度や推進アドバイザー派遣制度の積極的な周知。令和3年度の訪問実績543件 ・推進アドバイザーの派遣 申請により札幌市に登録のある推進アドバイザーを無料で派遣。令和3年度の派遣実績は16件。 ・企業セミナー 男性の育児休業取得促進セミナー（WEBセミナー、10月19日（火）開催、104人参加）
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	企業や組織における女性の就業継続、女性活躍を推進するために、人材育成と環境整備の両方の側面から事業を展開する。また、対面とオンラインを両方活用し、より多くの市民や企業に届けられる形で実施する。 ・人材育成（女性リーダー養成研修等） ・環境整備（女性取締役学習会、アンコンシャスバイアスセミナー等） ・共催、協力事業 ・起業セミナー	市内中小企業を対象に、オンライン出前講座及び専門家によるコンサルティング支援を実施するとともに、働き方改革に関する事例を紹介する冊子を作成し、広く波及・浸透させることで、女性が働きやすい環境づくりを支援。	企業認証制度の運用を行うとともに企業訪問による制度の周知、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、企業の取組支援を行う。
	予算額 (千円)	3,646	15,000	6,707
今後の課題と目標	女性社員の育成や女性の就業継続を推進するとともに、女性社員が働きやすい環境を整えていくために企業や管理職への意識付けや啓発も併せて行っていく。また、企業における女性活躍を推進していくために企業等との協力、共催事業等にも力を入れている。	女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりのため、セミナー・出前講座のオンライン開催等により、企業の働き方改革の更なる促進を図っていく。	更なる認証取得促進に向け、企業訪問や広報啓発の効果的な在り方を検討していく。	
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019、②さっぽろ未来創生プラン	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	
計画期間		①令和元年度～令和4年度、②令和2年度～令和6年度	令和元年度～令和4年度	

【基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進】

事業番号	78		
担当局・区	経済観光局		
担当部・室	産業振興部		
基本的方向 -基本施策	3-2		
事業名	女性活躍推進等に取り組む中小企業への融資		
事業概要	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、女性の活躍推進等に取り組む中小企業に対して金融支援を行う。		
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業		
令和3年度実績	決算額 (千円)	86,979,200	
	実施内容	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証（ステップ2以上）を取得した中小企業者等を「札幌みらい資金」の融資対象とし、女性の活躍推進に取り組む中小企業への金融支援を実施。	
自己評価	A		
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証（ステップ2以上）を取得した中小企業者等を「札幌みらい資金」の融資対象とし、女性の活躍推進に取り組む中小企業への金融支援を実施する。	
	予算額 (千円)	101,961,000	
今後の課題と目標	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証（ステップ2以上）を取得した中小企業者等への融資制度の情報提供などを行い、融資制度の利用促進を図る。		
関連計画	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019		
計画期間	令和元年度～令和4年度		

【基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重】

事業番号	79	80	81	
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	保健福祉局	
担当部・室	男女共同参画室	保健所	保健所	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-2	
事業名	健康支援事業	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	産婦人科救急コーディネート事業	
事業概要	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に講座・セミナー等を実施する。	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行う。	産婦人科救急医療機関への搬送依頼に迅速に対応するため、空きベッド状況を確認し搬送コーディネーターをする「産婦人科救急情報オペレート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで相談者の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	0	744 思春期ヘルスケア事業と合算	114,440
	実施内容	若年層に向けてSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利）について学び、自己肯定感を高めるワークショップを行う。若年層の自己肯定感を高め、自己決定権の行使を促すことを目的に実施した。（1回） ・オンラインセミナー「わたしたちのからだを考えよう」実施 からだの自己決定権について考えるセミナーとして実施。	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 2,556件 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒の保護者への普及啓発 6,830件 小中高校生への普及啓発 2,820件 3 職員研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により思春期保健に関する研修を中止（派遣研修については、オンライン受講）	産婦人科救急医療機関への搬送依頼に迅速に対応するため、空きベッド状況を確認し搬送コーディネーターをする「産婦人科救急情報オペレート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで相談者の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を引き続き実施した。 相談時間：19時から翌日9時 相談件数：1,312件
自己評価	A	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒への保護者への普及啓発 3 職員研修の実施 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、一部中止や変更あり	引き続き、「産婦人科救急情報オペレート業務」及び「産婦人科救急相談電話」を実施し、必要な方へ適切な救急医療の提供を図っていく。	
	予算額 (千円)	36	1,500	132,006
今後の課題と目標	広い世代に向け、性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及を行うため、専門家も交えたイベントの実施や市民にとってテーマを身近なものに設定し実施していく。	地域や学校等の関係機関との連携により、思春期保健の課題を共有し、地域特性に応じた普及啓発や支援を行っていく。	早急な受診が必要と考えられる患者の受け入れを行う産婦人科救急医療機関の安定的な確保に努めていく。	
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	さっぽろ医療計画2018	
計画期間		令和2年度～令和6年度	平成30年度～令和5年度	

【基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重】

事業番号	82	83	84	
担当局・区	保健福祉局	保健福祉局	教育委員会	
担当部・室	保健所	保健所	学校教育部	
基本的方向 -基本施策	1-2	1-2	1-3	
事業名	妊娠期からの相談支援の充実	母子訪問指導事業の推進	性に関する指導の充実	
事業概要	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行う。	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施する。	子どもの発達段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導方法に関わる実践研究を行う。また、産婦人科医師や助産師を学校に派遣して講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図る。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	2,890	66,368	70
	実施内容	1 母子健康手帳の交付時の面接 11,986件 2 母子健康手帳交付時の面接時に把握したハイリスク妊婦への支援 2,328件	母子保健訪問指導事業 ・初妊婦訪問件数 3,954件(延べ) ・乳児家庭全戸訪問件数 未確定	人権教育推進事業の研究課題「性に関する学習の研究を窓口とした人間尊重の意識を育む研究」において中学校1校を研究推進校に指定し、平成27年度に新たに作成した「性に関する指導の手引」を活用した効果的な指導方法等に関する実践研究を行った。また、各種の教員研修会等において「性に関する指導の手引」の紹介や活用を図るなどの普及啓発を行った。
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	継続して母子健康手帳交付時に保健師や母子保健相談員が面接し、相談・助言・保健指導を行う。	妊娠届出書、出産連絡票等を基に対象者に訪問指導を行う。	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、推進事業において、多様性に向き合う学校教育の推進、「小中一貫した教育」の視点における推進、子どもの自治的な活動の視点における推進を通して、「性に関する指導の手引」の活用を含めた効果的な指導方法等に関する実践研究を行う。
	予算額 (千円)	3,766	80,161	4,646
今後の課題と目標	妊娠期から出産・育児期へと切れ目のない支援ができるよう、今後も母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメントを行っていく。	乳児家庭全戸訪問の訪問実施率が高い水準を維持しているため、現状を維持していく。 初妊婦訪問事業については、増加傾向だが、必要な対象者に事業がいきわたるよう、引き続き適切な周知を行っていく。	今後も、「人間尊重の教育」の推進において、教職員の意識向上、校種間の連携による連続性のある取組、子ども自身が人間尊重の意識向上に気付く手だての構築に取り組み、授業展開例や学習資料、教職員向け研修会資料等を作成し、市内の学校へ提供する。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	札幌市教育振興基本計画<改定版>	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和元年度～令和5年度	

【基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重】

事業番号	85	86	87	
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	性的マイノリティ電話相談事業	
事業概要	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて評価を実施し、LGBTフレンドリー企業として登録をする。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行う。	性的マイノリティの方の思いを受け止めつつ、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図るため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度を運用する。	性的マイノリティが抱える困難の解消に繋げるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図る。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	113	1,937
	実施内容	令和3年度は16社の企業が登録した。(平成29年10月1日の制度開始から累計64社)	令和3年度は28組の方々が宣誓を行った。(平成29年6月1日の制度開始から累計149組)	令和3年度は270件の相談が寄せられた。(平成29年10月1日の開設から累計1,040件)
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き制度の運用を継続し、企業での取組や対応を促す。	引き続き制度の運用を継続し、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図る。	引き続き誰もが気軽に相談できる窓口を開設することで、正しい知識の普及啓発を図る。
	予算額 (千円)	—	20	1,980
今後の課題と目標	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう取組を行う。	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう取組を行う。	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう取組を行う。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重】

事業番号	88	—	
担当局・区	市民文化局	教育委員会	
担当部・室	男女共同参画室	中央図書館	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	
事業名	性的マイノリティの理解促進	LGBTコーナーの設置	
事業概要	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行う。	当事者の支えとなるようなLGBT関連図書を表示することで、当事者にとって図書館が開かれた場所であることを知ってもらおうとともに、一般利用者にも情報を提供する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	3,398	—
	実施内容	性的マイノリティに関する正しい知識の普及を目的として、リーフレットやカードの増刷、地下鉄車内での広告掲出などの広報啓発を行った。また、市民・企業向け講演会はオンラインで開催したが、予定していた職員研修は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止した。	図書室内にLGBTコーナーを設置し、関連図書を集約・展示するとともにパンフレット等を配架することにより、当事者や一般利用者への情報提供を行った。
自己評価	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	引き続き取組を継続し、理解促進を図る。	新たな関連図書の収集を継続し、コーナーの充実を図る。
	予算額 (千円)	2,460	—
今後の課題と目標	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう取組を行う。	LGBTの理解促進に寄与する図書を選書するほか、今まで興味・関心のなかった層にも手に取ってもらえるよう、展示方法等を工夫する。	
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	89	90-1	90-2	
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-1	
事業名	男女共同参画に関する講座の推進	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	
事業概要	男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取り組みを促すための講座などを開催する。	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施などセンターにおける普及啓発活動を進める。	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	2,085	
	実施内容	男女共同参画の意識を高めることを目的に、民間企業・市民グループなどへ出向いて出張講座を実施。楽しみながら「男女共同参画」について考える機会としてプログラムを提供した。 ・出張講座（31回）	DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力を許さない社会をつくるための情報提供等を実施した。また、若年女性を取り巻く現状の課題について関係団体で情報共有をする他、学習の機会を提供した。 ・ジェンダーイシューに関わる学習機会の提供事業（「わたしたちのからだを考えよう」） ・男女共同参画団体支援事業（「若年女性支援ネットワーク 学習会」）	DV防止パンフレット及びデートDV防止啓発リーフレットを配布したほか、高校生によるデートDV防止啓発動画を市公式YouTubeに公開した。 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日（金）～11月25日（木））：さっぽろテレビ塔パープルライトアップ、地下鉄大通駅・JRタワー札幌デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲出
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画の気づきを提供するために、アンコンシャスバイアスや身近なジェンダー課題を見つめることができる男女共同参画ワークショップを実施する。また、企業や地域に出向く等、施設外においても積極的に啓発を行うことで気づきを拡げる。	DVや性暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力を許さない社会をつくるために、若年層や男性も含め市民に広く意識啓発を行う。	DV防止パンフレット及びデートDV防止啓発リーフレットを作成・配布するほか、高校生によるデートDV防止啓発動画を市公式YouTubeに公開する。 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日（土）～11月25日（金））：さっぽろテレビ塔パープルライトアップ、地下鉄大通駅・JRタワー札幌デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲出
	予算額 (千円)	—	—	1,883
今後の課題と目標	ジェンダー平等や男女共同参画の学びが深まるよう、参加者の年代や所属、置かれている環境等に合わせ、オーダーメイドなプログラムを展開できるよう、依頼元へのヒアリングを行っていく。	若年女性における暴力や貧困、孤立の問題を市民一人ひとりが自分ごととして捉えることが出来るような事業の実施、併せて関係機関、関係団体とのネットワークを広げていくことで女性たちを取り巻く環境についての情報交換や学習の場を作っていく。	今後も継続的な普及啓発活動を進める。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	91	92	93	
担当局・区	市民文化局	中央区	東区	
担当部・室	男女共同参画室	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-1	
事業名	配偶者暴力に関する調査研究の推進	配偶者暴力根絶のための区民への普及啓発	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	
事業概要	被害者の視点に立った施策や効果的な対策の推進や加害者対策について、国内の動向を注視し情報収集に努めることが必要であるため、調査研究等の情報の収集に努め、施策への反映について検討する。	配偶者暴力根絶に向けて、区民の理解を深めるとともに意識啓発を行うことを目的に、パネル展及び啓発物品の配布を行う。	配偶者暴力根絶及び男女共同参画に関して意識の啓発を図るためパネル展を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—	—
	実施内容	被害者の視点に立った施策や効果的な対策の推進に向け、国や他地方自治体等の配偶者暴力の被害の現状や被害者の状況などの情報収集・情報交換に努めた。	〇女性に対する暴力をなくす運動パネル展 日程：11月12日（金）～18日（木） 場所：中央区民センター 内容：パネルの展示	男女共同参画パネル展 （気にしてみると気になる言葉） （DV・デートDV） 期間：9月17日（金）～ 9月23日（木）（7日間） 会場：東区民センター1階ロビー ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
自己評価	A	A	C	
令和4年度実施計画	計画内容	被害者の視点に立った施策や効果的な対策の推進に向け、国や他地方自治体等の配偶者暴力の被害の現状や被害者の状況などの情報収集・情報交換に努める。	〇女性に対する暴力をなくす運動パネル展 日程：11月12日（土）～18日（金） 場所：中央区民センター 内容：パネルの展示	男女共同参画パネル展 （気にしてみると気になる言葉） （DV・デートDV） 期間：9月16日（金）～ 9月22日（木）予定（7日間） 会場：東区民センター1階ロビー
	予算額 (千円)	—	—	—
今後の課題と目標	今後も広く情報収集・情報交換に努める。	区民に対し、女性への暴力の根絶の必要性をより理解してもらうため、今後も新型コロナウイルス感染対策を踏まえつつ、継続して広報及び啓発活動を実施したい。	配偶者暴力根絶や男女共同参画について、より多くの区民に理解してもらえるよう今後も普及啓発活動を継続していく。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	94	95	96	
担当局・区	白石区	厚別区	豊平区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-1	
事業名	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	
事業概要	性暴力について偏見を持たず、正しい理解を持ってもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展を開催し意識啓発を図る。	DVの知識を、区民に深く理解してもらうため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動の推進を進める。	配偶者暴力根絶のための普及啓発を目的としたパネル展を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	58	—
	実施内容	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 1 実施期間 11月22日(月)～11月25日(木) 2 実施場所 白石区民センター ロビー 3 実施内容 配偶者等からの暴力に関する普及啓発を目的としたパネル展を実施	「ストップDVパネル・ポスター展」 会場：地下鉄新さっぽろ駅構内(調整先：札幌市交通局)、JR新札幌駅空中歩廊 期間：11月12日(金)～11月25日(木) 内容： (1)啓発ポスター掲示(地下鉄新さっぽろ駅・JR新さっぽろ駅空中歩廊) (2)「女性に対する暴力をなくす運動」WEBパネル展 (3)厚別区役所職員・交通局職員へのパープルリボンの配布 (4)庁内放送の実施(11月12日(金)～11月25日(木)) (5)厚別図書館による関連図書のミニ展示	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月12日(金)～25日(木) 場所：豊平区内地下鉄8駅 内容：地下鉄掲示板への啓発ポスター掲示を実施。当初予定していたパネル展の開催・啓発品の配布及び自由意見の募集については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止した。
自己評価	A	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 1 実施期間 11月14日(月)～11月18日(金) 2 実施場所 白石区民センター ロビー 3 実施内容 配偶者等からの暴力に関する普及啓発を目的としたパネル展を実施	「ストップDVパネル・ポスター展」 会場：地下鉄新さっぽろ駅構内(調整先：札幌市交通局)、JR新札幌駅空中歩廊 期間：11月12日(土)～25日(金) 内容： (1)啓発ポスター掲示(地下鉄新さっぽろ駅・JR新さっぽろ駅空中歩廊) (2)「女性に対する暴力をなくす運動」WEBパネル展 (3)厚別区役所職員・交通局職員へのパープルリボンの配布 (4)区役所にイルミネーションを設置 (5)厚別図書館による関連図書のミニ展示	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月11日(金)～25日(金) 場所：豊平区内地下鉄8駅 内容：地下鉄掲示板への啓発ポスター掲示を実施。
	予算額 (千円)	—	100	—
今後の課題と目標	女性に対する暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を区民に広く浸透させるため、今後も継続していく。	今後も継続して、DV根絶に関する広報・啓発に取組み、より多くの区民を理解を深めることができるよう努める。	今後も配偶者等女性に対する暴力根絶のため、広報・啓発に取り組み、区民に理解を得られるよう継続する。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	97	98	99	
担当局・区	清田区	南区	手稲区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	1-1	
事業名	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	
事業概要	女性に対する暴力の根絶をめざし、市民の理解を深めるため、パネル展及びパンフレット・啓発品等の配布を行う。	女性の人権尊重に向けた意識啓発や教育の充実を進める。	配偶者等からの暴力について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	26	
	実施内容	女性に対する暴力をなくす運動パネル展 期間：11月12日（金）～25日（木） 会場：清田区役所1階ロビー 内容：サイネージ等を活用した啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 期間：11月中旬～下旬 会場：南区役所 内容：パネルの展示、リーフレット・啓発物品の配布 （新型コロナウイルス感染症の影響により中止）	【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】 1.DV等防止パネル展 日時：11月12日（金）～25日（木） 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月22日（月） 場所：区民センター視聴覚室
自己評価	A	C	A	
令和4年度実施計画	計画内容	女性に対する暴力をなくす運動パネル展 期間：11月12日（土）～25日（金） ※掲示は11/11からを予定 会場：清田区役所1階ロビー 内容：サイネージ等を活用した啓発など	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 期間：11月中旬～下旬 会場：南区役所 内容：パネルの展示、リーフレット・啓発物品の配布	【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】 1.DV等防止パネル展 日時：11月中 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月中 場所：区民センター第1・2会議室 講演：未定
	予算額 (千円)	27	—	28
今後の課題と目標	女性に対する暴力について、より多くの区民の理解を得られるよう、今後も当該事業を継続していく。	今後も継続して意識啓発等を進め、より多くの区民に理解を得られるよう取り組む。	配偶者等からの暴力根絶は容易ではないが、1人でも多くの市民が関心を持ち、活動等をできるよう根気強く活動を行っていく。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	80	100	101	
担当局・区	保健福祉局	市民文化局	教育委員会	
担当部・室	保健所	男女共同参画室	学校教育部	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-2	1-2	
事業名	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発（再掲）	DV防止講座の実施	男女平等教育の推進	
事業概要	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行う。	若者の交際相手からの暴力（デートDV）について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV未然防止講座を実施する。	「性に関する指導の手引」の活用や、デートDVの講演会の実施等、発達の段階に応じた互いに認め合う態度を育成する指導の充実を図る。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	744 思春期ヘルスケア事業と合算	491	70
	実施内容	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 2,556件 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒の保護者への普及啓発 6,830件 小中高生への普及啓発 2,820件 3 職員研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により思春期保健に関する研修を中止（派遣研修については、オンライン受講）	市内中学校、高校、専門学校において、在校生へデートDV防止講座を実施した。 1専門学校、19高校、9中学で全31回	人権教育推進事業の「性に関する学習の研究を窓口とした人間尊重の教育の意識を育む研究」において中学校1校を研究推進校に指定し、男女平等や性の多様性への理解を深める実践研究を行った。
自己評価	B	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒への保護者への普及啓発 3 職員研修の実施 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、一部中止や変更あり	引き続き、市内の中学校、高校、大学、専門学校においてデートDV防止講座を実施する。	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、推進事業において、多様性に向き合う学校教育の推進、「小中一貫した教育」の視点における推進、子どもの自治的な活動の視点における推進を通して、男女平等や性の多様性への理解を深める実践研究を行う。
	予算額 (千円)	1,500	540	4,646
今後の課題と目標	地域や学校等の関係機関との連携により、思春期保健の課題を共有し、地域特性に応じた普及啓発や支援を行っていく。	今後もDV被害の未然防止及び早期相談促進のため、継続的な啓発活動を進める。	今後も、「人間尊重の教育」の推進において、教職員の意識向上、校種間の連携による連続性のある取組、子ども自身が人間尊重の意識向上に気付く手だての構築に取り組み、授業展開例や学習資料、教職員向け研修会資料等を作成し、市内の学校へ提供する。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン		札幌市教育振興基本計画<<改定版>>	
計画期間	令和2年度～令和6年度		令和元年度～令和5年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	84	102	103	
担当局・区	教育委員会	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	学校教育部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	1-2	2-1	2-2	
事業名	性に関する指導の充実（再掲）	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	
事業概要	子どもの発達段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導方法に関わる実践研究を行う。また、産婦人科医師や助産師を学校に派遣して講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図る。	配偶者暴力被害の深刻化の防止には、配偶者暴力を早期に発見し、警察や支援センターなどへの通報や相談を促す必要があるため、配偶者暴力を発見しやすい立場にある関係機関に対して啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図る。	配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の強化、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	70	—	18,700
	実施内容	人権教育推進事業の研究課題「性に関する学習の研究を窓口とした人間尊重の意識を育む研究」において中学校1校を研究推進校に指定し、平成27年度に新たに作成した「性に関する指導の手引」を活用した効果的な指導方法等に関する実践研究を行った。また、各種の教員研修会等において「性に関する指導の手引」の紹介や活用を図るなどの普及啓発を行った。	「DV被害者の早期発見と対応」及び「若年層における交際相手からの暴力防止」に関する全道セミナー（講師の講演動画の配信により開催） 対象者：道内のDV被害者支援に携わる職務関係者	配偶者暴力相談支援センターでの相談業務を継続実施した。 相談件数 1,368件（相談センター1,367件（うちカウンセリング34件）、男女共同参画室1件） ※区の母子・婦人相談DV関係相談件数 1,408件
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、推進事業において、多様性に向き合う学校教育の推進、「小中一貫した教育」の視点における推進、子どもの自治的な活動の視点における推進を通して、「性に関する指導の手引」の活用を含めた効果的な指導方法等に関する実践研究を行う。	「DV被害者の早期発見と対応」及び「若年層における交際相手からの暴力防止」に関する全道セミナー 対象者：道内のDV被害者支援に携わる職務関係者	配偶者暴力相談支援センター等での相談業務を継続実施する。
	予算額 (千円)	4,646	—	19,048
今後の課題と目標	今後も、「人間尊重の教育」の推進において、教職員の意識向上、校種間の連携による連続性のある取組、子ども自身が人間尊重の意識向上に気付く手だての構築に取り組み、授業展開例や学習資料、教職員向け研修会資料等を作成し、市内の学校へ提供する。	今後も配偶者暴力に関する啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図る。	今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	
関連計画	札幌市教育振興基本計画<<改定版>>			
計画期間	令和元年度～令和5年度			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	104	—	105	
担当局・区	子ども未来局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	子育て支援部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-2	2-2	2-3	
事業名	母子・婦人相談の推進	困難を抱える女性支援	市職員庁内研修の強化	
事業概要	DV被害者に対して、必要な情報を提供し、適切な助言を行うため、母子・婦人相談員による相談を引き続き行う。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図る。	DVに関する特性の理解、被害者の安全確保、及び二次的被害の防止を図るため、DV被害者と接する職場の職員に対し、DVの実情と対策についての研修を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	62,872	9,912	0
	実施内容	母子・婦人相談員がDVに関する相談に対し、助言、援助及び指導等を行った。 1 相談員数 18人 2 DVに関する相談件数 2,936件 3 相談後の処遇状況 (1) 女性相談援助センター等の関係機関への移送 322件 (2) 助言・指導 2,171件	生活支援物資等の配布イベントを開催し、イベント来場者の悩み事についてヒアリングを行った。(イベント10回実施、参加者735人) SNS相談窓口を開設し、必要な助言、情報提供を行った。(相談件数442件)	新型コロナウイルス感染症の影響により、配偶者からの暴力相談関係職員研修を中止した。
自己評価	A	A	C	
令和4年度実施計画	計画内容	DVに関する相談に対し、母子・婦人相談員が助言、援助及び指導等を行う。	気軽に悩みを相談できる居場所を創設するほか、SNS相談窓口を開設する。	配偶者からの暴力相談関係職員研修を行う。 受講者：母子・婦人相談員、各区保健福祉部職員、配偶者暴力相談センター相談員他
	予算額 (千円)	64,754	7,000	110
今後の課題と目標	DV相談・女性(婦人)相談を含め、当該DV・女性施策所管課と事業の在り方や連携については引き続き検討課題とする。	今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	今後も、DVに関する特性の理解、被害者の安全確保、及び二次的被害の防止を図るため、DV被害者と接する職場の職員に対し、DVの実情と対策についての研修を実施する。	
関連計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン			
計画期間	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	106	107	108	
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-3	2-3	2-3	
事業名	障がい者相談支援事業所との連携	地域包括支援センターとの連携	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	
事業概要	障がいのある人やその家族の地域生活を支えるために、相談事業を行う障がい者相談支援事業所と連携し、障がいのあるDV被害者の保護に努める。	高齢者やその家族が必要なサービスを受けられるように、介護や福祉等に関する様々な相談に応じる地域包括支援センターと連携し、高齢DV被害者の保護に努める。	「配偶者からの暴力関係機関会議（旧：女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議）」の構成員の拡充など機能の充実を図るとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努める。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—	0
	実施内容	必要に応じ、相談員等を通して障害者相談支援事業所の情報提供、支援依頼を行うなどの連携を実施。	必要に応じ、相談員等を通して地域包括支援センターの情報提供、支援依頼を行うなどの連携を実施。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「配偶者等からの暴力関係機関会議」を書面開催し、関係機関の取組報告のほか、情報交換を行った。
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	障害者支援の実情についての研修や事例検討、情報交換等を実施する。	情報交換・事例研究を行い、必要に応じて高齢DV被害者支援について連携する。	新型コロナウイルス感染症対策を行い、「配偶者等からの暴力関係機関会議」を開催し、関係機関の取組報告のほか、協議及び情報交換を行う。
	予算額 (千円)	—	—	0
今後の課題と目標	今後も引き続き連携していく。	今後も引き続き連携していく。	今後も「配偶者等からの暴力関係機関会議」を定期的で開催する。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	109	110	111	
担当局・区	保健福祉局	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	高齢保健福祉部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-3	2-4	3-1	
事業名	民生委員による巡回相談	相談等に携わる職員への研修等の充実	安心できる迅速な一時保護体制づくり	
事業概要	様々な相談に応じるとともに、見守りを行うため、民生委員が高齢者の自宅を訪問する。	配偶者暴力に関する特性の理解、被害者の安全確保、被害者の状況や心身状態への配慮のため相談員に対し、相談技術の向上を図る研修等を実施する。	加害者からの被害者に対する更なる暴力を防ぐため、公的施設を補完する民間シェルターに対し助成を行うほか、相談機関に対し、被害者を安全かつ迅速に一時保護施設に保護するための適切な情報提供を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	6,750	0	3,700
	実施内容	ひとり暮らし高齢者等を対象に、民生委員が見守り・安否確認のための巡回訪問を実施した。 民生委員による訪問延べ回数（月平均）：38,116回	新型コロナウイルス感染症の影響により、配偶者からの暴力相談関係職員研修を中止した。	平成11年度より、夫・恋人からの暴力による被害女性の保護・救済・自立支援を行っている民間団体に補助金を交付している。
自己評価	A	C	A	
令和4年度実施計画	計画内容	ひとり暮らし高齢者等を対象に、民生委員が見守り・安否確認のための巡回訪問を実施する。	配偶者からの暴力相談関係職員研修を行う。 受講者：配偶者暴力相談センター相談員、母子・婦人相談員、各区保健福祉部職員他	夫・恋人からの暴力による被害女性とその同伴家族の保護・救済・自立支援を行っている民間団体への補助金交付を継続する。
	予算額 (千円)	17,640	110	3,700
今後の課題と目標	今後も民生委員が高齢者の自宅を訪問し、様々な相談に応じるとともに、見守りを行う。	今後も相談員に対し、相談技術の向上を図る研修等を実施する。	今後も引き続き補助金を交付し、支援していく。	
関連計画	札幌市高齢者支援計画2021			
計画期間	令和3年度～令和5年度			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	112	113	114
担当局・区	子ども未来局	デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局
担当部・室	子育て支援部	スマートシティ推進部	スマートシティ推進部
基本的方向 -基本施策	3-1	3-2	3-2
事業名	母子緊急一時保護事業	住民基本台帳事務における支援措置	被害者の情報管理の徹底
事業概要	夫の暴力等を受けた女性及びその者の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行う。	住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための措置を行う。	被害者の情報保護のため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局との連携に努める。また、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている方に関する情報管理について、更なる徹底を図る。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	6,596	—
	実施内容	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする女性及びその者の監護する児童を、一時的に保護し、相談、指導、援護を実施した。 1 施設数 1施設（2室） 2 入所件数 9件 3 入所日数 延べ169日（年間）	被害者の方からの申出に基づき、住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、被害者保護のための措置を行う。
自己評価	A	A	A
令和4年度実施計画	計画内容	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする女性及びその者の監護する児童を、一時的に保護し、相談、指導、援護を実施する。	被害者の方からの申出に基づき、住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、被害者保護のための措置を行う。
	予算額 (千円)	7,171	—
今後の課題と目標	事業を安全に実施するため、DV対策を主管する男女共同参画室や道の婦人相談所等と引き続き連携する必要があると考えている。	今後も、被害者の方からの申出に基づき、被害者保護のための措置を行う。	今後も、関係部署との適切な連携に努め、被害者の方に関する情報管理について、更なる徹底を図る。
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	115	—	36
担当局・区	都市局	市民文化局	子ども未来局
担当部・室	市街地整備部	男女共同参画室	子育て支援部
基本的方向 -基本施策	3-2	3-2	3-2
事業名	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	母子生活支援施設の運営（再掲）
事業概要	配偶者暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために、市営住宅の入居者募集に際し、一定の要件を満たす配偶者暴力被害者については、当選確率が高まるよう優遇措置を行う。	安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行う。	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行う。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	20,086
	実施内容	市営住宅の入居者選考は公開抽選により実施しているが、一定の要件を満たす配偶者暴力被害者を優遇対象としており、抽選番号を一般世帯より1個多く付与している。	配偶者暴力相談センター等における自立支援の情報提供や助言を行ったほか、住民基本台帳の閲覧の制限等、被害者の情報の保護を行った。配偶者暴力相談証明発行件数 428件 DV被害者の生活再建を支援するためのステップハウスを運営した。（入居者9人）
自己評価	A	A	A
令和4年度実施計画	計画内容	上記支援事業を継続する。	配偶者暴力相談センター等における自立支援の情報提供や助言を行う。DV被害者の生活再建を支援するためのステップハウスを運営する。
	予算額 (千円)	—	20,458
今後の課題と目標	今後も上記支援事業を継続し、必要に応じて随時支援内容の見直しを行う。	今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	生活、住宅、就職等に問題を抱える母子家庭の母と児童の保護及び自立促進のために当施設の果たす役割は大きいため、今後も事業を継続する。
関連計画			①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間			①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	116	117	118	
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	保健福祉局	
担当部・室	男女共同参画室	総務部	保険医療部	
基本的方向 -基本施策	3-3	3-3	3-3	
事業名	カウンセリング事業	生活困窮者自立相談支援事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	
事業概要	DV被害者の心身の健康を回復させるため、臨床心理士による心理学的指導などを行う。	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行う。(平成30年度まで生活困窮者自立促進支援事業として実施)	ひとり親家庭等の親及び児童の保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	—	251,684	556,949
	実施内容	配偶者暴力相談支援センターで、臨床心理士によるカウンセリング業務を実施した。(34件)	新規相談件数：自立相談支援事業所(ステップ)14,970件、自立相談支援事業所(JOIN)701件 ステップの出張相談会：39回	ひとり親家庭等の親及び子に係る医療費の一部を助成した。
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	配偶者暴力相談支援センターで、臨床心理士によるカウンセリング業務を継続実施する。	2か所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での出張相談・巡回相談を行う。	ひとり親家庭等の親及び子の保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。
	予算額(千円)	—	250,397	576,603
今後の課題と目標	今後も引き続き実施していく。	生活困窮者への支援は一定の成果を上げているが、様々な理由で未だ支援につながっていない困窮者も存在することから、関係機関と連携した支援を行う。		
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	119	120	121	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-3	3-3	3-3	
事業名	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭スマイル応援事業	ひとり親家庭への経済的支援の推進	
事業概要	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進する。	ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親の就業に理解のある企業等の合同企業説明会や支援制度の周知等を実施するイベントを開催する。(平成30年度までひとり親家庭就業機会創出事業として実施)	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	—	1,888	—
	実施内容	ひとり親家庭等を対象として、生活一般に係る悩みごとや養育費に関すること、離婚等によるメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、相談業務を実施した。 一般相談 延べ3,115件 法律相談(月4回実施)延べ194件 心療相談(月2回実施)延べ24件	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパ スマイルfesta」を開催し、求人情報の提供やガイドブックの配布を通じた支援制度の周知、NPO団体との連携による食品配布を実施したほか、当初対面を予定していたセミナーについて、イベント終了後にホームページ上で動画を公開する形で実施した。 イベント来場者127人	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施したほか、対象者へ児童扶養手当及び児童手当の支給を行った。 1 貸付件数 48件(母子 43件、父子 1件、寡婦 4件) 2 貸付金額 母子 18,057千円、父子 227千円、寡婦 2,591千円 3 支給実績 (1)児童扶養手当(延べ) 107,049件 8,780,269千円 (2)児童手当 2,359,504人(延べ児童数) 25,130,310千円
自己評価	A	B	A	
令和4年度実施計画	計画内容	ひとり親家庭等を対象に、生活や養育費、離婚等によるメンタルケアなどに係る相談業務を実施する。	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパ スマイルfesta」を開催し、合同企業説明会やセミナー、支援制度の周知等を実施する。	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施するほか、対象者へ児童扶養手当及び児童手当の情報を提供し、支給等を行う。
	予算額(千円)	—	3,600	—
今後の課題と目標	必要な人に広く利用してもらえるよう周知を図っていく。	ひとり親家庭のニーズに合ったイベントとなるよう検討を進めていく。	支援を必要としている人に情報を届けるため、広報を充実させていく必要がある。	
関連計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	122	123	35	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-3	3-3	3-3	
事業名	保育所の優先入所	養育費相談の推進	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (再掲)	
事業概要	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を継続する。	養育費に関する情報提供を図るため、各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談などの制度の周知を進めるとともに、養育費の相談を受ける者を対象として、弁護士等による研修を実施する。	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は未就学児を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—	2,561
	実施内容	ひとり親家庭に対する利用調整基準点の加点(120点)	各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談等で、養育費相談を実施した。 養育費相談件数 1 ひとり親家庭支援センター 445件 2 母子・婦人相談員 539件 また、養育費の相談を受ける相談員は、養育費に関する研修を受講した。	1 派遣家庭件数 (1)母子家庭 127件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 7件 2 派遣延べ回数 (1)母子家庭 341件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 10件
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	令和3年度と同内容で実施。	各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談等で、養育費相談を実施する。また、養育費の相談を受ける相談員は、養育費に関する研修を受講する。	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。
	予算額 (千円)	—	—	2,947
今後の課題と目標	今後も当該制度を継続していく。	今後も継続していく。	母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	
関連計画		札幌市ひとり親家庭等自立促進計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間		平成30年度～令和4年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	36	61	62	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-3	3-3	3-3	
事業名	母子生活支援施設の運営（再掲）	ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲）	ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実（再掲）	
事業概要	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行う。	①自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、市の指定講座の受講終了後に、給付金を支給する。 ②高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の親が一定要件を満たす養成機関に通う際に、生活の負担軽減のため、給付金を支給する。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭親又は子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援する。	ひとりの親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、就業支援バンク（希望する雇用条件等を登録）による就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	271,613	224,498	37,456
	実施内容	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性が生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱えているため、児童の福祉に欠ける場合、その女性と児童を当該施設において保護し、自立のための支援を行った。 施設数 5施設 定員 100世帯 入所世帯数 延べ834世帯（年間）	①自立支援教育訓練給付金事業 支給人数 44人 ②高等職業訓練促進給付金事業 支給人数 192人 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 支給人数 2人	就業相談 延べ5,678件 就業情報の提供 延べ4,421人 母子・父子自立支援プログラム策定数 4件 就業支援講習会 9講座開催 就業支援講習会参加者 72人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、就業支援講習会を8講座中止した。
自己評価	A	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける母子世帯を当該施設において保護し、自立に向けた支援を行う。 ①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等職業訓練促進給付金における対象要件の緩和等の継続、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における支給内容の拡充を実施する。	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供等に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。	
	予算額 (千円)	303,724	303,000	37,456
今後の課題と目標	生活、住宅、就職等に問題を抱える母子家庭の母と児童の保護及び自立促進のために当施設の果たす役割は大きいと、今後も事業を継続する。	受給者の利便性向上のため、書類提出等の必要な手続きを簡便に行えるよう検討が必要。	支援を必要としている人に情報を届けるため、広報を充実させていく必要がある。	
関連計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	65	124	—	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	
担当部・室	子育て支援部	児童相談所	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-3	3-3	3-3	
事業名	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て短期支援事業（再掲）	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	
事業概要	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が会員組織をつくり、子育て家庭を支援する仕組み。保育所の送り迎えなどを行い、地域で子育て家庭を支える。急な発病や緊急を要する子どもの預かり等も行っている。	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育する。	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成、調停等に要する費用の一部を補助する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	60,555	8,201	1,938
	実施内容	男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的に実施した。 活動数 5,752回 会員数 16,960人	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数：1,456日	養育費の取決めや確保に向けた手続き等に係る以下の費用に対して補助を実施した。 ①民間ADR（裁判外紛争解決手続き）による養育費の取決めに向けた協議 0件 ②養育費に係る公正証書等の作成 85件 ③養育費の支払に係る保証会社との養育費保証契約の締結 8件
自己評価	A	B	—	
令和4年度実施計画	計画内容	男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的として実施する。 病児・病後児預かりにおける利用料補助制度を平成25年3月から実施。	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数（見込）：2,926日	養育費の取決めや確保に向けた手続き等に係る以下の費用に対して補助を実施する。 ①民間ADR（裁判外紛争解決手続き）による養育費の取決めに向けた協議 ②養育費に係る公正証書等の作成 ③養育費の支払に係る保証会社との養育費保証契約の締結
	予算額 (千円)	65,000	19,442	3,400
今後の課題と目標	活動数・会員数の増加に努める。	今後も、引き続き当該事業を実施していく。	より多くの人に利用してもらえるよう広報の展開に努める。	
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン			
計画期間	令和2年度～令和6年度			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	125	126	127	
担当局・区	市民文化局	保健福祉局	子ども未来局	
担当部・室	男女共同参画室	総務部	子育て支援部	
基本的方向 -基本施策	3-4	3-4	3-4	
事業名	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	札幌まなびのサポート事業	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	
事業概要	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行う。	生活困窮世帯の中学生に対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした学習支援を行う。	ひとり親家庭の児童に対する学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、学習支援ボランティア事業を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	47,142	4,380
	実施内容	札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議構成員としての登録。必要に応じ関係機関との情報共有・交換を実施。	生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象に市内40会場（約15人/会場）実施 参加者：476人 年度末まで参加した中学3年生の高校等進学率：99.4% ※新型コロナウイルス感染症の影響により、個別学習支援の開始時期を当初の予定から1か月延期し、7月開始としたほか、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中は個別学習支援を中止した。	小学3年生から中学3年生を対象として、市内10区（10か所）の会場において、大学生等のボランティアによる学習支援を実施した。 登録児童生徒数（3月末時点）207人 年間参加人数 延べ1,503人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により6月1日～7月11日、8月27日～9月30日は休止、1月27日～3月21日はオンライン形式で実施した。
自己評価	A	A	B	
令和4年度実施計画	計画内容	代表者会議への参加と併せて、必要に応じ、関係者間で情報の交換と協議を行う。	引き続き、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象とし、学習支援を実施する。 実施規模は昨年同様、市内40会場で実施。600人の参加を見込んでいる。 個別学習支援の開始時期について、例年は6月としていたが、令和4年度より、前年度継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とする。 また、高校進学後のフォローアップを実施することで中退防止に向けた取り組みも行っていく。	学習支援、相談支援を軸として、コロナ禍での開催手法を検討しながら事業を実施する。
	予算額 (千円)	—	55,000	6,900
今後の課題と目標	今後も引き続き実施していく。	参加者によっては、人との関わりや学習自体に忌避感を抱いており、参加中止となる場合がある。また進学後の高校生活に馴染めずに中退してしまう場合もあることから、現参加者だけではなく、過去に参加していたもの中止となった者や高校進学者に対しても、関係機関と連携しながら、定期的な声掛けや見守りを行う必要がある。	参加者の増加を図るため、周知方法を検討していく。	
関連計画			①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間			①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	128	129	130	
担当局・区	子ども未来局	子ども未来局	教育委員会	
担当部・室	児童相談所	児童相談所	学校教育部	
基本的方向 -基本施策	3-4	3-4	3-4	
事業名	子ども安心ホットライン	児童相談所・区役所家庭児童相談室	スクールカウンセラー活用事業	
事業概要	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応する。	18歳未満の児童に関する各種相談を行う。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応する。	スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行う。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラー（SC）が、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	26,849	44,131	243,081
	実施内容	年間電話相談受付件数：3,643件	年間相談件数：7,130件（10区家庭児童相談室分合計、速報値）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（3時間増、年間69時間） ・中学校（年間280時間） ・中等教育学校（年間560時間） ・高等学校（年間280時間） ・特別支援学校（5校で年間840時間）
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	昨年度と同様に、相談電話や虐待通告に24時間365日対応していく。また、休日夜間のみならず平日の開庁時間においても、専門の電話相談員を配置し、更なる電話相談対応の向上に取り組む。	昨年度と同様、18歳未満の児童に関する各種相談に対応していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（年間69時間） ・中学校（年間280時間） ・中等教育学校（年間560時間） ・高等学校（年間280時間） ・特別支援学校（5校で年間840時間）
	予算額 (千円)	31,063	83,116	246,000
今後の課題と目標	ホットラインの周知を引き続き行うとともに、今後も同じ体制を維持していく。	令和4年度から各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けている。今後は拠点としての機能をより発揮できるよう相談支援体制や専門性の強化を図っていきたいと考えている。	同じ中学校区内にある小・中学校に共通のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。	
関連計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	札幌市教育振興基本計画<<改定版>>	
計画期間		令和元年度～令和4年度	令和元年度～令和5年度	

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	131	132	133	
担当局・区	教育委員会	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	学校教育部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	3-4	4-1	4-1	
事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業	女性のための性暴力被害相談	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	
事業概要	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境（家庭、学校等）に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行う。	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施する。	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進める。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	24,819	2,860	—
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー（SSW）…12人（180時間） 巡回スクールソーシャルワーカー（巡回SSW）…5人（630時間） スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー（SSWSV）…4人（年間804時間を4人で分担） ※SSWSVのうち2人はSSWを兼ねる 	女性を対象に、性暴力やそれによる被害に関する相談窓口を北海道と共同で設置している。祝祭日を除く月～金、午前10時から午後8時までに相談を実施。相談件数736件。	リーフレット・カードの配布 生活情報誌への広告掲載 携帯サイト・ホームページの運営 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日（金）～11月25日（木））：さっぽろテレビ塔パーブルライトアップ、地下鉄大通駅・JRタワー札幌デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲出
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー（SSW）…12人（180時間） 巡回スクールソーシャルワーカー（巡回SSW）…5人（630時間） スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー（SSWSV）…4人（年間804時間を4人で分担） ※SSWSVのうち2人はSSWを兼ねる 	女性を対象に、性暴力やそれによる被害に関する相談窓口を通年で実施する。	リーフレット・カードの配布 生活情報誌への広告掲載 携帯サイト・ホームページの運営 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日（土）～11月25日（金））：さっぽろテレビ塔パーブルライトアップ、地下鉄大通駅・JRタワー札幌デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲出
	予算額 (千円)	25,000	3,800	—
今後の課題と目標	引き続き、巡回SSWの訪問等により、支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、既に支援を受けている家庭の状況を継続的に把握し、児童相談所や家庭児童相談室、警察等の関係機関との連携を強め、問題を抱える子どもを支援する体制を一層整えていく。	関係機関と協力し、より被害者の立場に立った支援体制を検討し、相談事業を実施する。	今後も継続的な普及啓発活動を進める。	
関連計画	札幌市教育振興基本計画<<改定版>>			
計画期間	令和元年度～令和5年度			

【基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

事業番号	—	—	
担当局・区	市民文化局	子ども未来局	
担当部・室	地域振興部	子ども育成部	
基本的方向 -基本施策	4-1	4-1	
事業名	犯罪被害者等支援制度	困難を抱える若年女性支援事業	
事業概要	犯罪被害者が犯罪被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的被害の回復を図るため、支援金の支給の他、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成する。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	8,350	11,960
	実施内容	犯罪被害に遭われた被害者へ補助金を支給 ・各種支援金（遺族、重傷病、性被害） 66件 7,400千円 ・家事関連（ホームヘルプ、配食、一時保育） 0件 ・住宅関連（転居、ハウスクリーニング、家賃） 6件 808千円 ・精神被害等（精神医療、カウンセリング、情報提供等） 9件 142千円	・支援の対象となり得る10代後半から20代前半の女性が抱える悩みや困りごとを把握し、今後の施策等に生かすため、ヒアリング調査とアンケート調査の2つの調査を実施。 ・令和3年8月から事業を開始。 アウトリーチ支援（夜間見回り：5回、SNS見回り：31回、相談及び面談の実施状況：74人） 居場所の提供（短期5回、長期3回） 自立支援（計画策定人数：3人） 関係機関との連携状況（15人）
自己評価	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	犯罪被害に遭われた被害者へ補助金を支給 ・各種支援金（遺族、重傷病、性被害） ・家事関連（ホームヘルプ、配食、一時保育） ・住宅関連（転居、ハウスクリーニング、家賃） ・精神被害等（精神医療、カウンセリング、情報提供等）	アウトリーチ支援 ・夜間見回り、相談会、SNS見回り ・相談及び面談の実施 居場所の提供 自立支援 関係機関との連携
	予算額 (千円)	10,000	18,000
今後の課題と目標	今後も支援制度を継続していくが、他都市の状況等を注視しつつ、被害者への効果的な支援を行えるよう努めていく。	・関係機関との連携を積極的に行う。 ・より効果的に事業周知をするための手法を検討する。	
関連計画	第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画	第3次札幌市児童相談体制強化プラン	
計画期間	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	

【基本目標 V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	134	101	135	
担当局・区	市民文化局	教育委員会	市民文化局	
担当部・室	男女共同参画室	学校教育部	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	1-1	1-1	2-1	
事業名	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	男女平等教育の推進（再掲）	各種女性団体・グループへの支援	
事業概要	子どもたちが男女共同参画の理念を理解したうえで自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画への理解促進に取り組む。	「性に関する指導の手引」の活用や、デートDVの講演会の実施等、発達の段階に応じた互いに認め合う態度を育成する指導の充実を図る。	女性団体・グループ等の自主的な活動に対して団体情報や活動の場を提供するとともに、各種女性団体の活動状況を把握し、団体情報システムを活用した情報提供やネットワークづくりへの支援を行う。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	320	70	155
	実施内容	小学6年生及び中学3年生を対象として、固定的な性別役割分担意識の解消を目的としたパンフレットをそれぞれ製作し、札幌市立小学校及び中学校に提供した。	人権教育推進事業の「性に関する学習の研究を窓口とした人間尊重の教育の意識を育む研究」において中学校1校を研究推進校に指定し、男女平等や性の多様性への理解を深める実践研究を行った。	男女共同参画団体に対して、ネットワークづくりを行い、組織運営や資金調達等に関する学習機会を提供した。 「行動したい大学生のためモヤモヤ解消オンライン読書会 コミュニティオーガナイズって？～ほしい未来を諦めないための方法」 「想いが伝わる団体運営～協力者を増やすには～」
自己評価	A	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	小学6年生及び中学3年生を対象として、固定的な性別役割分担意識の解消を目的としたパンフレットをそれぞれ製作し、札幌市立小学校及び中学校に提供する。	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、推進事業において、多様性に向き合う学校教育の推進、「小中一貫した教育」の視点における推進、子どもの自治的な活動の視点における推進を通して、男女平等や性の多様性への理解を深める実践研究を行う。	男女共同参画団体に対して、ネットワークづくりを行い、組織運営や資金調達等に関する学習機会を提供する。
	予算額 (千円)	348	4,646	171
今後の課題と目標	今後も子どもを対象とした男女共同参画の理解促進に取り組み、固定的な性別役割分担意識の解消を目指す。	今後も、「人間尊重の教育」の推進において、教職員の意識向上、校種間の連携による連続性のある取組、子ども自身が人間尊重の意識向上に気付く手だての構築に取り組み、授業展開例や学習資料、教職員向け研修会資料等を作成し、市内の学校へ提供する。	男女共同参画団体の課題や団体支援しているクライアントの状況を把握し、持続的な活動を行っていく上で必要な支援を学習会等を通して行っていく。	
関連計画		札幌市教育振興基本計画<<改定版>>		
計画期間		令和元年度～令和5年度		

【基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	136	—	137
担当局・区	市民文化局	東区	豊平区
担当部・室	男女共同参画室	市民部	市民部
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1
事業名	子ども・若者への男女共同啓発事業	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援
事業概要	将来の男女共同参画の担い手である子どもや青年層に対して、男女共同参画の啓発を広めることを目的に事業を実施する。	東区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所の確保及び必要物品の提供等の支援を実施する。	豊平区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所及び必要物品の提供などの支援を実施する。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	—
	実施内容	若年層を対象に、ジェンダー課題についての学習機会や若年層同士の繋がる場をオンラインを活用して提供し、ジェンダーのことを考えるきっかけ作りや、若年層が多様な考え方を持つことができるような取組を行った。(計3回)	<p>○東区ママさんバレーボール協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※秋季大会 10月2日(土) 東区体育館 ※連盟杯 11月28日(日) 東区体育館 ※親善大会 2月6日(日) 北区体育館 <p>○東区婦人卓球サークル連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※団体戦 6月3日(木) 東区体育館 ※団体戦 10月7日(木) 東区体育館 <p>・ダブルス団体リーグ 1月13日(木) 東区体育館 83人</p> <p>○東区婦人ソフトテニス連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭婦人大会 4月2日(金) 東区体育館 41人 ・交流フェスティバル 4月14日(水) 東区体育館 21人 <p>※春季大会 6月16日(水) 美香保公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ※秋季フェスティバル大会 9月1日(水) 美香保公園 ・交流フェスティバル 10月28日(木) 東区体育館 23人 ※交流大会 3月3日(木) 東区体育館 <p>※の大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p>
自己評価	A	B	C
令和4年度実施計画	計画内容	若年層を対象に、ジェンダー課題についての学習機会や若年層同士の繋がる場をオンラインを活用して提供し、ジェンダーのことを考えるきっかけ作りや、若年層が多様な考え方を持つことができるような取組を行う。また、若年層が中心となってジェンダーに関する活動を行うことを支援するなど、学生団体との繋がりを構築していく。	<p>○東区ママさんバレーボール協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※春季大会 5月15日(日) 東区体育館 ・秋季大会 10月16日(日) 東区体育館 ・親善大会 2月11日(土) 東区体育館 <p>○東区婦人卓球サークル連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会、ダブルス戦 4月7日(木) 東区体育館 ・団体戦 6月16日(木) 東区体育館 ・ダブルス戦 10月20日(木) 東区体育館 ・団体戦 1月12日(木) 東区体育館 <p>○東区婦人ソフトテニス連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※親睦大会 4月11日(月) 東区体育館 ・春季大会 6月15日(水) 美香保公園 ・秋季フェスティバル大会 9月7日(水) 美香保公園 ・秋季大会 10月26日(水) 東区体育館 ・交流ゲーム会 3月9日(木) 東区体育館 <p>※の大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p>
	予算額 (千円)	166	—
今後の課題と目標	学校からのワークショップや講座の依頼が増えており、若年層のジェンダー平等への関心の高さが伺える。そうした若者が主体的に行動するための受け皿として、学びの機会や仲間づくりの機会を提供していく。	毎年行われている事業として定着しているため、各団体の自立性を高めながら今後も継続して支援する。	令和3年度以降は多くの後援事業が中止となっているが、毎年行われている事業として定着しているため、各団体の自立性を高めながら、今後も継続して支援する。
関連計画			
計画期間			

【基本目標 V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	138	139	140	
担当局・区	南区	南区	手稲区	
担当部・室	市民部	市民部	市民部	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-1	
事業名	各種サークル等の交流事業の推進	各種女性スポーツ団体・グループへの支援	各種市民団体・グループへの支援	
事業概要	区内において、社会貢献活動を行う女性団体の交流を通し各団体の相互理解と協力を促進する。	南区内の女性スポーツ団体の主催大会に対して共催・後援するとともに、必要物品提供等の支援を行う。 ※各団体とも主幹は関係団体。	市民団体・グループの自主的な活動に対し、活動場所や必要物品等を提供する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	0	0	—
	実施内容	南区女性団体協議会 日時：7月上旬 (令和3年度の事業計画の審議・検討) 3月上旬 (令和4年度の事業計画の審議・検討) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 南区女性交流のつどい 日時：11月中旬 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止	南区レディースバドミントン大会 ・6月11日(中止)※ 南区レディース卓球大会 ・6月17日(ダブルス戦)(中止)※ ・8月26日(団体戦)(中止)※ 南区長杯ママさんバレーボール大会 ・8月29日(中止)※ 南区ママさんバレーボール大会 ・11月7日(中止)※ 南区レディースミニバレー大会 ・10月14日(中止)※ ※大会中止は新型コロナウイルス感染症の影響によるもの	1.ジェンダーフリーていね定例会 日時：毎月第2金曜日 10:00 ～ 場所：手稲区役所会議室 2.手稲区長杯ママさんバレーボール大会(区内10チーム) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
自己評価	C	C	B	
令和4年度実施計画	計画内容	南区女性団体協議会 日時：7月1日 (令和4年度の事業計画の審議・検討) 3月上旬 (令和5年度の事業計画の審議・検討) 南区女性交流のつどい 日時：未定	南区レディースバドミントン大会 ・5月26日(木) 南区レディース卓球大会 ・6月20日(月)(ダブルス戦) ・8月22日(月)(団体戦) 南区ママさんバレーボール大会 ・5月15日(日) 南区レディースミニバレー大会 ・10月13日(木) 南区長杯ママさんバレーボール大会 ・9月23日(金)	1.ジェンダーフリーていね定例会 日時：毎月第2金曜日 10:30 ～ 場所：手稲区役所会議室 2.手稲区長杯ママさんバレーボール大会(区内10チーム) 日時：未定 場所：手稲体育館
	予算額 (千円)	57	150	42
今後の課題と目標	協議会の目的である団体間の理解と協力を推進するため自主的な活動を支援していく。	今後も団体の自立性を高めるため、必要とされる支援の在り方を検討していく。	市民団体・グループの自立性を高めながら、今後も継続して支援を行っていく。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標 V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	141	89	142	
担当局・区	手稲区	市民文化局	市民文化局	
担当部・室	市民部	男女共同参画室	男女共同参画室	
基本的方向 -基本施策	2-1	2-1	2-2	
事業名	男女共同参画等に関する学習事業の実施	男女共同参画に関する講座の推進(再掲)	生涯学習情報の提供	
事業概要	男女共同参画等について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会等の各種事業を実施する。	男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取り組みを促すための講座などを開催する。	男女共同参画に関する自主的活動を促進するため、男女共同参画センターなどにおいて、多種多様な情報を広く市民に提供する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額(千円)	22	—	
	実施内容	【男女共同参画週間に併せた活動】(再掲) 1.男女共同参画パネル展 日時：6月23日(水)～6月29日(火) 場所：手稲駅自由通路「あいくる」・手稲区役所 2.男女共同参画公開学習会 日時：7月13日(火) 場所：区民センター第1・2会議室 講演：愛着とDV・虐待の関連～悲劇を繰り返さないために～ ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】(再掲) 1.DV防止パネル展 日時：11月12日(金)～11月25日(木) 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月22日(月) 場所：区民センター視聴覚室	男女共同参画の意識を高めることを目的に、民間企業・市民グループなどへ出向いて出張講座を実施。楽しみながら「男女共同参画」について考える機会としてプログラムを提供した。 ・出張講座(31回)	男女共同参画、消費生活、市民活動、環境保全分野の情報発信支援として事業を実施。 ・情報発信スペースの活用(※新型コロナウイルス感染症対策のため、市民活動団体や企業による展示などや発表は休止とした。) ・SDGs啓発展示
自己評価	B	A	A	
令和4年度実施計画	計画内容	【男女共同参画週間に併せた活動】(再掲) 1.男女共同参画パネル展・懸垂幕の掲示 日時：6月22日(水)～6月27日(月) 場所：手稲駅自由通路「あいくる」・手稲区役所 2.男女共同参画公開学習会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【女性に対する暴力をなくす運動に併せた活動】(再掲) 1.DV防止パネル展 日時：11月中 場所：手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時：11月中 場所：区民センター第1・2会議室 講演：未定	男女共同参画の気づきを提供するために、アンコンシャスバイアスや身近なジェンダー課題を見つめることができる男女共同参画ワークショップを実施する。 また、企業や地域に出向く等、施設外においても積極的に啓発を行うことで気づきを拡げる。	男女共同参画、消費生活、市民活動、環境保全分野の情報発信支援として事業を実施する。 ・情報発信スペースの活用 ・SDGs啓発展示
	予算額(千円)	56	—	—
今後の課題と目標	区民の方々が男女共同参画社会への関心を持てるような学習機会を今後も提供していく。	ジェンダー平等や男女共同参画の学びが深まるよう、参加者の年代や所属、置かれている環境等に合わせ、オーダーメイドなプログラムを展開できるよう、依頼元へのヒアリングを行っていく。	資料の提供に留まらず、施設内のスペースを有効活用し、学びや気づきを得ることのできる空間としての価値を創出していく。	
関連計画				
計画期間				

【基本目標 V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	143	144	145	
担当局・区	市民文化局	厚別区	教育委員会	
担当部・室	男女共同参画室	市民部	生涯学習部	
基本的方向 -基本施策	2-2	2-2	2-2	
事業名	情報化社会に対応した情報提供	各種女性団体・グループへの支援	さっぽろ市民カレッジ	
事業概要	情報化社会の中で男女がともに自立した生活が行えるよう男女共同参画センター内の情報センターに設置したパソコン等による情報提供を行う。	女性団体・グループ等に対して活動の場を提供し、自主的な活動への支援を行う。	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供する。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、男女の生き方の選択や社会進出を支援する。	
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	
令和3年度実績	決算額 (千円)	—	0	—
	実施内容	男女共同参画分野の活動団体情報、図書情報などを市民に提供した。 ・図書閲覧スペース ・図書配架スペース ・情報検索用パソコン2台設置 ・視聴覚資料閲覧用デバイスの設置	※各種女性スポーツ団体への支援 ・厚別区ママさんソフトボール大会の事業後援 主催：厚別区ママさんソフトボール連盟 →新型コロナウイルス感染症の影響により中止	コロナ禍でも、親子が共に心地よく生活できるアイデアを学び、楽しくリラックスした子育て環境を作ることを目指した「子育ておしゃべり会☆12月編」「子育ておしゃべり会☆2月編」の2講座と、親以外の人々が、子育て中の母親や子どもとの関わり方、札幌市の子育て家庭の現状などを知り、自分たちにできる子育て支援を考える「こんなに変わった！新しい子育て」の1講座、計3講座を実施した。
自己評価	A	C	A	
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画分野の活動団体情報、図書情報などを市民に提供する。 ・図書閲覧スペース ・図書配架スペース ・情報検索用パソコン2台設置 ・視聴覚資料閲覧用デバイスの設置	※各種女性スポーツ団体への支援 ・厚別区ママさんソフトボール大会の事業後援 主催：厚別区ママさんソフトボール連盟 →新型コロナウイルス感染症の影響により中止	引き続き、市民活動系分野や産業ビジネス系分野を中心に男女共同参画の理解促進を進めるような講座を行う。
	予算額 (千円)	—	8	—
今後の課題と目標	市民のニーズに合った情報提供ができるよう、図書のリクエストやアンケート等、利用者を巻き込んだ環境づくりを進めていく。	今後も各団体の自主性、自立性を高めながら継続して活動を支援する。	今後も男女共同参画について考えることのできる講座を実施していきたい。	
関連計画			①札幌市教育振興基本計画<<改定版>> ②第3次札幌市生涯学習推進構想	
計画期間			①令和元年度～令和5年度 ②平成29年度から概ね10年間	

【基本目標 V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実】

事業番号	146	147	148
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -基本施策	3-1	3-1	3-2
事業名	男女共同参画センター相談事業の推進	男女共同参画センターにおける事業の充実と利用促進	ホームページや情報システムによる情報収集・提供
事業概要	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行う。	男女共同参画センターにおける男女共同参画に関する各種講座・イベントの充実を図るとともに、男女共同参画に関する様々な活動を行っている市民の利用促進に努める。	市民のニーズに応じた男女共同参画に関する情報を適時適切に提供するため、ホームページの充実を図るほか、男女共同参画センターの情報システムにより男女共同参画に関する団体やイベント情報を収集・発信する。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和3年度実績	決算額 (千円)	2,338	—
	実施内容	男女共同参画センター相談事業を実施した。 ・女性のための総合相談 ・女性のための法律相談 ・ガールズ相談（春・夏・秋・冬） ・女性のための起業相談 ・男性のためのワークライフ相談	男女共同参画の諸分野についての講演会などを実施した。 また、男女共同参画活動団体の利用促進を狙い、活動支援室の提供や、りぶるさっぽろの送付などの情報提供等を行った。
自己評価	A	A	A
令和4年度実施計画	計画内容	男女共同参画センター相談事業を実施する。 ・女性のための総合相談 ・女性のための法律相談 ・ガールズ相談 ・女性のための起業相談 ・男性のためのワークライフ相談	男女共同参画センターにおける男女共同参画に関する各種講座・イベントの充実を図るとともに、男女共同参画に関する様々な活動を行っている市民の利用促進に努める。
	予算額 (千円)	2,268	—
今後の課題と目標	相談窓口としての機能を果たすと同時に、継続的な支援へとつなげるため、関係機関との連携を強化する。	利用者満足度をモニタリングし、課題の把握と改善に努め、より良い施設運営を目指す。	ホームページ、Facebookでの広報のほかSNSや動画での配信など、様々なライフスタイルの方々が情報を得られるよう、提供したい情報やターゲットに合った発信方法を検討する。
関連計画			
計画期間			

2 部局別掲載事業一覧表

(1) 第4次男女共同参画さっぽろプラン体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	基本施策
市民文化局	男女共同参画室	女性の人材発掘とデータの収集・整備	1	I	1	1
市民文化局	男女共同参画室	審議会等委員への女性の登用促進	2	I	1	1
総務局	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	3	I	1	2
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	4	I	1	2
市民文化局	男女共同参画室	意思決定過程への女性の参画の推進	5	I	1	3
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	6	I	2	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する啓発事業の開催	7	I	2	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点からの広報の周知・啓発	8	I	2	1
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	2	1
中央区	市民部	中央区みんなの講演会	10	I	2	1
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	2	1
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	2	1
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	2	1
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	2	1
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	2	1
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	2	1
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	17	I	2	1
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	2	1
手稲区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	19	I	2	1
市民文化局	男女共同参画室	女性団体自主企画事業への支援	20	I	2	2
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画ボランティア事業の推進	21	I	2	2
市民文化局	男女共同参画室	家庭責任の分担意識にかかる啓発	22	I	2	3
保健福祉局	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	23	I	3	1
保健福祉局	保健所	男性の料理教室	24	I	3	1
保健福祉局	保健所	マタニティ教室	25	I	3	1
保健福祉局	保健所	ワーキング・マタニティスクール	26	I	3	1
保健福祉局	保健所	若い世代の食育事業「本気（マジ）めしプロジェクト」	27	I	3	1
子ども未来局	子育て支援部	父親による子育て推進事業	—	I	3	1
市民文化局	男女共同参画室	公的な催事における託児の実施	28	I	3	2
保健福祉局	高齢保健福祉部	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	29	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	区保育・子育て支援センター事業	30	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	子育てサロン事業	31	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	子育て支援総合センター事業	32	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	助産施設の提供	33	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	地域子育て支援推進事業	34	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業	35	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営	36	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	37	I	3	2
子ども未来局	子育て支援部	母子・婦人相談の推進	38	I	3	2
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	39	I	3	2
総務局	国際部	国際的視野に立った男女共同参画の推進	40	I	4	2

市民文化局	男女共同参画室	国際交流支援事業	41	I	4	2
市民文化局	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	42	I	5	1
市民文化局	男女共同参画室	女性の視点を取り入れた災害対策事業	43	I	5	2
総務局	職員部	セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発	44	II	1	1
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	45	II	1	1
厚別区	市民部	働く女性のための座談会～わたしらしく働くヒントを見つけよう～	—	II	1	1
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	46	II	1	2
市民文化局	男女共同参画室	女性の継続就業に関する啓発	47	II	1	3
子ども未来局	子ども育成部	新型児童会館整備事業	48	II	1	3
子ども未来局	子ども育成部	留守家庭児童対策事業の促進	49	II	1	3
子ども未来局	子ども育成部	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	—	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	一時預かり事業	50	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	家庭的保育事業（保育ママ）	51	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	休日保育事業	52	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	時間外保育事業	53	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	事業所内保育事業	54	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	小規模保育事業	55	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	私立保育所の整備	56	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	地域型保育事業所の整備	57	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	認定こども園の整備	58	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	夜間保育事業	59	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	保育士等支援事業	—	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	保育人材確保緊急対策事業	—	II	1	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	60	II	2	1
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭自立支援給付金事業	61	II	2	1
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実	62	II	2	1
経済観光局	産業振興部	再就職支援事業の実施	63	II	2	1
子ども未来局	子育て支援部	病後児デイサービス事業	64	II	2	2
子ども未来局	子育て支援部	ファミリー・サポート・センター事業	65	II	2	2
子ども未来局	児童相談所	子育て短期支援事業	124	II	2	2
経済観光局	産業振興部	テレワーク・業務管理システムの普及促進	66	II	2	2
経済観光局	産業振興部	仕事に関する相談の実施	67	II	2	2
経済観光局	産業振興部	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	68	II	2	2
市民文化局	男女共同参画室	働く女性のためのキャリア支援事業「コワーキングスペース」	69	II	2	3
経済観光局	産業振興部	起業志望者向け講座	70	II	2	3
経済観光局	産業振興部	起業や経営に関する講座等による支援	71	II	2	3
経済観光局	産業振興部	女性の起業に対する支援	72	II	2	3
経済観光局	産業振興部	ソーシャルビジネス担い手育成講座	73	II	2	3
市民文化局	男女共同参画室	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	74	II	3	1
市民文化局	男女共同参画室	ワーク・ライフ支援事業	75	II	3	1
経済観光局	産業振興部	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	76	II	3	1
市民文化局	男女共同参画室	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	77	II	3	2
経済観光局	産業振興部	女性活躍推進等に取り組む中小企業への融資	78	II	3	2
市民文化局	男女共同参画室	健康支援事業	79	III	1	1
保健福祉局	保健所	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	80	III	1	1

保健福祉局	保健所	産婦人科救急コーディネート事業	81	III	1	2
保健福祉局	保健所	妊娠期からの相談支援の充実	82	III	1	2
保健福祉局	保健所	母子訪問指導事業の推進	83	III	1	2
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実	84	III	1	3
市民文化局	男女共同参画室	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	85	III	2	1
市民文化局	男女共同参画室	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	86	III	2	1
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業	87	III	2	1
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティの理解促進	88	III	2	1
教育委員会	中央図書館	LGBTコーナーの設置	—	III	2	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する講座の推進	89	IV	1	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90-1	IV	1	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90-2	IV	1	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力に関する調査研究の推進	91	IV	1	1
中央区	市民部	配偶者暴力根絶のための区民への普及啓発	92	IV	1	1
東区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	93	IV	1	1
白石区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	94	IV	1	1
厚別区	市民部	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	95	IV	1	1
豊平区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	96	IV	1	1
清田区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	97	IV	1	1
南区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	98	IV	1	1
手稲区	市民部	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	99	IV	1	1
保健福祉局	保健所	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発（再掲）	80	IV	1	1
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催（再掲）	11	IV	1	1
市民文化局	男女共同参画室	DV防止講座の実施	100	IV	1	2
教育委員会	学校教育部	男女平等教育の推進	101	IV	1	2
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実（再掲）	84	IV	1	2
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	102	IV	2	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	103	IV	2	2
子ども未来局	子育て支援部	母子・婦人相談の推進	104	IV	2	2
市民文化局	男女共同参画室	市職員庁内研修の強化	105	IV	2	3
市民文化局	男女共同参画室	障がい者相談支援事業所との連携	106	IV	2	3
市民文化局	男女共同参画室	地域包括支援センターとの連携	107	IV	2	3
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	108	IV	2	3
保健福祉局	高齢保健福祉部	民生委員による巡回相談	109	IV	2	3
市民文化局	男女共同参画室	相談等に携わる職員への研修等の充実	110	IV	2	4
市民文化局	男女共同参画室	安心できる迅速な一時保護体制づくり	111	IV	3	1
子ども未来局	子育て支援部	母子緊急一時保護事業	112	IV	3	1
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	113	IV	3	2
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	被害者の情報管理の徹底	114	IV	3	2
都市局	市街地整備部	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	115	IV	3	2
市民文化局	男女共同参画室	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	—	IV	3	2
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営（再掲）	36	IV	3	2
市民文化局	男女共同参画室	カウンセリング事業	116	IV	3	3
保健福祉局	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	117	IV	3	3
保健福祉局	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	118	IV	3	3

子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	119	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭スマイル応援事業	120	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭への経済的支援の推進	121	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	保育所の優先入所	122	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	養育費相談の推進	123	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	35	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営（再掲）	36	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲）	61	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実（再掲）	62	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	65	IV	3	3
子ども未来局	児童相談所	子育て短期支援事業（再掲）	124	IV	3	3
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	—	IV	3	3
市民文化局	男女共同参画室	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	125	IV	3	4
保健福祉局	総務部	札幌まなびのサポート事業	126	IV	3	4
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	127	IV	3	4
子ども未来局	児童相談所	子ども安心ホットライン	128	IV	3	4
子ども未来局	児童相談所	児童相談所・区役所家庭児童相談室	129	IV	3	4
教育委員会	学校教育部	スクールカウンセラー活用事業	130	IV	3	4
教育委員会	学校教育部	スクールソーシャルワーカー活用事業	131	IV	3	4
市民文化局	男女共同参画室	女性のための性暴力被害相談	132	IV	4	1
市民文化局	男女共同参画室	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	133	IV	4	1
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	—	IV	4	1
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業	—	IV	4	1
市民文化局	男女共同参画室	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	134	V	1	1
教育委員会	学校教育部	男女平等教育の推進（再掲）	101	V	1	1
市民文化局	男女共同参画室	各種女性団体・グループへの支援	135	V	2	1
市民文化局	男女共同参画室	子ども・若者への男女共同啓発事業	136	V	2	1
東区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	—	V	2	1
豊平区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	137	V	2	1
南区	市民部	各種サークル等の交流事業の推進	138	V	2	1
南区	市民部	各種女性スポーツ団体・グループへの支援	139	V	2	1
手稲区	市民部	各種市民団体・グループへの支援	140	V	2	1
手稲区	市民部	男女共同参画等に関する学習事業の実施	141	V	2	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する講座の推進（再掲）	89	V	2	1
市民文化局	男女共同参画室	生涯学習情報の提供	142	V	2	2
市民文化局	男女共同参画室	情報化社会に対応した情報提供	143	V	2	2
厚別区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	144	V	2	2
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	145	V	2	2
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画センター相談事業の推進	146	V	3	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画センターにおける事業の充実と利用促進	147	V	3	1
市民文化局	男女共同参画室	ホームページや情報システムによる情報収集・提供	148	V	3	2

(2) 機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	基本施策
総務局	国際部	国際的視野に立った男女共同参画の推進	40	I	4	2
	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	3	I	1	2
		セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発	44	II	1	1
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	113	IV	3	2
		被害者の情報管理の徹底	114	IV	3	2
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	—	IV	4	1
	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	42	I	5	1
	男女共同参画室	女性の人材発掘とデータの収集・整備	1	I	1	1
		審議会等委員への女性の登用促進	2	I	1	1
		意思決定過程への女性の参画の推進	5	I	1	3
		男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	6	I	2	1
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	7	I	2	1
		男女共同参画の視点からの広報の周知・啓発	8	I	2	1
		女性団体自主企画事業への支援	20	I	2	2
		男女共同参画ボランティア事業の推進	21	I	2	2
		家庭責任の分担意識にかかる啓発	22	I	2	3
		公的な催事における託児の実施	28	I	3	2
		国際交流支援事業	41	I	4	2
		女性の視点を取り入れた災害対策事業	43	I	5	2
		女性の継続就業に関する啓発	47	II	1	3
		働く女性のためのキャリア支援事業「コワーキングスペース」	69	II	2	3
		さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	74	II	3	1
		ワーク・ライフ支援事業	75	II	3	1
		男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	77	II	3	2
		健康支援事業	79	III	1	1
		札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	85	III	2	1
		札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	86	III	2	1
		性的マイノリティ電話相談事業	87	III	2	1
		性的マイノリティの理解促進	88	III	2	1
		男女共同参画に関する講座の推進	89	IV	1	1
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90-1	IV	1	1
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90-2	IV	1	1
		配偶者暴力に関する調査研究の推進	91	IV	1	1
		DV防止講座の実施	100	IV	1	2
		配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	102	IV	2	1
		配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	103	IV	2	2
		市職員庁内研修の強化	105	IV	2	3
		障がい者相談支援事業所との連携	106	IV	2	3
		地域包括支援センターとの連携	107	IV	2	3
		配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	108	IV	2	3
		相談等に携わる職員への研修等の充実	110	IV	2	4

市民文化局	男女共同参画室	安心できる迅速な一時保護体制づくり	111	IV	3	1
		自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	—	IV	3	2
		カウンセリング事業	116	IV	3	3
		要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	125	IV	3	4
		女性のための性暴力被害相談	132	IV	4	1
		性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	133	IV	4	1
		子ども向け男女共同参画意識啓発事業	134	V	1	1
		各種女性団体・グループへの支援	135	V	2	1
		子ども・若者への男女共同啓発事業	136	V	2	1
		男女共同参画に関する講座の推進（再掲）	89	V	2	1
		生涯学習情報の提供	142	V	2	2
		情報化社会に対応した情報提供	143	V	2	2
		男女共同参画センター相談事業の推進	146	V	3	1
		男女共同参画センターにおける事業の充実と利用促進	147	V	3	1
		ホームページや情報システムによる情報収集・提供	148	V	3	2
保健福祉局	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	117	IV	3	3
		札幌まなびのサポート事業	126	IV	3	4
	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	23	I	3	1
		地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	29	I	3	2
		民生委員による巡回相談	109	IV	2	3
	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	118	IV	3	3
	保健所	男性の料理教室	24	I	3	1
		マタニティ教室	25	I	3	1
		ワーキング・マタニティスクール	26	I	3	1
		若い世代の食育事業「本気（マジ）めしプロジェクト」	27	I	3	1
		思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	80	III	1	1
		産婦人科救急コーディネート事業	81	III	1	2
		妊娠期からの相談支援の充実	82	III	1	2
		母子訪問指導事業の推進	83	III	1	2
		思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発（再掲）	80	IV	1	1
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	46	II	1	2
		新型児童会館整備事業	48	II	1	3
		留守家庭児童対策事業の促進	49	II	1	3
		児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	—	II	1	3
		困難を抱える若年女性支援事業	—	IV	4	1
	子育て支援部	父親による子育て推進事業	—	I	3	1
		区保育・子育て支援センター事業	30	I	3	2
		子育てサロン事業	31	I	3	2
		子育て支援総合センター事業	32	I	3	2
		助産施設の提供	33	I	3	2
		地域子育て支援推進事業	34	I	3	2
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	35	I	3	2
		母子生活支援施設の運営	36	I	3	2
		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	37	I	3	2
		母子・婦人相談の推進	38	I	3	2

子ども未来局	子育て支援部	一時預かり事業	50	II	1	3	
		家庭的保育事業（保育ママ）	51	II	1	3	
		休日保育事業	52	II	1	3	
		時間外保育事業	53	II	1	3	
		事業所内保育事業	54	II	1	3	
		小規模保育事業	55	II	1	3	
		私立保育所の整備	56	II	1	3	
		地域型保育事業所の整備	57	II	1	3	
		認定こども園の整備	58	II	1	3	
		夜間保育事業	59	II	1	3	
		保育士等支援事業	—	II	1	3	
		保育人材確保緊急対策事業	—	II	1	3	
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	60	II	2	1	
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	61	II	2	1	
		ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実	62	II	2	1	
		病後児デイサービス事業	64	II	2	2	
		ファミリー・サポート・センター事業	65	II	2	2	
		母子・婦人相談の推進	104	IV	2	2	
		母子緊急一時保護事業	112	IV	3	1	
		母子生活支援施設の運営（再掲）	36	IV	3	2	
		ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	119	IV	3	3	
		ひとり親家庭スマイル応援事業	120	IV	3	3	
		ひとり親家庭への経済的支援の推進	121	IV	3	3	
		保育所の優先入所	122	IV	3	3	
		養育費相談の推進	123	IV	3	3	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	35	IV	3	3	
		母子生活支援施設の運営（再掲）	36	IV	3	3	
		ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲）	61	IV	3	3	
		ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実（再掲）	62	IV	3	3	
		ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	65	IV	3	3	
		ひとり親家庭等養育費確保支援事業	—	IV	3	3	
		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	127	IV	3	4	
		児童相談所	子育て短期支援事業	124	II	2	2
			子育て短期支援事業（再掲）	124	IV	3	3
			子ども安心ホットライン	128	IV	3	4
児童相談所・区役所家庭児童相談室	129		IV	3	4		
経済観光局	産業振興部	起業志望者向け講座	70	II	2	3	
		起業や経営に関する講座等による支援	71	II	2	3	
		女性の起業に対する支援	72	II	2	3	
		ソーシャルビジネス担い手育成講座	73	II	2	3	
		女性活躍推進等に取り組む中小企業への融資	78	II	3	2	
		再就職支援事業の実施	63	II	2	1	
		テレワーク・業務管理システムの普及促進	66	II	2	2	
		仕事に関する相談の実施	67	II	2	2	
		女性の多様な働き方支援窓口運営事業	68	II	2	2	

経済観光局	産業振興部	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	76	II	3	1
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	45	II	1	1
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	39	I	3	2
		配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	115	IV	3	2
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	2	1
		中央区みんなの講演会	10	I	2	1
		配偶者暴力根絶のための区民への普及啓発	92	IV	1	1
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	2	1
		男女共同参画に関する啓発事業の開催（再掲）	11	IV	1	1
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	2	1
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	93	IV	1	1
		各種女性団体・グループへの支援	—	V	2	1
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	2	1
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	94	IV	1	1
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	2	1
		働く女性のための座談会～わたしらしく働くヒントを見つけよう～	—	II	1	1
		配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	95	IV	1	1
		各種女性団体・グループへの支援	144	V	2	2
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	2	1
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	96	IV	1	1
		各種女性団体・グループへの支援	137	V	2	1
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	2	1
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	97	IV	1	1
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	17	I	2	1
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	98	IV	1	1
		各種サークル等の交流事業の推進	138	V	2	1
		各種女性スポーツ団体・グループへの支援	139	V	2	1
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	2	1
手稲区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	19	I	2	1
		配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	99	IV	1	1
		各種市民団体・グループへの支援	140	V	2	1
		男女共同参画等に関する学習事業の実施	141	V	2	1
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	145	V	2	2
	学校教育部	性に関する指導の充実	84	III	1	3
		男女平等教育の推進	101	IV	1	2
		性に関する指導の充実（再掲）	84	IV	1	2
		スクールカウンセラー活用事業	130	IV	3	4
		スクールソーシャルワーカー活用事業	131	IV	3	4
		男女平等教育の推進（再掲）	101	V	1	1
中央図書館	LGBTコーナーの設置	—	III	2	1	
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	4	I	1	2

資 料

札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日

条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)

第 4 章 雑則(第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者

の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しな

なければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があると

き、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 第 20 条第 3 項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

男女共同参画行政関係年表

年	世界	日本	札幌市
1974年 (昭和49)			■厚生局婦人主査設置
1975年 (昭和50)	■国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)。「世界行動計画」採択	■「婦人問題企画推進本部」及び「総理府婦人問題担当室」設置 ■「婦人問題企画推進会議」スタート	■市民局青少年婦人部青少年婦人主幹新設 ■「札幌市婦人会館」市民局へ移管
1976年 (昭和51)	■「国連婦人の十年」スタート	■民法等の一部を改正する法律成立(離婚復氏制度)	■各区に「区青少年婦人活動推進員」を設置
1977年 (昭和52)		■「国内行動計画」策定 ■「国立婦人教育会館」開館	■「女性のための講演会」(後に「女と男のための講演会」に改称)開催
1978年 (昭和53)		■「婦人白書」発表	■札幌・ポートランド婦人交流事業開始
1979年 (昭和54)	■第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」採択		■「婦人の現状調査研究」発行
1980年 (昭和55)	■「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)。「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ■「女子差別撤廃条約」署名	■「女子差別撤廃条約」署名 ■「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」成立(配偶者の相続分引上げ等)	■市民局青少年婦人部婦人主幹新設 ■「百万都市の婦人—婦人の生活構造と生活志向に関する報告書」発行
1981年 (昭和56)	■「女子差別撤廃条約」発効 ■ILO156号条約採択	■「国内行動計画後期重点目標」決定	■「札幌市婦人特定調査報告書」発行 ■「札幌市婦人問題懇話会」発足 ■「札幌市婦人文化センター」開館
1982年 (昭和57)			■札幌市婦人問題懇話会。「札幌市の女性のための施策への提言—女性の自立と地位向上をめざして」を提出
1984年 (昭和59)	■国連婦人の十年エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	■「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立(父母両系主義へ)	■「札幌市女性のための計画」策定 ■「札幌市女性のための行政推進会議」設置
1985年 (昭和60)	■「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「国籍法」改正 ■「男女雇用機会均等法」公布 ■「女子差別撤廃条約」批准	■サッポロフォーラム(後に「女と男のトークセッション」に改称)開催 ■女性消防吏員採用開始 ■ナイロビ世界会議NGOフォーラムに女性8名を派遣
1986年 (昭和61)		■「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ■「男女雇用機会均等法」施行	■市民局青少年婦人部婦人課婦人係新設 ■「札幌市女性のための計画推進懇談会」開催 ■「男女平等教育指導資料」(教師用)作成
1987年 (昭和62)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画—男女共同参加型社会の形成を目指す」策定	■男女平等教育副読本「むすぶ心ひろがる未来」発行
1989年 (昭和64) (平成元)	■国連総会「子どもの権利条約」採択	■新学習指導要領告示(家庭科の男女共修)	■「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定 ■婦人文化センター拡充 ■現業職員の採用選考基準の改正(市長部局の現業職員の採用にあたり、男女の性区分を撤廃)
1990年 (平成2)	■国連経社理「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		■水道局現業職員の女性受験制限撤廃

年	世界	日本	札幌市
1991年 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ■「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)ー男女の共同参画型社会の形成を目指す」策定 ■「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■「札幌市女性計画提言委員会」発足
1992年 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ■「環境と開発に関する国連会議」開催(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣の任命 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性問題に関する市民意識調査報告書」発行 ■部課係名を「青少年女性部」「女性企画課」「推推係」に名称変更 ■婦人文化センターを女性センターに名称変更
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連世界人権会議」開催(ウィーン) ■国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「パートタイム労働法」成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市女性計画提言委員会「第2次札幌市女性計画への提言ー男女の共同参画によって築き上げる社会を目指して」を提出
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ■国際家族年 ■ILO総会「パートタイムに関する条約」採択 ■「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ■内閣総理大臣を本部長とし閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を内閣に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画」策定
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ■「社会開発サミット」開催(コペンハーゲン) ■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ■「第4回世界女性会議」開催(北京)。「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 ■「育児・介護休業法」成立・施行(「育児休業法」の改正) ■「男女雇用機会均等法」の見直し作業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性計画推進懇話会」設置 ■戦後50年記念事業「女性たちの歩み、そして未来」(講演会)開催 ■「NGOフォーラム北京'95」に女性14名を派遣
1996年 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ■法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ■「男女共同参画2000年プラン」策定 ■男女共同参画推進連携会(えがりてネットワーク)発足 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2女性センター基本構想検討委員会」設置 ■同委員会「第2女性センター基本構想」を提出 ■北海道・東北・関東甲信越地区男女共同参画推進地域会議開催
1997年 (平成9)	<ul style="list-style-type: none"> ■第41回婦人の地位向上委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会設置(法律) ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「介護保険法」公布 ■労働基準法の女子保護規定の一部改正 ■男女共同参画白書発表 	<ul style="list-style-type: none"> ■女性問題に関する市民意識調査実施 ■「女性への暴力(家庭内暴力)」対策関係機関会議の設置 ■女性計画推進懇話会に公募市民枠を設定 ■小学校用男女平等教育副読本「心のハーモニー」発行
1998年 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により女性企画室を設置。これに伴い女性企画課を男女共同参画課へ名称変更 ■「女性のための心とからだの相談員」「男女共同参画推進員」設置 ■女性への暴力に関する調査研究報告書発行
1999年 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ■エスキャップハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ■「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画促進を想定) ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■(仮称)男女共同参画センター基本計画の策定 ■男女共同参画に関する企業意識調査実施

年	世界	日本	札幌市
2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)において「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立(平成12年11月施行) ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■女性企画室を男女共同参画推進室へ名称変更 ■女性計画推進懇話会を男女共同参画推進懇話会に名称変更 ■「札幌市女性計画行政推進会議」を「札幌市男女共同参画行政推進会議」に名称変更 ■札幌市男女共同参画推進懇話会。「21世紀における札幌市の男女共同参画社会の形成に向けて」諮問 ■「人権フォーラム」開催
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画会議」設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「男女共同参画週間」開始 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立(平成13年10月施行;一部平成14年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■(仮称)札幌市男女共同参画センター実施事業検討会議設置 ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市女性センター開館20周年記念女性センターフェスティバル開催
2002年 (平成14)		<ul style="list-style-type: none"> ■アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市男女共同参画推進懇話会から「21世紀における札幌市の男女共同参画社会の形成に向けて」を答申 ■(仮称)札幌市男女共同参画事業運営会議設置 ■「札幌市男女共同参画推進条例」公布(平成14年10月7日)、施行(平成15年1月1日) ■「札幌市男女共同参画推進懇話会」廃止
2003年 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進」成立(平成15年7月施行) ■「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立(平成16年7月施行) ■「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ■第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画さっぽろプラン」策定(平成15年1月)、施行(4月) ■札幌市男女共同参画審議会設置。「(仮称)札幌市男女共同参画計画素案について」諮問・答申 ■自営業者の家族従業者等実態調査の実施 ■札幌市女性センター閉館 ■札幌市男女共同参画センター開館
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成16年12月2日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌・ポートランド男女共同参画交流事業(派遣)実施 ■男女共同参画に関する企業の意識調査の実施
2005年 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市男女共同参画審議会「札幌市のDV対策の方向性について」諮問・答申 ■札幌市配偶者暴力相談センター開設 ■札幌市男女共同参画審議会「札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について」諮問・答申 ■札幌市男女共同参画センター条例改正(女性料金制度廃止、指定管理者制度導入) ■札幌市男女共同参画審議会「男女共同参画さっぽろプランの見直しについて」諮問

年	世界	日本	札幌市
2006年 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> ■「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ■「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」策定 ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「男女共同参画さっぽろプランの見直しについて」答申
2007年 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画さっぽろプラン（第2次）策定（平成19年3月）、施行（平成19年4月） ■「男女平等教育指導資料」（教師用）改訂
2008年 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改訂 ■「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ■女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」諮問、答申
2009年 (平成21)		<ul style="list-style-type: none"> ■育児・介護休業法の一部改正公布 ■女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■「札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行 ■男女共同参画に関する企業の意識調査の実施
2010年 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> ■第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次男女共同参画基本計画」策定 	
2011年 (平成23)			<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問
2012年 (平成24)			<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2013年 (平成25)			<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次男女共同参画さっぽろプラン」策定、施行（平成25年4月）
2014年 (平成26)	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo 2014）開催（東京） 		<ul style="list-style-type: none"> ■日本女性会議 2014 札幌開催（平成26年10月） ■「第2次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行
2015年 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ■第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ■「第4次男女共同参画基本計画」策定 	
2016年 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回「東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ■「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男

			女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問 ■「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」制定
2017年 (平成29)		■「子育て安心プラン」公表 ■「刑法の一部を改正する法律」公布・施行	■「札幌市パートナーシップ宣誓制度」の運用開始 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2018年 (平成30)		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ■「働き方改革関連法」成立	■第4次男女共同参画さっぽろプラン策定(平成30年3月)、施行(平成30年4月)
2019年 (平成31) (令和元)	■男女共同参画担当大臣会合(パリ)において、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられる。	■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ■配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	
2020年 (令和2)	■第64回国連女性の地位委員会(国連「北京+25」記念会合)(ニューヨーク)	■「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021年 (令和3)		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行 ■「育児・介護休業法」改正	■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問

男女共同参画さっぽろプラン 令和3年度 実施報告書

【編集・発行】

札幌市市民文化局市民生活部
男女共同参画室男女共同参画課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2962 FAX 011-218-5164
E-Mail アドレス danjo@city.sapporo.jp
令和4年（2022年）12月

市政等資料番号	01-D04-22-2290
関係部局保存期間	1年

